

《仮訳》

よくある質問集
森林減少防止に関する規則の実施
バージョン5

公表日：2026年4月

本仮訳は、参照用として、欧州委員会の公表資料を仮訳したものであるため、最終的な内容の確認はその原文において行われるようお願いいたします。なお、本仮訳が原文と相違する場合は、すべて原文が優先します。

※原文については下記リンク先を参照してください。

https://environment.ec.europa.eu/publications/faq-eudr-implementation_en

本文書は、森林減少及び森林劣化に関する特定の産物及び製品をEU市場において入手可能にすること及びEUから輸出すること、並びに規則(EU) No 995/2010の廃止に関する欧州議会及び理事会規則(本文書においては、「規則」、「本規則」又は「EUDR」という。)の実施に関して、各加盟国当局、事業者及びその他のステークホルダーに情報を提供することを意図して、欧州委員会の担当部局(the Commission services)によって起草された作業文書である。本文書は、欧州委員会の担当部局の見解のみを反映している。本文書に法的拘束力はなく、欧州委員会は責任を負うものではない。本文書のバージョン4(2025年4月公表)からの改訂箇所及び追記箇所は、(改訂)及び(新規)として表示される。

目次

1. 追跡可能性	12
1.1. 事業者が座標を収集しなければならない理由及び収集方法(改訂).....	12
1.2. (輸入、輸出、取引された)すべての産物は追跡可能とするべきか。(改訂).....	12
1.3. バルク取引される又は複合製品についてはどのように扱われるのか。異なる産物を含む複合製品についてはどうか。(改訂).....	13
1.4. マスバランスCoCは認められているか。.....	13
1.5. 製品の一部が不適合の場合はどうなるか。.....	13
1.6. 不動産ではない土地についてはどのようなルールがあるか。(改訂).....	14
1.7. 多角形でカバーすることのできる面積(ヘクタール)のサイズは。.....	14
1.8. すべての場合において、地理的位置を多角形によって提供する必要があるか。.....	14
1.9. (削除).....	14
1.10. 財産登録簿又は権原証書が利用できない場合はどうなるか。(改訂).....	14
1.11. 事業者は、生産者の地理的位置データを使用することができるか。.....	15
1.12. 事業者は地理的位置(又は零細・小規模一次事業者の場合は郵便住所)を検証すべきか。(改訂).....	15
1.13. (削除).....	15
1.14. 1つの多角形は複数の土地区画をカバーできるか。.....	15
1.15. 関連産物が、他の土地区画も含む単一の不動産内のある土地区画で生産された場合はどうなるか。(改訂).....	15
1.16. 多角形は外周の長さによって提供されるべきか。.....	17
1.17. 混合物品の生産地はどのように申告するべきか。(改訂).....	17
1.18. 事業者が、上市された特定の産物の生産に実際に関わる土地区画より多くの土地区画を1つのデュー・ディリジェンス・ステートメントで申告することができるのはどのような状況か。「超過申告」の意味するところは何か。.....	17
1.19. 地理的位置により、主張は実際にどのように確認されるのか。(改訂).....	18
1.20. EU加盟国の管轄当局は、森林減少が起きていないとの主張の妥当性をどのように確認するか。(改訂).....	18

1.21.	ある産物がEUDRに潜在的に適合していないとみなされた場合、EU加盟国の管轄当局はどのような種類の確認を第三国で実施することができるか。.....	19
1.22.	管轄当局は本規則の定義を使用するのか。.....	19
1.23.	サプライチェーンの追跡可能性とは何か。(改訂).....	19
1.24.	追跡可能性は、複数国からの製品に対してどのように機能するか。(改訂).....	19
1.25.	「生産日又は生産時期」とは何か。(改訂).....	20
1.26.	牛のサプライチェーンにおいてコンプライアンスはどのように機能するか。(新規).....	20
1.26.1	事業者は、「家畜用飼料」に関する義務をどのように履行すべきか。(改訂).....	20
1.27.	上流のサプライヤーが要求された情報を提供していない場合はどうなるか。(改訂).....	21
1.28.	低リスクに分類された国の土地について、座標を提供すべきか。(改訂).....	21
1.29.	森林減少フリーの土地に合法性要件は適用されるか。(改訂).....	21
1.29.1	ある産物がA国で収穫され、さらなる製造工程のためにB国に輸送され(例えば、A国産のカカオ豆を用いて、B国でココア粉を製造する)、その上で、そのココア粉がC国でEU市場に上市される。どの国の適用法規が関連するとみなされるか。.....	21
1.30.	非EU加盟国に対する法的義務はあるか。(改訂).....	21
1.31.	特定の政府が地理的位置データの共有を禁止した場合、生産者はどのようにかかるデータを共有できるか。.....	22
2.	範囲	22
2.1.	本規則にはどのような製品が含まれるか。(改訂).....	22
2.2.	一覧表に記載されている製品のうち、一覧表に記載されている産物を原材料としないものについてはどうか。(改訂).....	22
2.3.	本規則は、数量や金額にかかわらず適用されるか。(改訂).....	23
2.4.	EUで生産される産物についてはどうか。(改訂).....	23
2.5.	本規則は、包装に使用される木材及び紙にどのように適用されるか。(改訂).....	23
2.6.	関連する空の包装材が、返却前にそれ自体が(すなわち、独立した包装材として)EU市場に上市されていた場合、小売業者による当該包装材のサプライヤーへの返却は「EU市場において入手可能にする」こととみなされるか。(改訂).....	24
2.7.	EU市場における関連する中古製品の取引は、本規則の対象となるか。(更新).....	24
2.8.	再生紙・板紙は、本規則の対象となるか。(改訂).....	25
2.8.1	再生・中古タイヤは、本規則の対象となるか。(改訂).....	25
2.9.	CNコード及びHSコードとは何か。また、これらはどのように使用されるべきか。適用されるTARIC措置に関してはどこで追加情報を入手できるか。(改訂).....	25
2.10.	関連製品について、商業活動の過程で市場に上市され、又は市場において入手可能に	

	されることを意味する「供給」はどのような場合に行われるか。会社が関連製品を自社の事業で使用したり、加工したりする場合、どこまでが対象となるのか。(改訂).....	26
2.11.	同一の自然人又は法人がその商業活動の過程で関連製品を複数回加工した場合、どのような義務が生じるか。(改訂).....	28
2.12.	竹はEUDRの適用範囲内にあるか。関連産物を含まない又は原料として使用していないが、付属書Iに記載されているその他の製品についてはどうか。(改訂).....	28
2.13.	書簡やその他の通信文書の交換はEUDR要件の適用対象となるか。(改訂).....	28
2.14.	調査、分析又は検査目的で使用されるサンプル及び製品は、EUDRの適用範囲内であるか。(改訂).....	29
2.15.	関連製品の貸し出しは、本規則の適用対象であるか。.....	29
3.	義務の対象	30
3.1.	EUDRが対象とするのはどのような主体か。また、このような主体の義務についてはどこで追加情報を入手できるか。(改訂).....	30
3.1.1.	HSコードの変更は、下流の事業者又は取引業者としての会社の指定にどの程度影響を及ぼすか。(改訂).....	30
3.2.	「商業活動の過程で」とは何を意味するのか。(改訂).....	31
3.3.	「生産国の関連法規」とは何を意味するのか。(改訂).....	31
3.4.	下流の事業者及び取引業者は、どのような義務を負っているのか。(新規).....	31
3.5.	下流の事業者又は取引業者は、自らが下流の最初の事業者又は取引業者に該当するか否かを特定しなければならないか。(新規).....	32
3.6.	中小企業以外の下流の事業者及び中小企業以外の取引業者は、上流の事業者が提出したデュー・ディリジェンス・ステートメントの中の地理的位置情報又は簡易申告の中の郵便住所情報に情報システム内でアクセス可能となるか。(改訂).....	33
3.6.1.	事業者には、自らのDDS又はSDの「確認番号」を顧客に伝える義務があるか。(新規).....	33
3.6.2.	下流の事業者及び取引業者は、サプライチェーンにおいて根拠のある懸念を含む不遵守が見受けられる場合、どのような措置を講ずるべきか。(新規).....	34
3.7.	EU域外に拠点を置く事業者が、関連製品又は産物をEU市場に上市した場合、どうなるか。EU域外に拠点を置く事業者は、どのような場合に情報システムにアクセスすることができるか。(改訂).....	35
3.8.	同一のサプライチェーンに属する同一製品について、ある者が事業者であると同時に下流の事業者であることは可能か。(新規).....	36
3.9.	中小企業以外の組織であって、消費者(小売業者)に販売を行う者は、取引業者として分類されるか。(改訂).....	37
3.10.	EUDRの下における中小企業とは何か。(改訂).....	37
3.10.1	当社はDDSの提出を免除されている企業であるが、当社の供給先である企業は、当社に対してDDSの提出を求めることができるか。(改訂).....	38

3.10.2	第三国で上市された製品であって、最終的にEU域内に輸入されるものについてDDS/簡易申告を提出することは可能か。(新規).....	38
3.11.	製品がEUDR第3条に適合しない場合に責任を負うのは誰か。(改訂).....	38
3.12.	立木や収穫権の場合、事業者は誰であるか。(改訂).....	38
3.13.	本規則は、企業集団にどのように適用されるか。(改訂).....	39
3.14.	ある会社が自己の商業活動に関連する関連製品を提供するために別の会社と契約する場合、事業者又は取引業者はどれになるか。例えば、主要な事業以外に設立された敷地内のカフェテリア、小さな店舗又はスタンドなどである。(改訂).....	39
3.15.	EUDR第6条の下における「認定代理人」及び規則(EU) 952/2013 (UCC)第18条の下における「税関代理人」の役割はどのように区別されるか。.....	40
3.16.	EUDR第2条38号の定義における「EUの関税領域における私的な使用又は消費を直接の目的としない」という文はどのような意味か。(新規).....	40
3.17.	EUDRは、オンライン販売(電子商取引)又はその他の遠隔販売で行われる供給品にも適用されるか。(新規).....	41
3.18.	オンラインによる(B2B又はB2Cの)供給においてEUの顧客に関連製品を供給するオンライン頒布業者や小売業者などの企業には、どのような義務が課されるか。また、オンライン・マーケットプレイスにはどのような義務があるか。(新規).....	41
3.19.	B2Cのオンライン販売(電子商取引)又はその他の遠隔販売の場合に行われる輸入において、消費者は「事業者」となり得るか。(新規).....	42
3.20.	協同組合又は団体がその構成員に代わって簡易申告又はDDSを提出することは可能か。(新規).....	42
3.21.	零細・小規模一次事業者(MSPO)に該当するのはどのような者か。(新規).....	43
3.22.	協同組合又は団体はMSPOとみなされ得るか。(新規).....	43
3.23.	自然人又は法人がMSPOであると同時に通常の「事業者」に該当することはあり得るか。(新規).....	44
3.24.	企業はどのようにして自己の規模を判定するか。また、規模が年度ごとに変動する場合にはどのように取り扱われるか。(新規).....	44
3.25.	関連産物及び関連製品に係る事業(複合事業)の一部が関連の閾値を超えない場合、企業はMSPOに該当し得るか。また、関連活動はどのように考慮されるか。(新規).....	45
3.26.	貸借対照表の作成義務を有しない企業又は自然人は、自己がEUDR上のMSPOに該当するかをどのようにして判断するのか。(新規).....	46
3.27.	SDはいつ更新すべきか。また、新たにSDを提出する必要があるのはどのような場合か。(新規).....	46
3.28.	MSPOが、土地区画又は施設の地理的位置情報の代わりに郵便住所を利用することができるのはどのような場合か。(新規).....	47
3.29.	MSPOは、簡易申告において複数の関連製品(例えば牛及び木材)を申告することができるか。(新規).....	47

3.30.	MSPOは、生産量が不規則又は変動する場合において、「関連製品の一括年間推定数量」をどのように申告すべきか。(新規).....	47
4.	定義	48
4.1.	「世界的な森林減少」とは何を意味するか。.....	48
4.2.	「土地区画」とは何を意味するか。.....	48
4.3.	木材はどのような基準を遵守する必要があるか。.....	49
4.4.	適合的な伐採の水準とは何か。.....	49
4.5.	木材を含む、又は木材を使用して製造された関連製品において、「森林減少フリー」の定義における「森林劣化を誘発しない」という表現は、どのように解釈すべきか。.....	49
4.6.	木材製品について森林劣化がないかどうかをどのように評価すべきか、また、関連する期間をどのように検討すべきか。.....	50
4.7.	2020年12月31日より後に、伐採活動によって誘発されない構造的変化を受けた森林から伐採された木材製品は、森林劣化がないものとすることができるか。.....	51
4.8.	木材伐採作業が「森林劣化」を誘発しているという証拠は、木材製品がEU市場に上市された(又は入手可能にされた、又はそこから輸出された)後、しばらくの間は明らかにならない場合がある。デュー・ディリジェンス・ステートメントの提出後に発生した出来事について、事業者は責任を負う可能性があるか。.....	51
4.9.	「森林劣化」の定義は、森林の保護・再生のための重要な活動である樹木の計画的な植栽・播種を妨げるものではないか。.....	51
4.10.	「現地で当該基準値に達する樹木」はどのように適用されるか。.....	52
4.11.	どの森林土地利用変化が規則に適合しているか。.....	52
4.12.	自然災害は森林減少に該当するか。.....	52
4.13.	「その他の樹木地」やその他の生態系も含まれるか。.....	52
4.14.	本規則において、ゴム栽培は「農業用途」とみなされるか。.....	53
4.15.	本規則において、「根拠のある懸念」とは何か。(新規).....	53
5.	デュー・ディリジェンス	54
5.1.	事業者としての義務は何か。(改訂).....	54
5.1.1	事業者は、EUDRIに基づき構築したデュー・ディリジェンス・システムを、CSDDDや強制労働製品禁止規則(FLR)等の他のEUにおけるデュー・ディリジェンス関連法を遵守するために使用することができるか。(新規).....	55
5.2.	「認定代理人」に委任できるのは誰か。(改訂).....	56
5.2.1	認定代理人とは何か。1人の認定代理人が複数の事業者を代理することはできるか。認定代理人は、EUDR上の義務のうち、どの義務を履行することができるか。(改訂).....	56
5.3.	企業は子会社に代わってデュー・ディリジェンスを行うことができるか。(改訂).....	56

5.4.	過去にEUから輸出された製品を再輸入する場合の義務は何か。(新規).....	57
5.5.	どの税関手続きが影響を受けるか。.....	57
5.6.	EUで生産されていない製品を上市する場合、通関手続きが必要か。.....	58
5.6.1	本規則は、輸出にどのように適用されるか、また、輸出者の義務は何か。(新規).....	58
5.7.	認証又は検証スキームの役割は何か。(改訂).....	58
5.8.	文書はどれくらいの期間保存されるべきか。(改訂).....	58
5.9.	「無視できるリスク製品」の基準は何か。.....	59
5.10.	「無視できるリスク製品」には免除があるか。.....	59
5.11.	ある国の特定の産物を「無視できるリスク」とみなすことはできるか。.....	59
5.12.	「森林減少フリー」要件の遵守を確認する際、確認の時点は何に焦点を当てるべきか。.....	59
5.13.	デュー・ディリジェンスの義務に照らして、事業者によって文書化が求められる製品は何か。.....	59
5.14.	中小企業以外の事業者は、いつ、EUDR第12条3項に基づく最初の年次報告書を作成しなければならないか。(改訂).....	60
5.15.	(削除).....	60
5.16.	デュー・ディリジェンスを実施するために、事前に決められた書式又は質問の一覧表があるか。.....	60
5.17.	関連製品をEU市場に上市し、EU市場において入手可能にし、又はEU市場から輸出しようとする事業者(及び/又は認定代理人)、下流の事業者及び取引業者は、情報システムに登録しなければならないか。(改訂).....	60
5.18.	欧州委員会は、関連製品の適合性をチェックするために使用される衛星画像ツールに関する更なる詳細(例えば、最小限の解像度でのチェック)を発表する予定があるか。(改訂).....	60
5.19.	デュー・ディリジェンス・ステートメントをどれくらいの頻度で情報システムに提出すべきか。また、それらは複数の出荷/バッチを対象とすることができるか。関連製品が、一定期間にわたって連続的に市場に上市される場合はどうか。(改訂).....	61
5.20.	DDS又はSDの提出期限はいつか。(改訂).....	62
5.21.	DDS又はSDの最も早い提出日はいつか。(改訂).....	63
5.22.	(削除).....	63
6.	ベンチマーキングとパートナーシップ	63
6.1.	国別ベンチマーキングとは何か。(改訂).....	63
6.2.	どのような方法論によるものか。(改訂).....	63
6.3.	森林減少防止に関する規則(EUDR)に基づくベンチマーキング制度の策定は、森林減少に関するマルチ・ステークホルダー・プラットフォームの会合及びその他の関連会合で定	

	期的に発表されている。ステークホルダーはどのように貢献できるか。.....	64
6.4.	各国は欧州委員会との間で関連データを共有できるか。.....	64
6.5.	合法性リスクは考慮されるか。.....	64
6.6.	生産国や小規模農家に対してどのような支援が提供されているか。.....	64
6.7.	チーム・ヨーロッパ・イニシアティブの様々な要素とは何か。.....	65
6.8.	チーム・ヨーロッパ・イニシアティブとCSDDDとの関連性は。(改訂).....	66
6.9.	事業者により「高リスク」とベンチマークされた特定のサプライチェーン又は特定の生産国/地域を回避してしまうリスクを低減するにはどうすればよいか。.....	66
6.10.	EUはどのように透明性を確保するのか。.....	66
7.	デジタルによる実施(EUDR情報システム).....	66
7.1.	情報システムと「EUシングル・ウィンドウ」とは。.....	66
7.2.	どのようなデータ・セキュリティ対策があるか。.....	67
7.3.	事業者、中小企業以外の下流の事業者及び中小企業以外の取引業者はどのように登録するのか。(改訂).....	67
7.4.	システム上に頻繁に使用するデータを保存できるか。(改訂).....	67
7.5.	このシステムは、農家が地理的位置を特定するのに役立つか。オルソ画像や衛星画像は、情報システムの地図ツールとして利用可能か。(改訂).....	67
7.6.	デュー・ディリジェント・ステートメントは修正できるか。(改訂).....	68
7.7.	情報システムに保存されている地理的位置データは誰が閲覧可能か。(改訂).....	68
7.8.	情報システムにアップロード可能な地理的位置情報はどのデータ形式か。.....	68
7.9.	情報システムは利用可能であるか。(改訂).....	68
7.10.	(削除).....	68
7.11.	情報システムは常に利用可能であるか、又はダウンタイムのウィンドウが繰り返し発生することになるか。(改訂).....	68
7.12.	デュー・ディリジェンス・ステートメントのデータ入力制限はどれくらいか。言い換えれば、利用者が1個のデュー・ディリジェンス・ステートメントに入力できる最大コンテンツはどれくらいか。(改訂).....	69
7.13.	複数の国の複数の座標で構成されるGeoJSONファイルを使用して生産地を申告することは可能か。.....	69
7.14.	DDSのデータはどのくらいの期間、情報システムに保存されるか。アーカイブ目的でデータをエクスポートして保存する必要があるか。(改訂).....	70
7.15.	過去のサプライヤーが情報システムにおいて参照番号を介して地理的位置情報が共有されることを承認していない場合、地理的位置の座標はサプライチェーン全体でどのように共有できるか。(改訂).....	70

7.16.	DDSのサイズが最大ファイルサイズの25 MBを超えた場合はどうなるか。.....	70
7.17.	地理的位置ファイルの桁数が規則で義務付けられている桁数と異なる場合はどうなるか。(改訂).....	71
7.18.	製品を輸入又は輸出するときに、通常は別の単位で製品を取引していても、正味質量を申告する必要があるか。(改訂).....	71
7.19.	DDS及びSDには英語以外のテキストを含めることができるか(例えば、加盟国の言語で提出するなど)。(改訂).....	71
7.20.	製品の輸出先となる市場ごとに個別のDDS又はDSを作成する必要があるか。(改訂).....	72
7.21.	納品書やインボイスなどの出荷書類にEUDR参照番号又は申告識別子を記載し、その書類を出荷物と一緒に送付する必要があるか。輸入/輸出のための通関手続きの際に、前記のとおりEUDR参照番号を記載することは義務付けられているか。(改訂).....	72
7.22.	DDS又はSDの「正味質量」とは、製品全体の質量を指すのか、製品内の関連産物の部分のみを指すのか、それとも貨物全体(つまり、製品及びパレット/包装材)を指すのか。(改訂).....	72
7.23.	情報システムを介して法律文書などの追加情報を共有することは可能か。(改訂).....	72
7.24.	情報システムにおいて申告しなければならないHSコードの桁数はどれくらいか。(改訂).....	72
7.25.	情報システムにおいてDDS参照番号や確認番号の有効性を確認することは可能か。(改訂).....	73
7.26.	地理的位置データをファイルにアップロードするために、GeoJSON形式しか許可されていない理由は。.....	73
7.27.	情報システムはどの学名リストを使用しているか。属のみを示せば十分か、それとも具体的な種に言及する必要があるか。パルプ製品や紙製品など、産物木材の下にあるすべての製品について学名は必須か。(改訂).....	73
7.28.	(削除).....	73
7.29.	事業者、中小企業以外の下流の事業者、中小企業以外の取引業者、また、認定代理人として行為する者など複数の役割を果たす者に関する経済事業者用のアカウントの要件は何か。1つの経済事業者用アカウントをすべての役割に使用することができるか、それとも役割ごとに情報システム内に専用の経済事業者用アカウントを保有する必要があるか。(改訂).....	73
7.30.	情報システムに関してIT関連の問題に直面した場合の対処方法は。.....	74
8.	タイムライン	74
8.1.	本規則はいつ発効し、いつから適用されるか。(改訂).....	74
8.2.	その間の期間についてはどうか。(改訂).....	74
8.3.	本規則の発効前に製品が製造されたことをどのように証明するか。牛由来の製品の製造に関するルールは何か。.....	75
9.	その他の質問	75

9.1.	下流の事業者及び取引業者が、経過措置期間(本規則の発効(2023年6月29日)から本規則の適用開始(2026年12月30日)までの間の期間)にEU市場に上市された関連製品又は関連産物から作られた関連製品をEU市場に上市し、EU市場において入手可能にし、又は輸出する場合、どのような義務があるか。(改訂).....	75
9.2.	製品が適用開始日より前にEU市場に上市されたことを証明するには、どのような証拠が必要か(すなわち、どのような書類が「上市」の証拠として認められているか)。かかる製品を情報システムにおいて申告する必要があるか。(改訂).....	76
9.3.	経過措置期間中にEU市場に上市された製品は、経過措置期間中に各バッチがEU市場に上市されたこと又は本規則に適合していることが証明されれば、経過措置期間後にEU市場に上市された本規則に適合した商品と混合することができるか。.....	77
9.4.	経過措置期間中に在庫化された産物と2026年12月30日より後にEU市場に上市された産物との混合は、特に情報システムにおいて、実際にどのように行われるか。(改訂).....	77
9.5.	経過措置期間はいつ始まり、いつ終わるか。.....	77
9.6.	本規則への適合を確保するために、経過措置期間中にEU市場に上市された製品について、管轄当局はどのように確認を行うべきか。.....	77
9.7.	欧州委員会はガイドラインを発行するか。.....	77
9.8.	欧州委員会は産物別のガイドラインを発行するか。(改訂).....	78
9.9.	事業者の報告義務はどのようなものか。.....	78
9.10.	森林減少及び森林劣化に関するEU観測システムとは何か。(改訂).....	78
9.10.1.	森林減少防止に関する規則(EUDR)への適合性に関して2020年世界森林被覆地図を確定的な情報源として使用することはできるか、あるいは適合性を証明するためには追加的な手順及びデータソースが必要か。.....	79
9.10.2.	世界的及び国家的な空間地図についてどの程度の精度を期待できるか。また、デュー・ディリジェンス及び検証プロセスのための参考資料としてそれらに依拠することはできるか。(改訂).....	79
9.10.3.	2020年世界森林被覆地図上で森林に指定されている区域で産物が生産された場合、当該産物は自動的に不適合となるか。.....	79
9.10.4.	ステークホルダーは、2020年世界森林被覆地図と組み合わせて国家的な森林地図を使用することができるか。.....	80
9.10.5.	2020年世界森林種別地図(Global Forest Types map)とは何か。.....	80
9.10.6.	どのようなツールを用いて、地理空間データが地図上の森林と重複しているかを評価することができるか。(新規).....	80
9.11.	何をもちて高リスクとなり、どのくらいの期間、停止措置が講じられ得るのか。.....	80
9.12.	本規則はEU再生可能エネルギー指令とどのように関連しているか。.....	81
9.13.	EFTA/EEAの加盟国は、本規則においてどのようにみなされるか。(改訂).....	81
10.	罰則	82

- 10.1. 各EU加盟国によって定められた罰則は、欧州議会及び理事会指令2008/99/ECに基づく各加盟国の義務に影響を与えるものではない、とはどのようなことを意味するのか。..... 82
- 10.2. 罰金の最高額はいくらか。(改訂)..... 82
- 10.3. 公共調達指令に関して、各EU加盟国は、本規則を実施する際に、自浄作用を可能にすべきかどうかを決定することになっているか。..... 82
- 10.4. EUDR第25条3項によれば、「各加盟国は欧州委員会に対して、[本規則の違反に関して法人に対して下された]最終判決」及び当該法人に科された罰金を通知しなければならないとされている。欧州委員会は、これらの判決の一覧表をウェブサイト公表することになっている。これは、すべての行政上の決定又は裁判所の判決を指すのか。..... 82
- 10.5. 私は自分の土地上で小さな樹木を何本か伐採し、そこで数頭の牛を育てている。私は、当該木材と当該牛の肉を、EU域内の地元の市場で販売するつもりである。私は樹木を伐採したので、当該木材を販売することによって、私に罰金が科せられることはあるか。(改訂)..... 82

1. 追跡可能性

1.1. 事業者が座標を収集しなければならない理由及び収集方法(改訂)

本規則は、対象製品をEU市場に上市し又は[EU市場から]輸出する事業者に対し、産物が生産された土地区画の地理的位置の座標を収集することを義務付けている。これは、かかる製品を上市し又は輸出する下流の事業者には適用されない(下流の事業者に関する詳細は、本文書の第3章を参照されたい)。

土地区画の追跡可能性(すなわち、産物が生産された土地区画の地理的位置の座標を収集する要件)は、**特定の生産場所において森林減少がなかったことを実証するために必要である**。製品を土地区画に結び付ける地理的位置情報は、産業界の一部及び多くの認証機関によって既に利用されている。申告された産物及び製品の地理的位置が森林減少と結び付いているかどうかを検証するために、遠隔的に感知された情報(航空写真、衛星画像)又は他の情報(例えば、リンクを貼った地理タグ及びタイムスタンプを伴う現地の写真など)を使用することができる。

地理的位置の座標は、事業者が製品をEU市場に上市する又はEUから輸出する前に情報システムに提出するよう義務付けられている**デュー・ディリジェンス・ステートメント**(以下「デュー・ディリジェンス・ステートメント」又は「DDS」という。)に、又は該当する場合は簡易申告(以下「簡易申告」又は「SD」という。)に**記載する必要がある**。したがって、地理的位置の座標は本規則の中核部分をなし、本規則は、対象範囲に含まれる製品のうち、地理的位置の座標がまだデュー・ディリジェンス・ステートメントの一環として収集及び提出されていない製品のEU市場への上市又はEU市場からの輸出を禁止している。唯一の例外は、零細・小規模一次事業者(MSPO)のSDであり、この場合、地理的位置については、対象となる土地区画又は施設の地理的位置に明確に対応する場合には、これに変わり郵便住所を用いることができる(詳細については質問3.28を参照されたい)。

ある土地区画の地理的位置の座標の収集は、携帯電話、[携帯型グローバル・ナビゲーション・サテライト・システム](#)(GNSS)装置、及び広範囲で自由に使用できるデジタル・アプリケーション(例えば、地理情報システム(GIS)など)を介して行うことができる。これらはモバイル・ネットワークのカバレッジを必要とせず、ガリレオが提供するような堅固なGNSS信号のみを必要とする。

牛以外の産物の生産に使用される4ヘクタール超の土地区画については、地理的位置は、多角形、つまり、各土地区画の外周を記述するための、小数点以下6桁の緯度及び経度、を使用して提供されなければならない。4ヘクタール未満の土地区画については、事業者は、地理的位置を提供するために、1個の多角形又は小数点以下6桁の緯度及び経度による1個の点を使用することができる。牛が飼育されている施設は、地理的位置の座標の1点で記述することができる。

本規則は、(EU市場に直接製品を上市しない限り)第三国の生産者に直接的な義務を課すものではないことに留意されたい。

下流の事業者及び取引業者の義務については、質問3.4を参照されたい。

1.2. (輸入、輸出、取引された)すべての産物は追跡可能とするべきか。(改訂)

追跡可能性の要件は、輸入/輸出/取引された関連産物の各バッチに適用される。

本規則は、関連製品をEU市場において入手可能にする若しくは上市する前に又は輸出する前に、事業者が一つ一つの関連産物をその土地区画にまで追跡することを義務付けている。結果として、地理的位置情報(又は零細・小規模一次事業者の場合、対象となる土地区画又は施設の地理的位置に明確に対応するときは郵便住所の情報)を含むデュー・ディリジェンス・ステートメントの提出は、関連製品の輸

入(「自由な流通のための税関の通過」の税関手続き)、輸出(「輸出」の税関手続き)、及びEU市場内の取引のための要件である。下流の事業者及び取引業者は、直接の取引先(サプライヤー及び商業上の顧客)に関する情報を収集し、要求に応じて管轄当局に当該情報を提供することによって追跡可能性を確保する(EUDR第5条3項及び4項を参照されたい)。

1.3. バルク取引される又は複合製品についてはどのように扱われるのか。異なる産物を含む複合製品についてはどうか。(改訂)

例えば、大豆油やパーム油のようにバルクで取引される製品については、ある出荷に関わるすべての土地区画が特定されること、及びその産物がプロセスのいかなる段階においても、原産地不明の産物又は2020年12月31日の基準日より後に森林減少された若しくは森林劣化した地域からの産物と混合されないことを、事業者が確保する必要があることを意味する。

例えば、異なる木材成分を有する輸入木製家具のような関連複合製品については、事業者は、製造工程に使用された関連産物(例えば、木材)が生産されたすべての土地区画の地理的位置情報を提供する必要があります。関連産物により構成される部分は、原産地不明であってはならず、また、基準日より後に森林減少又は森林劣化があった地域からのものであってもならない。

複数の異なる関連産物又は製品を含む複合製品(例えば、ココア粉、カカオ脂及びパーム油を含むチョコレートバー)の場合、かかる製品をEU市場に上市する又はEU市場から輸出する事業者は、主要な産物及びEUDRIに基づき関連するとみなされる(派生)製品のみについてデュー・ディリジェンスを行う必要があります。これらは、付属書Iの左欄に記載された産物である。例えば、チョコレートバー(コード1806)の場合、それに関連付けされている関連産物はカカオである。これは、デュー・ディリジェンス義務及び情報要件が、チョコレートバーが含有する又はチョコレートバーの製造のために使用された関連産物の付属書I右欄に記載された関連製品(この場合は、産物カカオの下のココア粉及びカカオ脂)にのみ適用されることを意味する。

1.4. マスバランスCoCは認められているか。

本規則は、適用範囲に該当するすべての製品に使用された産物が土地区画にまで追跡可能であることを要求している。

森林減少フリーの産物と、原産地不明の産物又は森林減少フリーでない産物をサプライチェーンのいずれかの段階において混合することを認めるマスバランスCoCは、EU市場に上市された又は輸出された産物が森林減少フリーであることを保証しないため、本規則上は認められない。したがって、EU市場に上市された又は輸出された産物は、サプライチェーンの各段階において、原産地不明の産物又は森林減少フリーでない産物と分離する必要がある。マスバランスはそれゆえに除外されることになるが、これと同様に、完全な同一性の維持は必要ない。

1.5. 製品の一部が不適合の場合はどうなるか。

ある関連製品の一部が不適合である場合は、当該関連製品をEU市場に上市する又は輸出する前に、不適合部分を特定し、残りの部分から分離する必要があり、当該部分はEU市場への上市も輸出もしてはならない。

例えば、不適合製品が残りの製品と混合されているなどの理由で特定及び分離ができない場合には、EUDR第3条の条件を満たしていることを保証することができないため、関連製品全体が不適合となり、よって、EU市場への上市も輸出もすることができない。

例えば、バルク産物がすべて混合され、数百もの土地区画に結び付けられているときは、2020年より後に当該土地区画の1区画が森林減少されたという事実により、関連するバッチ全体が不適合となる。

ただし、EU市場に上市された関連産物又は関連製品の100%が、1)土地区画にまで追跡可能であり、2)EUDRが意味するところの合法的かつ森林減少フリーであり、かつ、3)いかなる時点においても、原産地不明又は森林減少フリーでない産物と混合されたことがない場合には、その製品は不適合とはならない。

1.6. 不動産ではない土地についてはどのようなルールがあるか。(改訂)

「不動産」の概念に該当しない公有地又は共同体地についてはどうなるか。

本規則は、EU市場に上市された又は輸出された産物は、土地区画として又は牛の場合は施設として指定された土地で生産されていなければならないことを要求している。土地登記簿又は正式な権原証明書がないという理由で、事実上使用されている土地を土地区画又は施設として指定することを妨げるべきではない(後述参照)。

1.7. 多角形でカバーすることのできる面積(ヘクタール)のサイズは。

本規則には、土地区画の最小サイズ又は最大サイズに関する固定の閾値は存在しないが、土地区画が正確な生産面積を捕捉し、その土地で生産された関連製品と関連する森林減少及び森林劣化のリスクの総体レベルの評価を可能にする十分に均質な状態を享受していることを条件とする。4ヘクタール未満の区画の地理的位置の座標との関連で、質問1.2も参照されたい。

情報システムにインポートできる多角形の面積に制限はないが、申告(簡易申告か又はDDSとしてかの別を問わない)の合計ファイルサイズは25Mb を超えることはできない。

1.8. すべての場合において、地理的位置を多角形によって提供する必要があるか。

ない。4ヘクタール未満の土地区画について(のみ)、緯度及び経度の1点のみで地理的位置を記述することができる。牛の場合、特に牛が飼育されているすべての「施設」(EUDR第2条29号に定義されている。)については、多角形ではなく、単一の地理的位置地点のみが要求されている。

1.9. (削除)

1.10. 財産登録簿又は権原証明書が利用できない場合はどうなるか。(改訂)

財産登録簿が不完全な国、農家が自己の土地に関するID又は権原証明書を有しないことがある国において、事業者はどうすれば地理的位置データを入手することができるか。(改訂)

農家は、土地登記簿に記載されているか否か、また、自己の土地のID又は権原証明書の有無にかかわらず、自己の土地区画の地理的位置を収集することができる。農家が事業者の直接のサプライヤー又は事業者自体でない限り、農家からの個人情報は一切要求されず、EU市場に上市するための産物を供給するために使用される区画の地理的位置で十分である。

土地使用权に関連する合法性要件(EUDR第2条40号(a))に関して、本規則は、関連する国内法との適合を要求する。農家が国内法に基づいてその製品の販売を合法的に許可された場合(財産登録簿を欠く

可能性があり、一部の農家がIDを有しない可能性がある。)には、それはまた、事業者が、これらの農家から調達する際に合法性要件を満たすであろうことを意味する。農業製品を生産し商業化するために、国内法に基づいて土地権原証書の所有が要求されない場合には、本規則上も要求されない。とはいえ、事業者は、自らのサプライチェーンにおいて違法性のリスクがないこと、すなわち、生産国において適用される関連する法律が遵守されていることを検証する必要がある。

合法性(及び地理的位置)に関する情報を収集するために、事業者が今日既に利用している様々な手段が数多く存在する。自らのサプライヤーを直接マッピングする手段もあれば、協同組合、認証機関、全国的な追跡可能性システム、その他の企業等の仲介者に依存するものもある。事業者は、地理的位置及び合法性に関する情報が、当該情報を収集するために使用する手段又は仲介者にかかわらず、正確であることを確保する法的責任を負う。

1.11. 事業者は、生産者の地理的位置データを使用することができるか。

できる。しかし、その正確性について最終的に責任を負うのは事業者であって、情報を提供する生産者ではない。本規則は、製品をEU市場に直接上市しない(したがって、事業者及び取引業者の定義には該当しない)生産者には適用されない。

かかる場合、事業者は、関連産物が生産された地域が正しくマッピングされること、及び地理的位置が土地区画に対応することを確保しなければならない。事業者が講じることができる措置として、キャパシティ・ビルディング及びその他の投資を通じて、サプライヤー、特に小規模農家が本規則の要件を満たすためのサポートがある。

1.12. 事業者は地理的位置(又は零細・小規模一次事業者の場合は郵便住所)を検証すべきか。(改訂)

事業者は、地理的位置又は(零細・小規模一次事業者の場合は)郵便住所が正しいことを検証し、証明できる必要がある。

地理的位置情報又は郵便住所の情報の真実性及び正確性を確保することは、事業者が果たさなければならない責任の重要な一つの側面である。不正確な情報を提供することは、本規則に基づく事業者の義務の違反を構成することになる。

1.13. (削除)

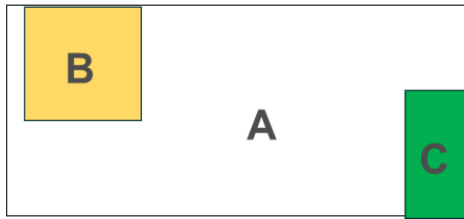
1.14. 1つの多角形は複数の土地区画をカバーできるか。

多角形は、産物が生産された土地区画の外周を表すために使用されるものである。各多角形は、隣接しているか否かにかかわらず、単一の土地区画を示すべきである。関連製品が複数の土地区画からの産物で作られている場合は、複数の多角形を1つのデュー・ディリジェンス・ステートメントにおいて提供しなければならない。多角形は、その一部のみ土地区画を含む可能性のある土地の区域の外周を追跡するために使用することはできない。

1.15. 関連産物が、他の土地区画も含む単一の不動産内のある土地区画で生産された場合はどうなるか。(改訂)

この状況は、以下の図で最もよく説明できる。

A→単一の財産 B→関連産物(例えば、大豆)が生産された土地区画 C→森林減少された区域



A → Single property

B → Plot of land where relevant commodity is produced (soy for example)

C → Deforested area

i) **関連産物(例えば、大豆)がB区域で生産された場合は、どの区域を提供すべきか。**

付属書II及びIIIによると、関連産物が生産された土地区画の地理的位置、又は該当する場合は郵便住所を提供しなければならない。

「土地区画」とは、「生産国の法律によって認識される単一の不動産内の土地であって、その土地で生産された関連産物と関連する森林減少及び森林劣化のリスクの総体レベルの評価を可能にする十分に均質な状態を享受しているもの」として定義されている(EUDR第2条27号)。この定義に基づき、土地区画は、(十分に均質な状態にある場合には)不動産全体を含むこともあれば、又はかかる単一の不動産内の土地の一部のみを含むこともある。例えば、農場がある不動産を構成している場合であって、その半分のみがEUDR対象製品の上市を目的として耕作されているときは、当該農場は、全体として又はかかる特定の耕作区域について申告することができる。この例においては、区域B、又は当該不動産が均質な状態にある場合には単一の不動産Aのいずれかを提示しなければならない。

また、輪作という特定の場合には、複数の土地区画を申告することも可能である(質問1.18を参照)。申告された土地区画において森林減少又は森林劣化が認められた場合には、当該土地区画に由来するすべての関連産物及び関連製品は、上市したり、市場において入手可能にしたり、又は輸出したりすることができなくなる(EUDR第9条1項(d))。

ii) **C区域の森林減少が合法的で、基準日より後に行われた場合はどうなるか。**

- C区域で関連産物が一切生産されなかった場合、申告した区域がB区域のみであれば、C区域の森林減少はB区域で生産された大豆の適合性には影響しない。
- C区域で別の関連産物(例えば、牛)が生産された場合には、牛は不適合である(森林減少フリーでない)が、B区域の大豆は、かかる大豆について申告した区域がB区域のみであれば原則として適合している。
- 同じ産物がB区域とC区域で生産された場合(大豆)、事業者は、単一財産内での混合リスクの高さを特に考慮して、無視できるリスクにしなければならない(EUDR第10条2項(j))。

iii) **本規則が意味するところの違法性により、A不動産の法的な状況が影響を受けた場合(例えば、C区域に違法な森林減少がある場合)はどうなるか。B区域で生産された大豆は影響を受けるか。**

B区域で生産された大豆は、生産区域の法的な状況(EUDR第2条40号に沿って、Bではなく、財産全体の法的な状況)が生産国の関連法規に適合していないため、合法的ではなく、したがって、適合していない。

1.16. 多角形は外周の長さによって提供されるべきか。

土地区画情報を外周の長さによって提供する義務はなく、そのような提供ができる可能性もない。**4ヘクタール超の土地**(牛以外の関連産物の生産用)については、各土地区画の外周を記述するのに十分な緯度及び経度の点を有する多角形(円周を有する一意の中心点ではない)を使用して、地理的位置を提供しなければならない。

1.17. 混合物品の生産地はどのように申告するべきか。(改訂)

事業者は、EU域内に有効に出荷されたすべての物品の生産地を申告する必要がある。

例えば、複数の生産地からの適合物品が同じサイロ、スタック、パイル、タンク等に混合され、その後それらの物品の一部がEU市場に上市される場合：

- ・ 申告する生産地には、**サイロが最後に空になった日以降サイロに入った(したがって、出荷に含まれる可能性がある)すべての物品の生産地を含めるべきである。**
- ・ サイロを定期的に空にしていない場合、事業者は、生産地不明の産物が工程において混合されないことを確保しようとする期間中にサイロに入ったすべての物品の生産地を申告する必要がある。例えば、サイロに保管された物品の一部を搬出する際は、サイロが先入れ先出しシステム又はこれに相当する、原材料がその搬入順に時系列的に消費されることを確保するシステムで動作することを条件として、サイロ容量の最低200%までサイロに入った従前のすべての物品の地理的位置を申告することによって、これを安全に行うことができる。このアプローチは、スタック、タンク等に保管した関連産物又は製品、及びすべての連続加工に適用される。
- ・ 生産地が不明の産物又はEUDR不適合の産物が工程において混合されないことが確保されている限り、先入れ先出しシステムやその他の保管システムにおいてその他のアプローチが可能である。
- ・ サイロに入った物品の数量x(xとは、EU市場に上市された数量である)の生産地を申告することは、本規則では**認められていない**。その理由は、原産地不明の製品をEU市場に上市することを禁じる本規則に違反することとなるからである。

これは、第9章に記載された経過規定に影響を与えるものではない。

1.18. 事業者が、上市された特定の産物の生産に実際に関わる土地区画より多くの土地区画を1つのデュー・ディリジェンス・ステートメントで申告することができるのはどのような状況か。「超過申告」の意味するところは何か。

本規則を推進するには、上市された産物/製品と、それらが有効に生産された土地区画との間の対応関係が必要である(そのため、本規則は厳格な追跡可能性の原則に基づいて構築され、それにより、事業者は生産の土地区画に対応する正確な地理的位置の座標を収集する必要がある)。ただし、事業者は、特定の状況においては、産物が生産された土地区画数よりも多い、限られた数の土地区画の地理的位置の座標を提供することができる。

事業者は、バルク産物が土地区画にまで完全に追跡され、原産地不明の産物又は不適合の産物と混合されていない状況においてのみ、「超過」申告することができる。かかるバルク産物が、例えば、保管用のサイロ内、輸送用の船舶上、又は製造工程中の工場内など、物流又は製造工程に沿って混合された場合、事業者は、全体の一部のみが上市された場合には、超過申告という手段に訴えることができる。事業者は、できるだけ細かい追跡可能性データを入手する必要がある。

超過申告は、例えば大豆が毎年、農場における耕作に適した土地全体の異なる場所において生産される場合など、農場の一連の農業用土地区画で輪作が行われている場合にも適用することができる。

事業者がデュー・ディリジェンス・ステートメントにおいて「超過」申告した場合、事業者は、最終的に上市された産物/製品の生産に関連する土地区画であるか否かにかかわらず、地理的位置が提供されたすべての土地区画の適合性について全責任を負う。デュー・ディリジェンス・ステートメントにおいて「地理的位置が提供された」土地区画の1区画が適合していない場合は、「地理的位置が提供された」土地区画の全区画が非適合となる。このような場合、超過の土地区画を申告する事業者は、申告されたすべての土地区画(超過の土地区画を含む。)についても、EUDRに基づく義務を遵守して、デュー・ディリジェンスを完全に実施しなければならず、かつ、1)(森林減少フリー及び合法性要件に関する)不適合のリスクが、EUDR第10条2項に従い、すべての土地区画について評価されていること、2)かかる評価において、事業者がEUDR第10条の(i)及び(j)の基準を特に考慮していること、並びに、3)すべての土地区画についてかかるリスクが無視できるものであること、の証拠を提供しなければならない。さらに詳しく言えば、事業者は、EUDR第10条2項(i)に従い、関連産物が生産された土地区画に関連製品を結びつけることが困難な場合のリスクの存在、及びEUDR第10条2項(j)に従い、本規則の回避のリスク又は原産地不明の関連製品との混合のリスクが無視できないものであるかを考慮しなければならない。事業者は、これらのリスクを無視できる程度まで低減しなければ、かかる製品を上市し、市場において入手可能にし、又はこれを輸出することができない。

上記のケースシナリオに影響を与えるものではないが、一般的に、(例えば、地域全体又は国全体レベルで)土地区画の超過量を申告することを目的とした追跡可能性の実務は本規則のルールに沿ったものとは言えない。かかる実務による場合、事業者がその中核となるデュー・ディリジェンスの義務、特に規制回避のリスクを低減する義務を果たせないと思われる(すなわち、ある国全体に対して、EUDR第8条によりデュー・ディリジェンスを実施することは不可能である)。それはまた、EU加盟国の管轄当局の業務を妨げることにもなり、EUDR第16条による確認を実施するその義務の遵守を困難に(又は不可能にさえ)することになる。

1.19. 地理的位置により、主張は実際にどのように確認されるのか。(改訂)

地理的位置により、森林減少が起きていないとの主張の妥当性は実際にどのように確認されるのか。衛星航法測位と森林減少地図を連動しているのか。森林区域又は森林減少及び森林劣化を受けた区域のベースラインを示す地図はあるのか。農場、プランテーション又はコンセッションの地理的位置が利用できない場合は、どのように機能するのか。

産物が生産された土地区画の地理的位置の座標を収集することは、事業者の責任である。事業者が関連製品に寄与しているすべての土地区画の地理的位置を収集できない場合は、EUDR第3条に従い、当該製品をEU市場に上市する又はこれを輸出するべきではない。

事業者(及び中小企業以外の下流の事業者及び取引業者)並びに執行当局は、地理的位置の座標を衛星画像又は森林被覆地図と照合して、当該製品が本規則の森林減少フリー要件を満たしているかを評価することができる。

1.20. EU加盟国の管轄当局は、森林減少が起きていないとの主張の妥当性をどのように確認するか。(改訂)

EU加盟国の管轄当局は、EU市場に上市された、市場において入手可能にされた又は輸出されたか、上市、入手可能にすること又は輸出を意図された関連産物及び製品が森林減少フリーの土地区画に由来し、合法的に生産されたことを立証するための確認をEUDR第16条に従い実施する。これには、デュー・ディリジェンス・ステートメントの妥当性、並びに事業者、下流の事業者及び取引業者による本規則の規定の全体的な遵守に対する確認を実施することが含まれる。

管轄当局による確認の範囲に関する詳細については、EUDR第18条及び第19条を参照されたい。

1.21. ある産物がEUDRに潜在的に適合していないとみなされた場合、EU加盟国の管轄当局はどのような種類の確認を第三国で実施することができるか。

管轄当局は、EUDR第18条2項(e)に基づき第三国において、当該第三国の行政当局の協力を通じて実地監査を実施することができるが、これについては当該第三国の同意を条件とする。

本規則は、ある製品が「潜在的に不適合」又は「不適合」と評価された場合に、EU加盟国の管轄当局に生産国と協議することを義務付けていないことに留意されたい。

1.22. 管轄当局は本規則の定義を使用するのか。

本規則の実施に関連して、EU加盟国の管轄当局は、EUDR第2条に定める定義を使用することになる。規則とは、EUにおける拘束力のある立法行為である。EU加盟国27カ国において、その全体が調和のとれた方法で適用されなければならない。

1.23. サプライチェーンの追跡可能性とは何か。(改訂)

本規則の遵守を立証するために事業者が収集し、5年間保管する必要がある情報、文書及びデータは、第9条及び付属書IIIに記載されており、地理的位置に関するデータについては、EUDR第2条28号に記載されている。

事業者は、各特定のサプライヤーが供給するすべての関連製品について、デュー・ディリジェンスを行わなければならない。したがって、事業者は、デュー・ディリジェンス・システムを整備しなければならず、かかるシステムには、EUDR第9条に定める要件を満たすために必要な情報、データ及び文書の収集、第10条に記載されるリスク評価措置、及び第11条で言及されているリスク低減措置が含まれる。デュー・ディリジェンス・システムの確立及び維持、報告及び記録保管に関する要件は、EUDR第12条に記載されている。簡素化されたデュー・ディリジェンスが適用される事業者の場合(EUDR第13条)、当該事業者のデュー・ディリジェンス・システムは、当該事業者の簡素化されたデュー・ディリジェンスの義務に限定される(質問5.1も参照)。事業者は、EUDR第4条7項に基づき、デュー・ディリジェンス・ステートメント参照番号、又は該当する場合は簡易申告の対象製品に関連する申告識別子を下流の事業者又はサプライチェーンのさらに下流の取引業者に伝達しなければならない。

下流の事業者及びサプライチェーンのさらに下流の取引業者は、直接の取引先(サプライヤー及び商業上の顧客)に関する情報を収集して保管することにより、追跡可能性を確保する。下流の事業者及び取引業者の義務については、質問3.4を参照されたい。

事業者は、情報システムに提出されたデュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告を通じて加盟国の執行当局に提供する追跡可能性に関する情報が正確であることを確保することが義務付けられる。

情報システムの開発及び機能は、関連するデータ保護規程に沿うものとなる。さらに、当該システムは、共有情報の完全性及び機密性を確保するためのセキュリティ対策を備えるものとなる。

1.24. 追跡可能性は、複数国からの製品に対してどのように機能するか。(改訂)

事業者は、加盟国の管轄当局に提供する、追跡可能性に関して要求された情報が、サプライチェーンの長さ又は複雑さにかかわらず、正確であることを確保するよう義務付けられている。

追跡可能性に関する情報は、サプライチェーンに沿って積み上げることができる。例えば、数カ国から数百の土地区画で調達された輸入大豆の大量のバルク出荷は、当該出荷に寄与したこれらすべての国の各土地区画について、すべての関連する生産国及び地理的位置情報を含んだデュー・ディリジェンス・ステートメントと関連付けられる必要がある。

1.25. 「生産日又は生産時期」とは何か。(改訂)

事業者は、EUDR第9条に定める義務に基づき、生産日又は生産時期に関する情報を収集することを義務付けられる。この情報は、関連製品が森林減少フリーであることを証明するために必要である。それゆえに、生産日又は生産時期に関する情報収集義務は、EU市場に上市された本規則の対象産物、又は本規則の対象である関連製品の生産に使用された産物に適用されるのである。

牛以外の産物については、生産日とは当該産物の収穫日をいい、生産時期とは生産工程の期間／持続期間(例えば、木材の場合、「生産時期」とは関連する収穫作業の持続期間をいう。)をいう。生産日及び生産時期はともに、指定された土地区画に関係したものであるべきである。

生産の特異性のために、より正確な情報が入手できない場合には、収穫年及び/又は収穫の季節を使用することができる。

産物「牛」に基づく関連製品については、生産時期とは、牛が生まれた瞬間から屠殺時までの牛の生涯をいう。生きた牛(HS Code 102 21、102 29)がEU市場に上市される場合(例えば、輸入される場合又はEUで生まれた牛を最初に販売することによる)、EU市場に最初に上市された日までのすべての地理的位置(又は該当する場合は郵便住所)を収集し、DDS又はSDとともに提出しなければならない。

EUDR第1条2項に従い、かつ、第2条14号の「生産された」の定義に沿って、本規則の発効より前、すなわち2023年6月29日より前に牛が生まれた場合は、EUDRは牛及び牛由来製品には適用されないことに留意されたい。

1.26. 牛のサプライチェーンにおいてコンプライアンスはどのように機能するか。(新規)

他の関連製品と同様に、牛(生体であるか加工肉であるかを問わない)を最初に上市する自然人又は法人は、EUDR第2条15号の意味における「事業者」に該当する。牛をEU市場に上市する前に、当該者はデュー・ディリジェンスを実施し、EUDR第4条1項に従いデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出する必要がある。EUDR第2条15a号に定める条件を満たす場合、牛の所有者は零細・小規模一次事業者に該当し得るため、EU市場に牛を上市する前に、DDSに代えて簡易申告を提出すれば足りる。もっとも、加盟国がEUDR第4a条4項に従い必要なデータを情報システム上で利用可能としており、その結果としてかかる牛の所有者に申告識別子が付与されている場合には、簡易申告の提出は必要とされない。

その後の課程で牛を販売するすべての者は、取引業者又は下流の事業者には該当する。CNコードに変更がない場合(例えば、肥育農場など)、当該者はEUDR第2条18号の意味において牛を市場において入手可能にすることになるため、取引業者とみなされる。これに対し、サプライチェーンのさらに下流に位置し、生体の牛を食肉など付属書IIに掲げる派生製品に加工する者は、下流の事業者には該当する。下流の事業者及び取引業者の義務は、会社の規模に応じて異なる(質問3.4を参照)。

1.26.1 事業者は、「家畜用飼料」に関する義務をどのように履行すべきか。(改訂)

規則(EU)2023/1115の前文39項によると、牛を使用して製造された関連製品をEU市場に上市し又はEU市場から輸出する事業者は、自己のデュー・ディリジェンス・システムの一環として、家畜用飼料が森林減少フリーであることを確保しなければならない。ただし、飼料自体には、地理的位置情報は不要である。証拠には、関連するインボイス、関連するデュー・ディリジェンス・ステートメント参照番号、又はその他当該飼料が森林減少フリーであることを裏付けるあらゆる関連文書が含まれ得る。これは、対象の動物の生存期間(ただし最長5年間)を網羅したものでなければならない。

EUDRが関連製品に義務を課すことを踏まえ、家畜用飼料は、当該飼料が給餌された時点で関連製品であった場合にのみEUDRに基づき関連する(例えば、HS 1208 10 - 大豆粉及び粗挽き粉)。一方、関連製品に該当しないその他の牛用飼料(例えば、草など)はEUDRの対象に含まれないため、牛用飼料に関する規則(EU)2023/1115の前文39項は、このような他の飼料には適用されない。

付属書IIに含まれる飼料に関するDDSは、当該飼料自体が市場に上市され又は輸出される場合にのみ、提出が求められる。

1.27. 上流のサプライヤーが要求された情報を提供していない場合はどうなるか。(改訂)

EU市場において産物を上市し若しくは入手可能にするか、又は輸出する事業者、下流の事業者若しくは取引業者が本規則で要求される情報をそのサプライヤーから入手できない場合は、関連製品をEU市場に上市し若しくはEU市場において入手可能にすること、又はEUから輸出することは本規則の違反となるため、差し控えなければならない。

1.28. 低リスクに分類された国の土地について、座標を提供するべきか。(改訂)

地理的位置(又は零細・小規模一次事業者の場合は郵便住所)による追跡可能性要件に例外はない。事業者は、関連するサプライチェーンの複雑さ、本規則の回避のリスク、及び原産地不明又は高リスク若しくは標準リスクの国若しくはその地域を原産地とする製品との混合リスクも評価しなければならない(EUDR第13条)。事業者が、関連製品が本規則に適合していない、又は本規則が回避されているとのリスクを示唆する関連情報を入手した又は了知した場合、事業者は、EUDR第10条及び第11条に基づくすべての義務を履行しなければならず、また、関連情報を直ちに管轄当局に伝達しなければならない。

1.29. 森林減少フリーの土地に合法性要件は適用されるか。(改訂)

関連産物は、EUDR第3条(b)に基づき生産国の関連法規に従って生産されている場合を除き、EU市場において入手可能にすること又はEUから輸出することはできない(いわゆる「合法性要件」)。

第3条に基づく義務は、累積的なものであり、(1)合法性要件(第3条(b))、(2)「森林減少フリー」要件(第3条(a))、及び(3)産物又は製品がデュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告の対象であるという要件(EUDR第3条(c))のすべてが充足されなければならないことを意味する。

1.29.1 ある産物がA国で収穫され、さらなる製造工程のためにB国に輸送され(例えば、A国産のカカオ豆を用いて、B国でココア粉を製造する)、その上で、そのココア粉がC国でEU市場に上市される。どの国に適用される法律が関連するとみなされるか。

上記の例では、A国が生産国である。つまり、合法性要件の対象となるのは、A国で適用される法律のみである。

1.30. 非EU加盟国に対する法的義務はあるか。(改訂)

非EU加盟国に適用される法的義務はない。本規則は、事業者、下流の事業者及び取引業者(本規則第2章に定める。)並びにEU加盟国及びその管轄当局(本規則第3章を参照)に対する義務を定めている。

ただし、世界中の多くの国が、森林減少フリーのサプライチェーンを強化し、関連産物に関する公共の追跡可能性システムを強化する等の措置を講じており、それにより本規則に基づく企業の任務を容易にしている。かかる進展は、事業者及び取引業者がその義務を遵守することを大いに助けることができるので、これは歓迎される。

1.31. 特定の政府が地理的位置データの共有を禁止した場合、生産者はどのようにかかるデータを共有できるか。

本規則に基づく事業者に対する中核的要件の1つは、EU市場に上市された又はEU市場から輸出された産物及び製品が生産された土地区画に関する地理的位置情報を収集することである(EUDR第9条1項(d))。事業者は、かかる(公共の)データを収集し、情報システムにアップロードする義務から免除されるために、事業者と当該データを共有することを禁止する国内法の存在に依拠することはできない。事業者は、その義務の一環として地理的位置情報を提出しなければならない。さもなければ、事業者は、第8条に従いデュー・ディリジェンスに関する要件を遵守することができず、したがって、EU市場に関連製品を上市し、又は市場から輸出することができない。

。 。 。 。

2. 範囲

2.1. 本規則にはどのような製品が含まれるか。(改訂)

本規則は、その付属書IIに記載されている製品にのみ適用される。付属書IIに含まれていない製品は、本規則の対象となる関連産物が含まれている場合であっても、本規則の要件の対象とはならない。例えば、パーム油を原料とするマーガリンは、本規則の対象とはならない。

同様に、付属書IIに含まれていないHSコードを有する製品であって、本規則の対象となる産物(例えば、天然ゴム製タイヤを有する自動車)から派生した部品又は成分を含む製品は、本規則の要件の対象とはならない。

注: 本規則は、欧州委員会が、委任法により、関連製品及び製品説明の一覧表を改正することを想定している。さらに、欧州委員会は、関連産物が森林減少と森林劣化へ与える影響の評価に基づいて、本規則の適用範囲をさらなる他の産物へと拡大するために、欧州議会とEU理事会に対して立法提案を行う必要性と実行可能性について評価する。

2.2. 一覧表に記載されている製品のうち、一覧表に記載されている産物を原材料としないものについてはどうか。(改訂)

	付属書 I の対応する左欄に記載されている産物を原材料とするもの	付属書 I の対応する左欄に記載されている産物を原材料としないもの
付属書 I に記載されている関連製品	本規則(EUDR)の対象	本規則の対象ではない

付属書IIに記載されていないその他の製品	本規則の対象ではない	本規則の対象ではない
----------------------	------------	------------

付属書IIに記載されている製品であって、付属書Iの対応する左欄に記載されている産物を含まないか、又は当該産物を原材料としないものは、本規則の適用を受けない。

付属書Iの製品のHSコードの前の「ex」は、付属書に記載されている製品がHSコードに基づいて分類できるすべての製品からの「抜粋」であることを意味する。例えば、コード9401は、木材以外の原材料で作られたシートを含む可能性があるが、本規則の要件の対象となるのは木製のシートのみである。同様に、HS201は「生鮮又は冷蔵された牛属の動物(Bovine animals)の肉」を対象としているが、本規則の付属書Iのex 201は、「生鮮又は冷蔵された牛(cattle)の肉」のみを対象としており、ウシ属(Bos属)及びその亜属であるBos、Bibos、Novibos及びPoephagusの牛を意味するが、野牛(Bison属)又はバッファロー(Syncerus属)の肉は、本規則の対象とはならない。

例えば、「ex 4011 新品のゴム製空気タイヤ」のような関連製品が合成ゴムと天然ゴムの混合物から製造されている場合、事業者は天然ゴム成分についてのみデュー・ディリジェンスを行わなければならない。

2.3. 本規則は、数量や金額にかかわらず適用されるか。(改訂)

関連産物又は関連製品(加工された製品中のものを含む。)に関して、それを下回ると本規則の適用対象外となるような量又は金額に関する閾値は存在しない。

付属書IIに含まれる関連製品をEU市場に上市するか、同市場において入手可能にするか、又はEU市場から輸出する事業者、下流の事業者及び取引業者は、当該製品の量にかかわらず、本規則の義務の対象となる。

2.4. EUで生産される産物についてはどうか。(改訂)

EU域内で生産される産物は、EU域外で生産される産物と同一の要件に従う。本規則は、EU域内で生産若しくは製造されるかEU域内に輸入されるかを問わず、付属書IIに記載される製品に適用される。

例えば、EUにおけるある会社がチョコレート(コード1806、付属書IIに含まれる。)を製造する場合、当該会社は、チョコレートに使用されているココア粉が既にEU市場に上市されており、デュー・ディリジェンスに関する要件を満たしていたとしても(下流の事業者に関する質問3.4も参照)、本規則の義務の対象となる下流の事業者とみなされる。

2.5. 本規則は、包装に使用される木材及び紙にどのように適用されるか。(改訂)

例えば、製造業者に包装材(例えばパレット)を販売する生産者(最終製品を保護することを目的とし、最終製品として消費者に販売することを目的としない。)の場合、付属書Iの「専ら上市される他の製品を補助、保護又は運搬するための包装材料として使用される包装材料を含まない。」という文言は、以下のように解されるべきである。

当該包装材のいずれかが、他の製品の包装材としてではなく、それ自体が製品として(すなわち、独立した包装材として)EU市場に上市され、又は輸出される場合、当該包装材は本規則の対象となるため、法的要件が適用される。

HSコード4415又は別のHSコード(例えばHS 48)に分類される包装材が、他の製品を「補助、保護又は運

搬」するために使用される場合、当該包装材は本規則の対象とはならない。

専らEU市場に上市される他の製品を補助、保護又は運搬するための包装材料として使用される包装材は、該当するHSコードにかかわらず、本規則の付属書Iの意味の範囲内における関連製品ではない。包装材料が運搬される製品に添付されるインボイスに記載されているか否かは関係なく、包装材が輸入又は輸出のシナリオにおいて合同で又は個別に分類されるかどうかは重要である(合同関税品目分類表(Combined Nomenclature)の解釈に関する一般規則の規則5bを参照されたい。)。規則5b)によれば、中に入れる物品とともに提供される包装材料及び包装容器は、当該物品を包装するために通常使用される種類のものである場合は、当該物品とともに分類される。包装材が、運搬される製品とともに分類されており又は分類される予定である場合には、専らEU市場に上市され若しくはEU市場において入手可能にされ、又はEU市場から輸出される他の製品を補助、保護又は運搬するための包装材料として使用されるものとみなすことができる。

2.6. 関連する空の包装材が、返却前にそれ自体が(すなわち、独立した包装材として)EU市場に上市されていた場合、小売業者による当該包装材のサプライヤーへの返却は「EU市場において入手可能にする」こととみなされるか。(改訂)

当該包装材(例えばパレット)が、他の製品の包装材としてではなく、それ自体が製品として(すなわち、独立した包装材として)市場に上市され、又は市場において入手可能にされ、又は輸出される限り、当該包装材は、本規則の対象となるため、関連する要件が適用される(上記質問参照)。これは、当該包装材がそれ自体で商業目的に使用される限り、適用されるべきである。

もっとも、当該包装材が専らある製品を補助、保護又は運搬するための包装材料として使用される包装材となった場合、本規則の適用範囲には含まれない。これは、中古の包装材料(他の製品を補助、保護又は運搬するために積載された状態でEUに持ち込まれ、その後販売される包装材料を含む)を他社に販売又はレンタルすることは、EUDRの対象とならないことを意味する。同様に、最初に他の製品を補助、保護又は運搬するために使用された空の包装材料が、例えば閉ざされた交換システムの輪の中で取引される場合(すなわち、パレットが、運搬のために再利用することを目的としてある会社から別の会社へと輸送される場合)も、本規則の適用範囲には含まれない。製品のレンタルに関するさらなる情報については、質問2.15を参照されたい。

他の製品を補助、保護又は運搬するために使用された包装材が修繕され、販売された場合、当該包装材は、修繕に使用された新たな関連製品(例えば、リサイクル品ではない木材部品を使用して修繕されたパレット)に関してのみEUDRを遵守しなければならない。これは、上記の例においては、修繕されたパレットの販売業者は、新たに追加された木材部分が過去に既にデュー・ディリジェンス実施の対象となっていたか否かによって事業者又は下流の事業者であるとみなされるということである。

2.7. EU市場における関連する中古製品の取引は、本規則の対象となるか。(改訂)

そのライフサイクルを終えて廃棄物として処分されるはずであった中古製品(前文40項及び付属書Iを参照)は、本規則の義務の対象外となる。使用済製品又は中古製品の適用除外に関する詳細は、欧州委員会のウェブサイト「Have Your Say」上でパブリックコメントのために公開されている委任法案中に記載さ

れている¹。

2.8. 再生紙・板紙は、本規則の対象となるか。(改訂)

ほとんどの再生紙/板紙製品は、繊維を強化するために、少量のバージンパルプ又は使用済みの再生紙(例えば、ダンボール箱の製造過程で生じ、廃棄された板紙スクラップ)を含む。

付属書IIは、指令2008/98/ECの第3条1号に定義されるように、**ライフサイクルを終えて廃棄物として処理されるはずであった原材料から完全に生産される物品には適用されないと規定している**。したがって、リサイクルされた原材料に対しては、本規則に基づく義務は適用されない。

逆に、**ある製品にリサイクルされていない原材料が含まれる場合、当該製品は本規則の要件の対象となり**、リサイクルされていない原材料は、当該原材料又はその部分を最初に上市した事業者によって地理的位置情報を介して原産地まで遡る必要がある。また、付属書IIは、一般的に、製造工程における副産物は本規則の対象となることを明確にしている。再利用(廃棄物及びスクラップ)された製品を構成する紙・板紙については、付属書Iの対象外とする(合同関税品目分類表(Combined Nomenclature)第47章及び第48章参照)。

2.8.1 再生・中古タイヤは、本規則の対象となるか。(改訂)

パブリックコメントのために公開されている委任法案においては、再生・中古タイヤは本規則の対象外とすることが提案されている。委任法案が原案どおり施行された場合、本規則に基づく義務は、再生工程においてタイヤのケーシングに使用される新しいゴムのトレッドを上市すること、市場において入手可能にすること、又は輸出することに限定されることになるであろう。

2.9. CNコード及びHSコードとは何か。また、これらはどのように使用されるべきか。適用されるTARIC措置に関してはどこで追加情報を入手できるか。(改訂)

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(通称「HSコード」)に規定される品目分類法は、世界税関機構(WCO)の主導の下に作成された国際的な多目的分類法である。この分類法は、物品を分類するために6桁のコードを割り当て、世界中で適用される。国/地域は、より詳細な分類のために、共通の6桁のHSコードに、さらに数字を追加することができる。

欧州連合の**合同関税品目分類表(Combined Nomenclature)(CNコード)**は、欧州共同体におけるニーズに対処するために、世界共通のHSコードをより具体的な物品に細分化した8桁の産物コードである。

CNコードは、欧州連合への輸入又は欧州連合からの輸出のための物品の申告の基礎となるものであり、また、EU域内貿易統計の基礎にもなるものである。本規則の付属書Iの産物及び製品は、そのCNコードにより分類される。本規則の付属書IIに記載されている関連製品は、規則(EEC)第2658/87号の付属書IIに記載されている合同関税品目分類表(Combined Nomenclature)により分類される。

輸入の際、UCC規則(EU)第952/2013号の第201条に定めるように、物品について自由な流通のための税関の通過手続きを行う場合、CNコードは、EU法規のニーズに対処するために作成された10桁のTARICコードにさらに細分化することができる。UCC規則(EU)第952/2013号の第269条で定めるように、

¹ [Have your say - Public Consultations and Feedback](#)

輸出手続きのために物品の申告を行う場合、最終分類は8桁のCNコードまでとすることができる。

サプライチェーンのメンバーは、CN基本規則(関税及び統計的分類表、並びに共通関税率に関する1987年7月23日付理事会規則(EEC)第2658/87号)の付属書IIに基づいて自己の製品を分類し、本規則が当該製品に適用されるか否かを確認する必要がある。HSコードは5年ごとに更新され得る。EUのCN規則は、最新情報を反映するために毎年採択される。EUDRの付属書IIに記載された品目分類コードは、本規則の採択時に有効であったものを指す。かかる品目分類コードについて、CN規則の改正により変更が行われた場合には、その変更はEUDRIにも直接適用される。

詳細については、[関税及び統計的分類表、並びに共通関税率に関する1987年7月23日付理事会規則\(EEC\)第2658/87号](#)を参照されたい。

欧州連合の統一関税制度(TARICデータベース)へのEUDRIに関する措置の組み込みに関する詳細情報を含む説明文書(TARICにおいて導入され、適用されているTARICの適用除外を含む。)は、オンラインで入手可能である²。

2.10. 関連製品について、商業活動の過程で市場に上市され、又は市場において入手可能にされることを意味する「供給」はどのような場合に行われるか。会社が関連製品を自社の事業で使用したり、加工したりする場合、どこまでが対象となるのか。(改訂)

サプライチェーンの中でEU市場に関連製品を輸入し、又は国内で上市する者と、サプライチェーンのさらに下流にある者とは区別されなければならない。

ある者がEU域内で生産された関連製品をEU市場に上市する場合、それにより、当該製品は初めて市場に供給されることになる。供給は、当該製品に関する所有権又は他の財産権の移転に関する二以上の法人又は自然人の合意(書面によるか口頭によるかは問わない。)を前提とする。供給は、当該製品が製造されていること、又は製造を伴わずに上市されている場合は、当該産物が生産されていることを要する(EUDR第2条14号参照)。そのような活動は、関連製品が(a)加工、(b)営利目的か、非営利目的かを問わず消費者に対する頒布、又は(c)事業者自身の事業における使用を目的として上市されているかにかかわらず、EUDRのもとで関連性を有する(EUDR第2条19号参照)。会社は事業者であり、デュー・ディリジェンスを行い、DDS(又は該当する場合はSD)を提出する必要がある。

商業活動の過程で、関連製品が「自由な流通のための税関の通過」の手続きの下に置かれ、かつ、私的な使用又は消費を目的としない場合には、当該製品は、「供給」又は当該製品に関する所有権若しくは同等の権利の移転に関する二以上の法人若しくは自然人の合意(書面によるか口頭によるかは問わない。)の有無にかかわらず、市場への上市を意図したものであるとみなされる。

製品が市場に上市された後、当該製品に関する所有権又は同等の権利の移転について、二以上の法人又は自然人の間で合意がなされた場合(例えば、販売契約又は贈与契約)であって、かつ製造(産物については生産)段階が実行された後であれば、当該製品は頒布、消費又は使用のために市場で「供給」されたことになる。一般的に、EUDRIは、サプライチェーンにおいて物流サービスを提供する者について、製品を市場に上市したり輸出したりしない限り、義務を課していない(例えば、船積業者/運送代理店又は税関代理人は、EUDRの意味における「事業者」、「下流の事業者」又は「取引業者」ではない。)

これらの状況は、いくつかの例によって説明できる。

² <https://circabc.europa.eu/ui/group/0e5f18c2-4b2f-42e9-aed4-dfe50ae1263b/library/eb7a8fc2-ef96-4ceb-a7e4-e7ae51c26867>.

- 1) 自動車会社Bは、天然ゴム製タイヤ(関連製品)を使用して自動車を製造するために、EUのサプライヤーTから当該タイヤを購入する。自動車会社Bは、最終消費者に販売することにより、当該自動車(非関連製品)を市場に上市する。自動車会社Bは、市場に供給している自動車が付属書IIにおける関連製品ではないため事業者又は下流の事業者ではなく、また、当該タイヤを(個別に)市場で供給していないため、取引業者でもない。
- 2) 自動車会社Bは、自動車を製造するために、タイヤを輸入する(すなわち、「自由な流通のための税関の通過」の手続きの下に置く。)。自動車会社Bは、自社の業務のためにタイヤを輸入する場合は事業者となる。自動車会社Bは、自由な流通のための税関の通過の前に、デュー・ディリジェンスを行い、DDSを提出しなければならない。
- 3) 農家Dは、EU市場内の粉碎会社から大豆の粗挽き粉(関連製品)を購入し、それをニワトリ(非関連製品)に餌として与え、後にそのニワトリを販売する。農家Dは、ニワトリが付属書IIにおける関連製品ではないため、ニワトリを販売する際は事業者ではない。また、市場で大豆の粗挽き粉を供給していないため、取引業者でもない。ただし、Dは、ニワトリに餌として与えるために大豆の粗挽き粉を輸入した場合(すなわち、「自由な流通のための税関の通過」の手続きの下に置く場合)には、事業者となる(上記シナリオ2参照)。農家が大豆関連製品を牛(関連製品)に餌として与える場合については、規則39(EU)2023/1115の前文39項及び質問1.26.1を参照されたい。

下記の例では、各人は、**その事業において関連製品を加工又は使用している**。当該製品を市場で供給している場合に限り、かかる者は本規則の対象となる。

- 4) 企業Aは、第三国の小売業者Bから木製テーブル及び椅子(関連製品)を購入し、輸入している(すなわち、「自由な流通のための税関の通過」の税関手続きの下に置いている)。これらの家具は、就業時間中、Aの従業員が使用する。Aは事業者であり、木製テーブル及び椅子を自由な流通のために税関を通過させる前に、デュー・ディリジェンスを実施し、DDSを提出する必要がある。
- 5) 企業Dは、EUの事業者Bから木製テーブル及び椅子(関連製品)を購入している。Bは、これらを第三国から輸入し、既にデュー・ディリジェンスを実施し、DDSを提出している。企業Dは、就業時間中、自社従業員のために家具を使用する。これらの家具は供給されていないため、企業DはEUDRの対象とはならない。
- 6) EU域内で設立された農家Fは、自社の大豆(関連製品)を収穫し、大豆を大豆粉(関連製品)に加工して、自社農場においてニワトリの餌として使用している。農家Fは、大豆及び大豆粉を市場で(例えば、別の法人又は自然人に)供給していないため、これらは上市されておらず、農家FはEUDRの対象とはならない。
- 7) EU域内で設立された農家Fは、自社の大豆(関連製品)を収穫し、大豆粉(関連製品)に加工し、EU域内で設立された農家Gに販売している。大豆粉は農家Gに供給されているため、農家Fは大豆粉に関して事業者である。Fは、その農場の規模に応じて、限定的範囲の報告義務を負う零細・小規模一次事業者であるとみなされる可能性がある(質問3.21を参照)。
- 8) EU域内で設立された企業Bは、自社の森林から木を伐採し、丸太(関連製品)から木材チップ(関連製品)に加工している。Bは、自社設備の暖房用燃料として木材チップを使用している。Bは、丸太又は木材チップを市場で供給していないため、上市又は市場において入手可能にすることはなく、BはEUDRの対象とはならない。
- 9) 企業Cは、既にデュー・ディリジェンスを実施し、DDS又はSDを提出したEUの事業者から木材チップ(関連製品)を購入している。企業Cは、自社施設の暖房用燃料として木材チップを使用している。企業Cは、丸太又は木材チップを市場で供給していないため、上市又は市場において入

手可能にすることはなく、企業CはEUDRの対象とはならない。

- 10) 企業Cは、既にデュー・ディリジェンスを実施し、DDS又はSDを提出したEUの事業者から木材チップ(関連製品)を購入している。企業Cは、木材チップを使用して電気を製造している。Cは、関連製品を上市又は市場において入手可能にしていなかったため、EUDRの対象とはならない。

2.11. 同一の自然人又は法人がその商業活動の過程で関連製品を複数回加工した場合、どのような義務が生じるか。(改訂)

複数回の社内加工(関連製品Xが関連製品Yに加工され、その後同じ会社により関連製品Zに加工され等)の場合、最後の関連製品(製品Z)の上市に対してのみEUDR上の義務が発生する。こうした義務は、関連製品を最後に上市した主体が「事業者」であるか又は「下流の事業者」であるかによって異なる。これは、以下の例により示すことができる。

1. 中小企業以外のチョコレート企業Cは、EUの事業者Iからカカオ豆(関連製品)を購入し、それをココア粉(関連製品)に加工し、その後カカオを含有する調理品(関連製品)に加工している。その後、企業Cは企業Dに販売することにより、調理品を上市している。この場合は、調理品に対してのみ義務が適用されるため、企業Cは、かかる調理品を上市する場合には下流の事業者であるとみなされることになる(下流の事業者の義務については質問3.4を、EUDR上いかなる企業が中小企業/中小企業以外の企業に該当するかについては質問3.10を参照されたい)。
2. 中小企業以外の木材企業Tは、EU域内で木材を伐採し、同社の別部門内でこれをパルプに加工した上で当該パルプをEU市場で販売している。同一の法人内において、さらなる加工のために木材を(物理的に)移転することは、当該製品に関する所有権又はその他の財産権の移転について、複数の法人又は自然人の間に(書面又は口頭による)合意が存在しないため、上市には該当しない。上市が生じるのは、当該パルプが商業活動の過程でEU市場における頒布、消費又は使用のために供給される場合に限られる。つまり、企業Tは(上流の)事業者該当するため、当該パルプについてデュー・ディリジェンスを実施しなければならない。

2.12. 竹はEUDRの適用範囲内にあるか。関連産物を含まない又は原料として使用していないが、付属書Iに記載されているその他の製品についてはどうか。(改訂)

竹だけで作られた製品は、EUDRの適用範囲外である。EUDR第1条1項は、EUDRの解釈上、「関連製品」とは、関連産物、とりわけ「木材」を含むか又は原料として製造されたもののみをいう、と定義している。EUDR第2条2号の定義もまた、EUDRの解釈上、付属書IIに列挙されているHSコードは、どの製品がEUDRによって捕捉されているかを特定するためにのみ適切であることを明確にしている。

FAOの注記に従うと、竹は非木材の森林製品であり、結果として竹は産物としての木材には該当しない。

木材製品のうち竹の部分も含むものの場合、かかる竹の部分にはデュー・ディリジェンスの義務は適用されない。

2.13. 書簡やその他の通信文書の交換はEUDR要件の適用対象となるか。(改訂)

欧州連合関税法典の委任規則(EU) 2015/2446 第1条26項及び第141項2項によれば、「通信文書」は税関申告義務の対象外であるため、DDS参照番号の提示の対象外である。同様に、EU域内においては、当該通信文書は市場に上市され又は市場において入手可能にされず、コミュニケーション目的で使用される。これはまた、パブリックコメントのために公開されている付属書Iを変更する委任規則案においても明確化されている。

通信文書に含まれる関連製品(例えば、封筒に入ったもの)は「通信文書」とみなされないため、該当する場合には税関申告義務の対象となり、DDS参照番号の提示の対象となることに留意されたい。

2.14. 調査、分析又は検査目的で使用されるサンプル及び製品は、EUDRの適用範囲内であるか。 (改訂)

パブリックコメントのために公開されている委任法案においては、その価値及び数量が僅かである製品サンプルであって、当該製品サンプルが示す種類の物品の注文を勧誘するためのみに消費又は使用することができるものについては、同じ種類又は品質の製品の注文勧誘以外の目的で消費又は使用しえないような表示方法及び数量である場合には、本規則の適用範囲外とするよう提案されている。同様に、すなわちEUDRの義務は適用されないものとして、情報又は工業上又は商業上の調査を行う目的でその成分、品質又はその他の技術的特性を判断するために調査、分析又は検査が行われる予定の製品については、分析、調査又は検査が行われる予定の製品が当該調査、分析若しくは検査の過程で完全に消費若しくは破壊される場合、又は調査、分析若しくは検査に関連する法令上若しくは契約上の義務を遵守するという理由及び目的に限り保管若しくは返還される場合には、本規則の適用範囲外とするよう提案されている。

調査、分析又は検査目的で使用されるサンプル及び製品の供給の例には、以下が含まれる。

- ・ サプライヤーが、受領者による品質及び耐久性の検査を目的として自動車製造業者にタイヤを送付する場合-タイヤは検査の過程で破棄される。
- ・ サプライヤーが、知覚評価を行い、またその品質及び食品の安全性を事業の範囲内で検査する目的で食品製造業者に新しい原料(例えば、カカオ又はコーヒー豆)を少量送付する場合。原料は分析及び検査の過程ですべて消費される。この場合、サプライヤー及び食品製造業者は、契約上の取決めや周囲の状況を踏まえ、当該原料を分析及び検査目的で使用することが明確に意図されている場合には、EUDRの適用範囲外である。
- ・ コーヒー会社が、その事業で使用及び消費する目的で、新たな生産地域からコーヒー豆の大量注文を行うかどうかを決めるために同地域からコーヒー豆のサンプルを少量輸入する場合。

2.15. 関連製品の貸し出しは、本規則の適用対象であるか。

関連製品が貸し出された又は同様の契約上の取決めに基づき提供された場合、当該製品は市場に上市された又は市場において入手可能になったとはみなされない。EUDRに基づく供給は、当該製品に関する所有権又はその他の財産権の移転に関する二以上の法人又は自然人間の(書面又は口頭による)合意を前提としている(質問2.10を参照されたい。)。ただし、質問2.10の第3項に定めるとおり、EU市場の自由な流通のために税関を通過したか、又は「輸出」に関する税関手続のもとに置かれた製品(貸し出しの場合を含む。)は、市場に上市されたとみなされるため、本規則の適用対象となる。

例: 中小企業以外のEUの会社であるPが、木製家具(関連製品)に関するデュー・ディリジェンスを実施して当該家具に関するDDSを提出したEUの製造業者Sから、当該家具を購入する。家具は、次の貸し出しのためPに返却されるまでの一定期間にわたる使用を目的として、PによってEU域内で貸し出されている。Pは、家具を貸し出しているだけであり、所有権やその他の財産権を移転しているわけではないため、EUDRの義務の適用対象とならない。

。 。 。 。

3. 義務の対象

3.1. EUDRが対象とするのはどのような主体か。また、このような主体の義務についてはどこで追加情報を入手できるか。(新規)

EUDRは、本規則の付属書IIに掲げる関連製品のサプライチェーンの各段階における経済主体を対象としている。

主体には、以下の明確な3つの種類がある。

1. **事業者**(時によって「上流の事業者」とも称される。)とは、下流の事業者を除き、関連製品を初めてEU市場に上市し、又はEU市場から輸出する自然人又は法人をいう(EUDR第2条15号を参照)。例えば、カカオ豆の輸入者又はEU域内で生きた牛を飼育する畜産農家は、事業者であるとみなされる。一部の事業者は自ら生産した製品を上市する一次生産者であり、すなわち、関連する土地区画(牛の場合には施設)において関連産物を自ら栽培、収穫、取得し又は飼育したことを意味する。こうした一次生産者は、本規則における「零細・小規模一次事業者」の定義を満たす場合がある(EUDR第2条15a号を参照)。これらは事業者の一種であり、すなわち本規則に別段の定めがない限り、事業者に適用される規定の適用対象となる。事業者の義務についてはEUDR第4条に規定されており、零細・小規模一次事業者に対する簡素化された制度はEUDR第4a条に規定されている。
2. **下流の事業者**とは、関連製品を用いて製造された関連製品であって、そのすべてがデュー・デシリジェンス・ステートメント又は簡易申告の対象となっているものを上市し、又は輸出する自然人又は法人をいう(EUDR第2条15b号を参照)。例えば、輸入者からカカオ豆を購入し、この豆からEU市場向け又は輸出向けのチョコレートを製造するチョコレート製造業者は、下流の事業者であるとみなされる。同様に、EU域内の森林所有者から粗の木材(HSコード4403)を購入し、これを第三国に輸出する企業も下流の事業者であるとみなされる。下流の事業者の義務は取引業者の義務と整合しており、EUDR第5条に規定されているが、中小企業であるか中小企業以外であるかによって異なっている。
3. **取引業者**とは、関連製品をEU市場において利用可能とする、事業者又は下流の事業者以外のサプライチェーンにおける自然人又は法人をいう(EUDR第2条17号を参照)。これは例えば、チョコレート製造業者が製造したチョコレートを販売する小売業者が該当し得る。取引業者の義務については、EUDR第5条を参照されたい。

本文書には、異なる種類の主体に適用されるそれぞれの義務に関する追加情報を記載している(質問3.4及び5.1などを参照)。

3.1.1. HSコードの変更は、下流の事業者又は取引業者としての会社の指定にどの程度影響を及ぼすか。(改訂)

既に市場に上市された製品の品目コード(HS、CN又はTARIC)の変更によって、市場に派生製品を上市している会社は、当該変更が付属書IIに掲げる数字に影響する場合にのみ、下流の事業者となる。例えば、EUに拠点を置く会社Aは、付属書IIに記載されるとおり、HSコード0901に該当する未焙煎でカフェインを除いていないコーヒー(HSコード0901 11)を輸入する。同じくEUに拠点を置く会社Bは、その後、カフェインを除いていない当該コーヒー豆(HSコード0901 21)を焙煎して販売するが、これは引き続き付属書IIにおける

HSコード0901のままとなる。この例では、会社Aは本規則の下における事業者とみなされる一方で、会社Bは取引業者として分類される。これは、焙煎コーヒーのHSコードが未焙煎のコーヒー豆のHSコードの最初の4桁と同じ数字から始まるためであり、EUDRの付属書IIにはこれらの最初の4桁の数字のみが記載されているためである。HS 47及び48の場合、上記のHSコードの最初の2桁に同じ原則が適用される。

3.2. 「商業活動の過程で」とは何を意味するのか。(改訂)

商業活動とは、事業に関連する場合において行われる活動と理解される。

本規則における「事業者」(EUDR第2条15号)の定義と「商業活動の過程で」(EUDR第2条19号)の定義を組み合わせると、関連製品を(形態転換の有無を問わず)販売のために又は無料で、加工の目的で、又は営利目的か、非営利目的かを問わず消費者に対する頒布のために、又はその商業活動における使用のために、EU市場に上市する者は、下流の事業者を除き、デュー・ディリジェンス要件の対象となり、デュー・ディリジェンス・ステートメント又は場合により簡易申告を提出しなければならない。

3.3. 「生産国の関連法規」とは何を意味するのか。(改訂)

関連する産物及び製品は、EUDR第3条の3つの要件、すなわち、(1)森林減少フリーであること(第3条(a))、(2)生産国の関連法規を遵守していること(第3条(b))、及び(3)デュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告の対象となっていること(第3条(c))を遵守する場合に限り、EU市場に上市することができる。

「関連法規」には、国内法(関連する二次法を含む。)及び国内法において適用される国際法を含む場合がある。「生産国」とは、関連産物が生産された国をいう(EUDR第2条24号参照)。「生産された」とは、関連する土地区画で栽培され、収穫され、取得したか若しくは当該土地区画で(牛に関しては、施設で)飼育されたことをいう(EUDR第2条14号参照)。よって、製造過程のさらに先の段階が行われるその他の国の法規は、合法性要件に関連しない(例えば、A国(生産国)で収穫された大豆がC国でEU市場に上市される前にB国で大豆粗挽き粉に製造される場合)。本規則は、特定の法律を明記することなく法分野の一覧表を掲げているが、これは、法律が国によって異なり、また修正の対象となることがあるためである。定義によれば、第2条40号(a)から(h)までに列挙された法規は、生産区域の法的な状況に関するものと解釈されなければならない。さらに、法規の異なる分野については、第1条1項(a)及び(b)に定める意味及び目的が考慮されるべきである。したがって、特に、森林保護、温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保護に関する法規である場合には、関連性がある。

EUDR第9条1項(h)及び第10条に基づく情報収集及びリスク評価のために、関連文書が必要とされる。そのような文書には、例えば、公的機関からの公的文書、契約書、裁判所の決定、影響評価、及び実施された可能性のある監査が含まれる。いずれの場合においても、事業者は、生産国における腐敗行為のリスクを考慮して、これらの文書が検証可能で信頼できるものであることを立証しなければならない。

詳細情報は、委員会通知ガイダンス文書(C/2025/3588)³において参照できる。

3.4. 下流の事業者及び取引業者は、どのような義務を負っているのか。(新規)

a) EUDR第5条1項、2項及び3項に基づく義務

下流の事業者及び取引業者は、直接の取引先に関する情報を収集し保管する義務を負う(EUDR第5条3項)。関連製品を上市し、市場において入手可能にし、又は輸出することは、必要なすべての情報をそ

³ このガイダンスは、現在改訂中である。公表され次第、新たな参照先を本文書のこの部分及び以下に追記する。

の直接のサプライヤーから受領した後に限り行うことができる。

かかる情報の内容は、関連製品の供給元である事業者、下流の事業者又は取引業者の、及び供給先である下流の事業者又は取引業者の名称、登録商号、又は登録商標、郵便住所、メールアドレス、及びウェブサイトのアドレス(入手可能な場合)である。

直接のサプライヤーがEUDR第2条15号の意味における(上流の)事業者、すなわち下流の事業者又は取引業者がいわゆる下流の最初の事業者又は取引業者となる場合に限り、必要な情報には、製品に関連するデュー・ディリジェンス・ステートメント参照番号又は申告識別子も含まれる。

事業者から供給を受けるサプライチェーン上の下流の最初のメンバーは、上流のサプライヤーからDDS参照番号/識別子を受領することにより、自らが下流の最初の事業者又は取引業者の地位にあることを推定することができる。当該番号を伝達する義務は、(上流の)事業者が負う。

下流の最初の事業者又は取引業者は、自らのサプライヤーが上流の事業者であることを示す情報を保有している場合を除き、参照番号若しくは申告識別子を積極的に要求したり、又はサプライチェーン上の自らの地位を調査したりする必要はない。こうした番号については、受領した時点で自らの記録に登録すれば足りる。

下流の事業者又は取引業者は、善意に基づき、自らのサプライヤーから参照番号又は申告識別子を受領しない場合には、当該サプライヤーが上流の事業者ではないものと推定することができる。ただし、下流の最初の事業者又は取引業者が、そのサプライヤーが上流の事業者であり、かつ、かかる上流の事業者がデュー・ディリジェンス・ステートメント参照番号又は申告識別子を共有する義務を遵守していないことを認識している場合に限り、かかる下流の最初の事業者又は取引業者は、関連製品をEU市場に上市し、又はEU市場において入手可能にすることを差し控えなければならない(EUDR第5条1項)。

b) EUDR第5条3項及び4項に基づく情報の「収集及び保管」

下流の事業者及び取引業者は、a)に記載した情報を収集し、上市した日、市場において入手可能にした日又は輸出の日から少なくとも5年間これを保管する義務を負う。ただし、当該情報を特定のシステム又はデータベースに保存することを求められるものではない。これはまた、サプライヤーから受領した参照番号の内容又は有効性を体系的に確認する義務を意味するものでもない。

「収集及び保管」の義務を遵守するには、下流の事業者又は取引業者が管轄当局から要請を受けてから合理的期間内に、又は根拠のある懸念が生じた場合に当該情報を取り出して取りまとめることができれば足りる。下流の事業者及び取引業者は、収集した情報を少なくとも5年間保管し、要請があった場合にはEUDR第5条4項に基づき当該情報を管轄当局に提供しなければならない。また、当該事業者及び取引業者は、DDS参照番号及び申告識別子を、入荷する製品のフローに紐付けることができなければならないが、出荷する製品のフローに紐付けることまでは求められない。

c) 中小企業以外の下流の事業者及び取引業者に対する登録要件

上記に加え、中小企業以外の下流の事業者及び取引業者は、EUDR第5条2項に基づき情報システムへの登録を要求される。

3.5. 下流の事業者又は取引業者は、自らが下流の最初の事業者又は取引業者に該当するか否かを

特定しなければならないか。(新規)

下流の事業者又は取引業者のうち、直接のサプライヤーが事業者である者は、当該事業者が上市した製品に関連するデュー・ディリジェンス・ステートメント参照番号又は申告識別子を収集して保管しなければならない(EUDR第5条3項(a)参照)。よって、サプライヤーが事業者であるこうした下流の事業者又は取引業者は、下流の最初の事業者又は取引業者に該当する。

事業者(零細・小規模一次事業者(以下「MSPO」という。))を含む。))は、自らのDDS/SD番号を下流の最初の事業者又は取引業者に対して積極的に伝える義務を負う(EUDR第4条7項)。原則として、事業者(MSPOを含む。))は、当該DDS/SD番号を伝える義務を履行する時点において、顧客に対して自らが事業者であることを明らかにするものとする。

下流の事業者又は取引業者は、善意に基づき、自らのサプライヤーから参照番号又は申告識別子を受領しない場合には、当該サプライヤーが上流の事業者ではないものと推定することができる。ただし、下流の最初の事業者又は取引業者が、そのサプライヤーが上流の事業者であり、かつ、かかる上流の事業者が参照番号又は申告識別子を共有する義務を遵守していないことを認識している場合に限り、かかる下流の最初の事業者又は取引業者は、関連物品をEU市場に上市し、又はEU市場において入手可能にすることを差し控えなければならない(EUDR第5条1項)。

下流の事業者又は取引業者は、自らのサプライヤーが事業者であることを認識している場合を除き、そのサプライヤーが事業者であるか否かを積極的に評価する義務を負わず、また、当該サプライヤーからDDS/SD番号を要求し又は取得する義務も負わない。

3.6. 中小企業以外の下流の事業者及び中小企業以外の取引業者は、上流の事業者が提出したデュー・ディリジェンス・ステートメントの中の地理的位置情報又は簡易申告の中の郵便住所情報に情報システム内でアクセス可能となるか。(改訂)

上流の事業者は、情報システムにおいて提出したデュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告に含まれる地理的位置情報又は郵便住所情報が、関連する参照番号又は申告識別子及びこれに対応する確認番号を保有する中小企業以外の下流の事業者又は中小企業以外の取引業者にとってアクセス可能かつ閲覧可能となるか否かを決定することができる。デュー・ディリジェンス・ステートメント及び簡易申告に含まれる情報の確認は、EUDR第5条6項に基づく根拠のある懸念が存在する場合に中小企業以外の下流の事業者及び中小企業以外の取引業者がデュー・ディリジェンスが実施されていることを確認するために用いることができる手段の一つである。

3.6.1. 事業者には、自らのDDS又はSDの「確認番号」を顧客に伝える義務があるか。(新規)

事業者は、自らの関連製品に対応するデュー・ディリジェンス・ステートメント参照番号(又はSDの場合は申告識別子)を、直接の顧客が下流の(最初の)事業者又は取引業者である場合に限り、当該顧客に対して提供しなければならない(EUDR第4条7項)。最終消費者や、EUDRの適用範囲外の製品を製造する企業など、上記以外の顧客に対して参照番号又は申告識別子を伝える義務はない。

2025年12月に改正されたEUDRにおいては、事業者は、下流の事業者又は取引業者が購入する関連製品についてデュー・ディリジェンスを実施可能にするための追加情報を提供する法的義務を負わない。これは、下流段階においてはデュー・ディリジェンスの義務が存在しないためである(詳細については質問3.4を参照)。

また、申告に含まれるデータの追加的なセキュリティ層として機能する確認番号を下流側に共有することについても、EUDR上の法的義務は存在しない。もっとも、根拠のある懸念がある場合に、中小企業以外の下流の事業者及び中小企業以外の取引業者がEUDR第5条6項に基づきデュー・ディリジェンスの実施状況を確認する際には、当該者は、自らの直接のサプライヤーに対して確認番号の共有を求めることができる(詳細については質問 3.6.1及び質問7.25を参照)。

3.6.2. 下流の事業者及び取引業者は、サプライチェーンにおいて根拠のある懸念を含む不遵守が見受けられる場合、どのような措置を講ずるべきか。(新規)

EUDR第5条5項は、すべての(中小企業及び中小企業以外)の下流の事業者及び取引業者に対し、当該者が上市し又は市場において入手可能にした関連製品がEUDRに適合しないおそれがあることを示す新たな情報(根拠のある懸念を含む)を取得し又は認識した場合には、当該関連製品を上市し又は市場において入手可能にした加盟国の管轄当局、並びに関連製品を供給した相手先である下流の事業者及び取引業者に対し、直ちに通知することを義務付けている。輸出の場合は、下流の事業者は、EUDR第2条24号の定義による生産国の管轄当局に通知しなければならない。さらに輸出の場合において、(EUDR第2条24号に基づく)生産国を下流の事業者が認識しておらず、又は当該国についてEUDRの管轄当局が指定されていない(すなわち管轄当局と連絡不可能である)ときは、輸出国である加盟国の管轄当局に連絡する必要がある。

EUDR第2条31号の定義によれば、根拠のある懸念とは、本規則の不遵守について客観的かつ検証可能な情報に基づく十分に理由付けられた主張が存在し、かつ管轄当局の介入を必要とし得る場合に成立する。根拠のある懸念は、公的機関及び民間主体のいずれの領域においても生じ得る。

企業は、電子メール又はその他の方法(例えば従業員との会議の場や、又は欧州委員会、各国当局、その他の民間主体若しくはメディアから情報を受領することによって情報の共有を受けた場合には、当該情報又は根拠のある懸念を認識しているものとみなされるべきである。

中小企業以外の下流の事業者及び取引業者については、第5条6項に基づき限定的な追加義務が適用される。すなわち、根拠のある懸念が存在する場合には、かかる中小企業以外の下流の事業者又は取引業者は、デュー・ディリジェンスが実施されていること及び不適合リスクが存在しないこと又は無視できる程度であることを検証しなければならない。中小企業以外の下流の事業者又は取引業者は、自ら及び/又は管轄当局が行った検証の結果によって不適合リスクが存在せず又は無視できる程度であると結論付けられる場合を除き、当該製品を引き続き上市し、若しくは市場において入手可能にし、又は輸出してはならない。

この検証は受動的な義務であり、(上流の)事業者が実施したデュー・ディリジェンスについて体系的な分析を求めるものではなく、根拠のある懸念が存在する場合に限り求められるものである。

検証は、以下の方法によって行うことができる。

- 入手可能な場合には、当該企業は、自らが受領した参照番号及び申告識別子の有効性及び内容を検証することができる。
- さらに、中小企業以外の下流の事業者又は中小企業以外の取引業者は、情報システムに含まれるもの以外の情報の収集と分析を希望する場合もある。例えば当該者は、EUDR第29条2項

で言及される国又はその地域のリスト⁴を利用し、上流の中小企業以外の事業者からのEUDR第12条3号に基づく一般に入手可能な報告書を参照し、EUDR第11条2項(b)に基づき実施された監査の結果を参照し、又はそのサプライヤーに任意に追加情報を請求する場合がある。このようにして、下流の中小企業以外の事業者又は中小企業以外の取引業者は、デュー・ディリジェンスが適切かつ定期的実施されることを確保するために、上流の事業者(サプライヤー)が関連製品の不適合のリスクを効果的に低減し、管理するための適切かつ適当な方針、統制及び手続を含め、運用可能で最新のデュー・ディリジェンス・システムを整備していることを検証することができる。

- 検証につながる情報を取得できない場合には、管轄当局に対して自らのサプライチェーンに関する関連情報(当該関連製品をどのサプライヤーから受領したかに関する情報、及びかかる根拠ある懸念に関連して保有している追加情報を含む)を提出することにより、デュー・ディリジェンスが実施されたことを検証する義務を履行することができる。その後、当該事業者のサプライヤーは、かかる根拠ある懸念について管轄当局から通知を受ける可能性があり、その結果、同様の義務が当該サプライヤーにも課されることになる。さらに、当該関連製品をある事業者から受領した下流の事業者又は取引業者(以下「下流の最初の事業者又は取引業者」という。)に至っては、かかる下流の最初の事業者又は取引業者は、自らが中小企業以外である場合、当該事業者に対してDDS又はSDの情報及びその他必要な情報の提供を求めることにより、上流で(すなわち当該事業者によって)デュー・ディリジェンスが実施されたことを検証しなければならない。

3.7. EU域外に拠点を置く事業者が、関連製品又は産物をEU市場に上市した場合、どうなるか。EU域外に拠点を置く事業者は、どのような場合に情報システムにアクセスすることができるか。(改訂)

EU域外に設立された自然人又は法人が関連製品をEU市場に上市する場合、EUDR第7条に従って、EU域内で設立され、当該製品を市場において入手可能にする最初の者は、本規則の意味の範囲内における事業者とみなされる。

これは、この場合、本規則の意味において2種類の事業者、すなわち、EU域外で設立された事業者と、EU域内で設立された事業者が存在することを意味する。

EU域内で設立され、EUDR第7条に基づき事業者とみなされる最初の者は、「上流の事業者」の義務の適用対象となる(詳細については質問3.1及び5.1を参照されたい。)。EUDR第5条は、EU域内で設立された最初の者には適用されない。EUDR第7条の目的は、前文30項に定めるとおり、EU域内におけるすべてのサプライチェーンにおいて、EU域内で設立された事業者が存在するようにするとともに、その者にEUDRに基づく義務の不履行の責任を負わせることを可能にする点にある。

例:

EUに拠点を置かない会社Aが、関連製品であるカカオ豆を輸入し、自由な流通のために税関を通過させる。会社Aは、カカオ豆を、チョコレートを製造し販売するEUに拠点を置く会社Bに供給する。

会社AはEUに拠点を置かない事業者であり、デュー・ディリジェンスを実施して情報システムにDDSを提出しなければならない。EUDR第7条により、EUに拠点を置く会社Bも事業者であり、同様にデュー・ディリジェンスを実施してDDSを提出する義務を負う。

⁴ C/2025/3279、[欧州委員会実施規則 - EU - 2025/1093 - EN - EUR-Lex.](#)

EUに拠点を置かない事業者は、EU加盟国又は北アイルランド(XI)に関しては英国が発行した有効なEORI番号を有している場合に限り、情報システムにアクセスすることができる。これは、当該事業者が、この場合に限り、税関申告書を提出する前にデュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告を提出する必要があるためである。EUDR第2条22号に従い、認定代理人は連合域内において定められなければならないため、当該事業者は認定代理人としてではなく、事業者としての役割においてシステムにアクセスすることができる。

EUDR第7条は、EU域内及び域外に設立された複数の法人から構成される企業グループの場合にも同様に適用される。当該企業グループの各構成会社は、EUDR第6条に基づき、DDSの提出について認定代理人を起用することを選択することができる。

EUDR第7条に基づく義務は、EU域内に設立された最初の事業者であっても、当該事業者が関連製品を上市し若しくは市場において入手可能にせず、又はこれを輸出しない場合には適用されない(例: EU域内に所在していない会社Cがコーヒー豆(関連製品)を輸入して自由な流通のための[税関の]通過を行い、デュー・ディリジェンスを実施してDDSを提出したとする。その後、会社Cは当該コーヒー豆をEU域内の会社Dに供給し、会社Dはこれを焙煎してコーヒー・ペストリー(非関連製品)に使用したとする。この場合、会社Dは関連製品をEU市場で上市したり入手可能にしたりするものではなく、又は輸出もしないため、EUDR第7条の適用対象とはならず、したがってEUDRに基づく義務を負わない)。

特に、B2Cの電子商取引(質問3.17から3.19を参照)の場合、EU域外から私的な消費のために製品を購入するEUの消費者は、関連製品をEU市場で入手可能にするわけではないため、EUDR第7条は適用されない。また、EUDR第7条は、最終消費者に関連製品が供給される場合に、EU域内で設立された事業者が存在することを要求するものではない。むしろEUDR第7条は、関連製品がEU域外で設立された者によって上市された後、EU域内で設立された自然人又は法人が当該関連製品をEU市場において入手可能にする場合には、当該自然人又は法人は本規則における事業者とみなされることを規定している。

3.8. 同一のサプライチェーンに属する同一製品について、ある者が事業者であると同時に下流の事業者であることは可能か。(新規)

一般に、同一の法人が同一のサプライチェーンにおいて事業者及び下流の事業者のいずれの定義にも該当する状況はあり得る。すなわち、ある主体が製品を上市した後、当該製品を派生的な関連製品に加工し、これを再び上市する場合には、当該主体は(上流の)事業者であるとともに下流の最初の事業者の役割を兼ねることがあり得る。この場合において、当該法人がその派生製品を下流の別の事業者又は取引業者に供給する場合には、EUDR第4条7項に基づく参照番号を伝達する必要はない。

例1:

会社Aが木材(HSコード4403、関連製品)を輸入し、同一の法人内において当該木材を用いてひき立て材(HSコード4407、関連製品)を製造し、これを家具製造業者Bに販売する場合を想定する。

この例においては、会社Aは木材の輸入に先立ちデュー・ディリジェンスを実施し、デュー・ディリジェンス・ステートメント(DDS)を提出しなければならない。その後、会社Aは、既にDDSの対象となっている当該木材をひき立て材に加工する。EUDRに適合した加工済みの原材料から製造されたひき立て材を販売する際、会社Aは下流の最初の事業者の役割を担い、EUDR第5条3項(a)に基づき参照番号を収集する義務を負う。もっとも、こうした役割がいずれも同一の法人内で重複することになるため、EUDR第5条3項(a)に基づく収集義務及び保管義務を充足するための参照番号又は申告識別子は既に利用可能な状

態にある。したがって、会社Aは、かかるひき立て材を家具製造業者Bに販売する際に、当該輸入DDS参照番号を伝える必要はない。

同様に、会社Aが輸入木材と、別の法人が国内で生産した木材の双方を用いてひき立て材を製造し、これを販売する場合にも同じ扱いとなる(すなわち、会社AはDDS参照番号を伝達する必要はない)。いずれの場合も、会社Aはひき立て材の販売時点において下流の事業者の役割を担うこととなるが、その顧客に対して参照番号を伝達する義務は負わない。

これに対し、会社Aが自ら栽培し伐採した木材(HSコード4403、関連製品)を用いてひき立て材を製造し、それを販売する場合には、会社Aはかかるひき立て材に係る(上流の)事業者とみなされる。この場合、会社Aは最初の上市の時点(この例ではひき立て材の販売時点)においてデュー・ディリジェンスを実施し、DDS(又はSD)を提出しなければならない(上市の時点については質問5.20を参照)。さらに、サプライチェーン上の次のメンバーが参照番号又は申告識別子の収集義務を負う下流の事業者又は取引業者である場合には、会社Aはかかるひき立て材の参照番号(又は申告識別子)を当該メンバーに伝達しなければならない(EUDR第4条7項、第5条3項(a))。この場合、会社Aは二重の役割を有するわけではない。なお、会社Aは、参照番号又は申告識別子を共有する方法を自由に選択することができる(例えば、インボイス、電子メール、又は製品に添付されるその他の書類に記載する方法が考えられるが、これ以外の方法によることも同じく可能である)。

「二重の役割」のケースは、以下の例にも同様に当てはまると考えられる。

例2: 会社Cが木材(HSコード4403、関連製品)を輸入し、当該木材と自ら栽培し伐採した木材とを用いてひき立て材(HSコード4407、関連製品)を製造し、かかるひき立て材を家具製造業者Dに販売する場合を想定する。

この場合、会社Cは、かかるひき立て材のうち国内で伐採された木材から製造された部分については、(上流の)事業者とみなされる。会社Cは、最初の上市の時点においてデュー・ディリジェンスを実施し、デュー・ディリジェンス・ステートメント(又はSD)を提出しなければならない。なお、かかる最初の上市は、国内の木材のサプライチェーンについては、ひき立て材の販売時に発生する一方で、輸入木材については税関で自由な流通のための通過が行われた時点で発生することになる。会社Cは、下流の事業者である家具製造業者Dに対し、かかるひき立て材の参照番号(又は申告識別子)を伝達しなければならない(EUDR第4条7項、第5条3項(a))。他方で、会社Cは、輸入木材のDDS参照番号を家具製造業者Dに伝達する義務は負わない。

ある企業グループ内で複数の取引が行われる場合には、グループ内の各法人は個別に判断される。すなわち、下流の最初の事業者又は取引業者は、当該企業グループの構成会社である場合がある。

3.9. 中小企業以外の組織であって、消費者(小売業者)に販売を行う者は、取引業者として分類されるか。(改訂)

小売業者は、特定の状況に応じて、本規則に基づく「事業者」、「下流の事業者」又は「取引業者」のいずれかとして分類することができる。

3.10. EUDRの下における中小企業とは何か。(改訂)

EUDR第2条30号によれば、「中小企業」又は「SME」とは、指令2013/34/EU(以下「会計指令」という。)の

第3条1項、第3条2項第1サブパラグラフ、及び第3条3項の意味において、その法的形態にかかわらず、零細、小規模及び中規模の企業をいう。指令2013/34/EUの第3条5項及び同6項に定める小規模、中規模及び大規模集団の基準は、EUDRの下における中小企業の定義とは関連しない。また、零細、小規模及び中規模企業の定義に関する欧州委員会の(2003年5月の)勧告((C(2003) 1422)もEUDRIには適用されない。

欧州委員会委任指令(EU)2023/2775により改正された会計指令2013/34/EUによると、**中規模企業**は、「零細企業又は小規模企業ではなく、その貸借対照表の日付において、(a)貸借対照表合計額25,000,000ユーロ、(b)純売上高50,000,000ユーロ、(c)会計年度中の平均従業員数250人、の3つの基準のうち、少なくとも2つの基準を超えない企業でなければならない」。

ただし、EUDR第38条3項及び2027年6月30日までの本規則の適用開始の猶予に関しては、事業者が2024年12月31日までに零細企業又は小規模企業として設立されたかによって決定される。これは、企業の法的形態にかかわらず、かかる日付まで有効であった規模に関する閾値に依拠する。

3.10.1 当社はDDSの提出を免除されている企業であるが、当社の供給先である企業は、当社に対してDDSの提出を求めることができるか。(改訂)

下流の事業者又は取引業者は、DDSを提出する法的義務を負わず、また情報システムも、これを行う技術上の可能性を想定しているわけではない。

3.10.2 第三国で上市された製品であって、最終的にEU域内に輸入されるものについてDDS/簡易申告を提出することは可能か。(新規)

EUDRの情報システムは、EU市場に上市され又はEU域外に輸出される製品に関するステートメント及び申告のリポジトリである。(上流の)事業者、すなわちEU市場に直接上市を行う輸入者及び一次生産者のみが、デュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告を提出する義務を負う。これに対し、EU市場以外に関連製品を上市する者は、EUDRの情報システムに関与する義務を負わない。また、当該システムは、EU域外で販売される製品や、EU域外でさらなる製造工程に付される製品のリポジトリにはなっていない。

3.11. 製品がEUDR第3条に適合しない場合に責任を負うのは誰か。(改訂)

事業者は、EU市場に上市し、又は輸出した関連製品の適合につき責任を負う(EUDR第4条3項)。事業者は、不適合の場合、当該製品を市場に上市し又は輸出することを差し控えなければならない。また、管轄当局並びに関連製品の供給先である下流の事業者及び取引業者に直ちに管轄当局に通知しなければならない(EUDR第4条4項(a)、同5項)。

EUDR第5条5項及び6項に従い、下流の事業者及び取引業者は情報に係る義務を負い、中小企業以外の場合及び根拠ある懸念がある場合には、確認義務を負う。

3.12. 立木や収穫権の場合、事業者は誰であるか。(改訂)

立木自体は、本規則の対象には含まれない。契約上の詳細な合意に応じて、伐採時の「事業者」は、誰が関連製品をEU市場に上市するか、あるいはEUから輸出するかによって、森林所有者か、又は関連製品を収穫する権利を有する企業のいずれかとなる。ある者が森林の伐採を行う権限を契約相手方に付与する契約を締結した場合、当該伐採を行う契約当事者が、単なる樹木伐採行為によって直接かつ自動的に伐採された丸太の所有者になる場合には、かかる当事者は事業者とみなされる。これは、適用される国内法又は契約が、自然人又は法人が、伐採後にその所有権を契約相手方に譲渡することを定

めている場合は該当しない(参考として、2024年11月21日付判決C-370/23を類推により参照)。

3.13. 本規則は、企業集団にどのように適用されるか。(改訂)

デュー・ディリジェンスの義務は、企業集団の構成員であるか否かにかかわらず、EUDR第2条20号に従って「者」に適用される。

ある企業集団に属する子会社は、他の法人と同様に、自らが中小企業であるか否かを判断するために、指令2013/34/EUを参照しなければならない(質問3.10を参照)。集団全体ではなく各法人としての貸借対照表、純売上高及び従業員数が判断基準となる。

このため、事業者、中小企業以外の下流の事業者又は中小企業以外の取引業者の定義に該当する各法人は、情報システムにおいてその経済事業者のために別個のアカウントを作成しなければならない。情報システムは、事業者、下流の事業者又は取引業者の一つのアカウントで複数の会社を代表することや、複数のユーザー会社からなる企業集団のために一つの経済事業者用のアカウントを作成することは認めていない。

ただし、EUDR第6条に基づき、事業者は、認定代理人に対してデュー・ディリジェンス・ステートメント(又は該当する場合は簡易申告)の提出及び管理を委任することは可能である。よって、企業集団は、その構成企業の一つの会社に、認定代理人として集団のすべての会社を代表してデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出するよう委任することが可能である。認定代理人は、自らが代表するすべての会社のためにDDS又はSDを提出し管理することを目的として一つのアカウントを利用できる。認定代理人は、EUDR第2条22号に基づきEU域内で設立されなければならない。各事業者は、本規則の遵守に関する法的責任を引き続き負うことに留意されたい。

情報システムにおける登録の詳細については、EUDRユーザーガイドを参照されたい⁵。

3.14. ある会社が自己の商業活動に関連する関連製品を提供するために別の会社と契約する場合、事業者又は取引業者はどれになるか。例えば、主要な事業以外に設立された敷地内のカフェテリア、小さな店舗又はスタンドなどである。(改訂)

契約上の合意の詳細次第ではあるが、カフェテリア、小さな店舗、スタンド等において使用する(EU市場において関連製品を入手可能にする)ために関連製品を供給する責任を負う会社がEUDR適合について責任を負う。会社の義務は、その規模及びサプライチェーンにおける地位によって異なる。

例:

- 1) 契約者Cは中小企業であり、スーパーマーケットBとの契約上の合意に基づき、EUの製造業者からチョコレート(HS 1806)を購入し、これをスーパーマーケットBの店舗で顧客に供給する義務を負う。この場合、契約者Cは、EUDR第5条1項、3項から5項及び7項に基づく義務のみを負う中小企業である取引業者である。Cはデュー・ディリジェンスに関する要件の適用対象とはならず、チョコレートに関してEUDR適合に関する責任を負わない。
- 2) 契約者Aは、中小企業以外のEUのスーパーマーケットBに代わり敷地内のレストランを営業している。契約者Aは中小企業以外であり、スーパーマーケットBとの契約上の合意に基づき、チョコレート(HS 1806)を購入しスーパーマーケットBの施設におけるレストランでこれを供給する義務を負う。契約者AはチョコレートをEUの製造業者から購入するため、この場合において契約者AはEUDR第5条に基づく義務の適用対象となる中小企業以外の取引業者である。契約者Aは、

⁵ ユーザーガイドはhttps://green-business.ec.europa.eu/deforestation-regulation-implementation/information-system-deforestation-regulation_en#training-and-user-manualsから入手可能。

チョコレートのEUDR適合について責任を負わないが、根拠のある懸念が存在する場合は、チョコレートについてデュー・ディリジェンスが実施されたことを検証しなければならない(EUDR第5条7項)。

- 3) 契約者Dは中小企業ではなく、スーパーマーケットBの店舗において菓子スタンドを営業している。菓子にはチョコレート(HS 1806)が含まれる。契約上の合意に基づき、スーパーマーケットBは第三国の製造業者からチョコレートバーを購入し、契約者Dは、チョコレートバーを所有することなくスーパーマーケットBに代わってチョコレートバーを販売しているだけである。よって、この場合、スーパーマーケットBはチョコレートバーについてデュー・ディリジェンスを実施し、チョコレートバーの各バッチについてDDSを提出する義務を負う事業者である。契約者Dは、チョコレートバーのEUDR適合について責任を負わない。

EUDR義務の履行は、供給される製品が本規則の適用対象である場合にのみ要求される(質問5.13)。適用対象外の製品は、当該製品に適用範囲内の産物から派生した成分や要素が含まれていたとしても、本規則の要件の適用対象外となる(質問2.1)。契約者が供給する可能性のある適用対象外の製品の例としては、ソーセージや類似の牛肉調製品(HS 1601)、パン、ペストリー、ケーキ、ビスケット及びその他の焼き菓子(カカオ含有の有無を問わない)(HS 1905 90)、又はコーヒー飲料等のコーヒーベースの調製品(HS 2202 99)がある。

3.15. EUDR第6条の下における「認定代理人」及び規則(EU) 952/2013 (UCC)第18条の下における「税関代理人」の役割はどのように区別されるか。

二者の役割は別個のものである。

- EUDR第6条の下における「認定代理人」は、事業者に代わり情報システムにDDSを提出する役割を課せられている。よって、この役割は、EUDR第4条に基づく義務のみに関連するものである。
- UCC第18条の下における「税関代理人」は、別の者に代わり税関申告書を提出する役割を課せられている。よって、この役割は、UCCに基づく税関申告義務のみに関連するものである。

ある会社が「認定代理人」及び「税関代理人」としてのサービスの両方を提供することがあるが、これらの役割には二つの明確かつ異なる委任が必要であり、各規定に基づく二つの別個の義務を示唆するものである。

いずれにせよ、(EUDR第6条の下における「認定代理人」としても指定されているか否かにかかわらず)、税関代理人は、関連製品を市場に上市せず、輸出するわけでもないため、EUDRの下における「事業者」ではない。

3.16. EUDR第2条38号の定義における「EUの関税領域における私的な使用又は消費を直接の目的としない」という一文はどのような意味か。(新規)

EUDRは、「商業活動の過程で」「EU市場に上市することが意図された製品」に適用されるものであり、当該商業活動における顧客が事業者(B2B)であるか、個人(B2C)であるかを問わない。

これは、「EUの関税領域における私的な使用又は消費を目的とする」製品(すなわちC2C、つまり消費者間取引)がEUDRの対象外であることを意味する。こうした私的な使用/消費の例としては、以下が挙げられる。

- 個人がEU域外への休暇旅行先から、自身の私的な使用又は消費のために、つまり再販売用ではなく私的な使用目的で合理的な数量の関連製品を持ち帰る場合
- 第三国に所在する個人が、EU域内の個人に対して製品を送付する場合(例: 親族間の小包の送

付)

EU市場に上市される関連製品のすべての出荷について、EUDRの管轄当局及び税関当局は、当該製品が私的な使用又は消費を目的とするものであるか、したがってEUDR第2条38号に従い適用除外となるか否かを判断することができる。

この判断は、関連製品の数量及びかかる私的な使用の頻度などの具体的事情に応じて、個別事案ごとに行われる⁶。

3.17. EUDRは、オンライン販売(電子商取引)又はその他の遠隔販売で行われる供給品にも適用されるか。(新規)

EUDRは、「商業活動の過程で」供給されるすべての関連製品に適用されるものであり、これにはオンライン販売又は遠隔販売も含まれる。「商業活動の過程で」行われるすべての「供給」がEUDRの対象となるため、製品の供給先が他の事業者(B2B)であるか消費者(B2C)であるかは問われない(EUDR第2条19号を参照)。

同様のことは、EU市場に流入する製品(輸入)についても当てはまる。すなわち、関連製品が商業活動の過程で供給されるものではなく、EUの関税領域における私的な使用又は消費のみを目的とする場合(C2C—上記の質問を参照)を除き、関連製品の自由な流通のための[税関の]通過のすべてにEUDRが適用される。

輸出についても同様の論理が適用される(質問5.6.1を参照)。

3.18. オンラインによる(B2B又はB2Cの)供給においてEUの顧客に関連製品を供給するオンライン頒布業者や小売業者などの企業には、どのような義務が課されるか。また、オンライン・マーケットプレイスにはどのような義務があるか。(新規)

オンライン販売を通じてEUの顧客(事業者であるか又は消費者であるかを問わない)に関連製品を供給する企業は、サプライチェーンにおけるその具体的な役割に応じて、EUDR上の事業者、下流の事業者又は取引業者に該当し得る。EUDRにおける「事業者」、「下流の事業者」又は「取引業者」とは、EU市場において実際に関連製品を供給する者をいう。

ある企業が商業活動の過程でオンライン販売契約の履行として関連製品を輸入する(すなわち自由な流通のための税関の通過を行う)場合、当該企業は、その設立地がEU域内であるか否かを問わず、EUDRの目的上、事業者とみなされる(設立地がEU域外である事業者に適用される規則については質問3.7を参照)。

したがって、**オンライン頒布業者及び小売業者**は、(i)EU市場においてこれまでに上市されていない関連製品をEUに輸入し(すなわち自由な流通のための税関の通過を行い)若しくは販売する場合には事業者⁶に該当し、(ii)デュー・ディリジェンス・ステートメント若しくは簡易申告の対象となっている他の関連製品から製造された関連製品を再輸入し、若しくは販売する場合には下流の事業者⁶に該当し、又は(ii)他者によって既に上市されている関連製品をオンライン販売する場合には取引業者⁶に該当し得る。

オンライン・マーケットプレイスとは、規則(EU)2022/2065第3条(i)号で定義されたオンライン・プラットフォームをいい、消費者に遠隔契約の締結を可能にするものである。オンライン・マーケットプレイスの提供者

⁶ 税関に関する事項のより詳細な概要については、欧州委員会によるUCCのガイダンス文書を参照されたい。

が、他の二当事者によるオンライン販売契約の締結を促進するのみにとどまり、顧客への製品の実際の供給に関与しない場合には、当該オンライン・マーケットプレイスは単なる仲介サービス提供者に過ぎず、EUDR上の義務を負うことはない。他方で、提供者が複数の機能を提供する場合（すなわち、一方では関連製品を自ら販売し、又は製品の配送を目的とするサービスを提供し、他方ではオンライン・マーケットプレイスとして他の事業者、下流の事業者又は取引業者が自らの関連製品を販売することを可能にする場合）には、当該提供者がEUDR上の事業者、下流の事業者若しくは取引業者に該当するか、又は仲介サービス提供者にとどまるかは、対象となる個々の販売の供給において果たす具体的機能を踏まえ、個別事案ごとに判断しなければならない（例えばフルフィルメントサービス提供者は、通常、顧客に対して実際に製品を「供給」しているものと評価される）。

状況の別にかかわらず、製品を顧客に対して実際に供給する事業者、下流の事業者又は取引業者が必ず存在する。前述のとおり、供給の具体的状況に応じて、事業者、下流の事業者又は取引業者は、製品の販売を申し出る者（製造業者、頒布業者、小売業者）である場合もあれば、単なる仲介者としての機能にとどまらず特定のサービスに係るオンライン・マーケットプレイスである場合もあり、又はサプライチェーンに存在する別のフルフィルメントサービス提供者である場合もある。こうしたすべての主体は、サプライチェーンにおける個々の役割に照らし、自らの責任について判断し、これを明確化することが推奨される。

3.19. B2Cのオンライン販売(電子商取引)又はその他の遠隔販売の場合に行われる輸入において、消費者は「事業者」となり得るか。(新規)

上記の質問で説明したとおり、EUDRにおける「事業者」とは、商業活動の過程で関連製品をEU市場に上市し、又はこれを[EU市場から]輸出する者をいう。オンライン販売又はその他の遠隔販売の文脈においては、誰が事業者には該当するかは、ビジネスモデル並びに商業活動の過程で当該関連製品の供給に関与する主体の役割及び責任に応じて異なり得る。EUDRにおける事業者には、その設立地がEU域内であるか否かを問わず（質問 3.7を参照）、当該製品をEUの消費者に対して実際に供給する場合の製造業者、販売者、輸入者、オンライン小売業者又はフルフィルメントサービス提供者が含まれ得る（上記の質問も参照）。

上記を踏まえると、EUの消費者（すなわち、自らの取引、事業、職業又は専門以外の目的で行為する自然人）は、EU域内で製品を供給するオンライン・ウェブサイトから関連製品を購入する場合、たとえ税関申告書に「輸入者」として記載されていたとしても、EUDRにおける事業者には決して該当しない。これは、関連製品のEU市場への上市を行うのは、私的な消費者ではなく、当該消費者に対して当該関連製品を実際に供給する法人又は自然人だからである。

3.20. 協同組合又は団体がその構成員に代わって簡易申告又はDDSを提出することは可能か。(新規)

状況に応じて、協同組合又は団体は、自らの名義で又はその構成員に代わって申告を提出することができる。

オプション1:

協同組合/団体自身が関連製品を生産し、それをEU市場に上市する場合（例えば、立木を販売する場合。質問3.12を参照）、当該協同組合/団体はEUDRにおける「事業者」に該当し得る。したがって、構成員ではなく当該協同組合/団体は、単一のDDSを提出することが可能であり、又はMSPOの定義に該当する場合には、単一の簡易申告を提出することができる。協同組合又は団体がどのような場合にMSPOに該当し得るかについて、詳しくは質問3.22を参照されたい。

オプション2:

協同組合/団体が事業者には該当する構成員を支援しようとする場合には、構成員の認定代理人として行

為し、構成員に代わってDDS又は簡易申告を提出することができる(EUDR第6条を参照)。認定代理人として行為するためには、協同組合/団体はEU域内で設立されていなければならない。

EUDR第4a条4項に基づき情報が入手可能なMSPOについては簡易申告は不要である。

3.21. 零細・小規模一次事業者(MSPO)に該当するのはどのような者か。(新規)

MSPOとは、報告義務が簡素化された「事業者」のサブカテゴリーを指す。本規則に別段の定めがない限り、MSPOには一般に、事業者に関する規定(例:EUDR第4条1項など)が適用される。

零細・小規模一次事業者に該当するためには、以下の4つの要件をすべて満たさなければならない。

a) (会計指令の閾値に基づく) 自然人、零細企業又は小規模企業であること

零細・小規模一次事業者とは、自然人、又は指令2013/34/EUの閾値に基づき判断された零細企業若しくは小規模企業を指す。規模に関する閾値の詳細については、質問3.10を参照されたい。

b) 低リスク国で設立されていること

自然人の場合には主たる拠点が、また、法人又は複数者から構成される団体の場合には、登記上の事務所、本社又は本拠地たる主な事業所のうちいずれか該当する所在地が低リスク国内でなければならない。

c) EU市場に直接上市しており又は[EU市場から]直接輸出していること

MSPOに該当するためには、当該者は関連製品をEU市場に直接上市しているか、又は[EU市場から]直接輸出していなければならない。これはすなわち、EU域外で設立された一次生産者がEU域外の仲介業者に製品を供給し、当該仲介業者が製品をEU市場に上市する場合には、当該一次生産者はこの定義には該当しないことを意味する。また、EU市場に上市していないEU域外の一次生産者は、本規則に基づく法的義務を負わない。

d) 事業者がその設立国で自ら生産した(すなわち、当該事業者が土地区画又は施設において当該製品を自ら栽培、収穫、取得し又は飼育したという意味で生産した)製品であること

最後に、事業者は、自ら生産した製品をEU市場に上市する場合に限りMSPOに該当するとされる。ここでいう「生産」とは、土地区画又は施設において製品を栽培、収穫、取得し、又は飼育することであると理解され、すなわち当該事業者は一次生産者でなければならない。

生産は、多くの場合、土地区画又は施設の所有者によって(又は当該者に代わり)行われるが、実際に生産を行う別の主体が事業者とみなされる場合もある。これは当該主体が、単なる生産行為(例えば、樹木の伐採など)によって直接かつ自動的に関連製品の所有者になる場合である。これに対し、適用される国内法又は契約が、自然人又は法人が生産後にその所有権を契約相手方に譲渡することを定めている場合は、これには該当しない(質問3.12を参照)。事業者と土地所有者が同一でない場合には、義務の範囲の判断においては事業者の規模が重要となる(したがって、MSPO以外の企業が収穫することによって事業者に該当する場合には、DDSの提出義務が適用される)。

3.22. 協同組合又は団体はMSPOとみなされ得るか。(新規)

みなされ得る。ただし、当該協同組合/団体が、EUDR第2条15a号に定めるMSPOの定義のすべての要件を満たす場合に限られる。特に、当該協同組合/団体は、自ら生産した製品をEU市場に上市している必要がある。上記の質問に記載のとおり、土地所有者ではなく、生産を行う主体(協同組合/団体など)が事業者とみなされ得る場合がある。すなわち、単なる生産行為(例えば、樹木の伐採など)によって当該主体が直接かつ自動的に関連製品の所有者になる場合がこれに該当する。これに対し、適用される国内法又は契約が、自然人又は法人が生産後にその所有権を契約相手方に譲渡することを定めている場合は、これには該当しない(質問3.12を参照)。

事業者と土地所有者が同一でない場合には、義務の範囲の判断においては土地所有者ではなく事業者の規模が重要となる(したがって、MSPO以外の企業が収穫を行うことによって事業者に該当する場合には、完全なDDS提出義務が適用される)。

3.23. 自然人又は法人がMSPOであると同時に通常の「事業者」に該当することはあり得るか。(新規)

あり得る。これは、自然人又は法人が他の主体によって生産された関連製品を輸入するとともに、かかる自然人又は法人が自ら生産した関連製品をEU市場に上市する場合に生じ得る。この場合、輸入した製品に関しては当該者は事業者に該当する一方、当該自然人又は法人が自ら生産した製品に関しては、MSPO(定義のすべての要件を満たす場合。EUDR第2条15a号及び質問3.21を参照)に該当する。

この場合において、当該者は、その上市するすべての製品についてデュー・ディリジェンスの実施義務が適用されるが、輸入した製品についてはDDSを提出し、国内で生産した製品については1回限りの簡易申告を提出しなければならない。

3.24. 企業はどのようにして自己の規模を判定するか。また、規模が年度ごとに変動する場合にはどのように取り扱われるか。(新規)

企業規模の基準は、会計年度ごとに適用される。

各会計年度において、企業は、直近の会計年度に係る入手可能な貸借対照表の合計、純売上高及び平均従業員数を基準として、自己の規模区分を判断しなければならない。当該主体の法的形態により年次財務諸表が承認されない場合には、直近の会計年度が判断基準となる。そもそも貸借対照表の作成義務を負わない自然人又は法人については、質問3.26を参照されたい。

企業の規模は、年度ごとに変動し得る。

ただし、規模区分の変更は、二期連続で3つの閾値のうち2を超えたか又は超えなくなった場合にのみ生じる。これが関係するのは、企業の分類が中小企業から中小企業以外(又はその逆)へ変更となった場合、及びMSPOに該当する自然人又は法人がMSPOの閾値を超えた(又はその逆の)場合である。

MSPOに関しては、二つのケースを区別する必要がある。

ケース1: EUDRの適用開始時点においてMSPOに分類されていた農家Aの事業がMSPOではなくなり、その後再びMSPOとなった場合

EUDRの適用開始時点では農家AはMSPOに該当しており、よって、簡素化された報告義務が適用される。つまり、関連製品の最初の上市に先立ち、農家Aは1回限りの簡易申告を提出することになる。

農家Aが、会計指令に定める零細、小規模企業の閾値を二期連続で超過した場合には、当該閾値を超過した会計年度の翌会計年度から、通常のDDS提出義務が適用される。つまり、当該会計年度において関連製品を上市する前にDDSを提出しなければならない(1つのDDSで複数の販売を申告する可能性については、質問5.19を参照されたい)。

その後、農家Aが二期連続で当該閾値を超えなくなり、再びMSPOに分類されることとなった場合は、かかる連続した二期の翌会計年度から再び簡易申告(SD)を利用することができる。なお、事業内容に変更がある場合には、その実態を反映するためSDの更新が必要となることがある(更新については質問3.27を参照されたい)。

ケース2: EUDRの適用開始時点においてMSPO以外に分類されていた農家Bの事業がMSPOとなり、その後再びMSPOでなくなった場合

EUDRの適用開始時点において、農家Bの事業は通常のDDS提出義務の対象となる。すなわち、当該会計年度において関連製品を上市する前にDDSを提出しなければならない(1つのDDSで複数の販売を申告する可能性については質問5.19を参照されたい)。その後、Bの事業が二期連続で当該閾値を超えなくなり、BがMSPOとして分類された場合には、かかる連続した二期の翌会計年度に1回限りの簡易申告のみを提出すれば足りる。この申告は、農家Bの事業内容に変更が生じて新たなSDが必要となる場合を除き、有効に継続する(更新/新規提出については、質問3.27を参照されたい)。Bが再び二期連続で当該閾値を超過してMSPO以外となった場合も同様に、SDでは適合に不十分となり、かかる場合、その後の年度からはDDS提出義務が再び適用される。

3.25. 関連産物及び関連製品に関係する事業(複合事業)の一部が関連の閾値を超えない場合、企業はMSPOに該当し得るか。また、関連活動はどのように考慮されるか。(新規)

「関連産物及び関連製品に関係する」という文言は、企業の事業活動のうち一部のみが関連産物及び関連製品に関係することを証明できる場合は、当該企業がMSPOに対して認められる簡素化された義務の適用を受けられるという趣旨である。この「関連産物及び関連製品に関係する」という規定は、閾値の判定に当たり、企業が行う他の活動ではなく企業による関連産物又は関連製品の取扱いに合理的に帰属し得る純売上高、従業員[数]及び貸借対照表の各要素を考慮すべきであるという意味である。

企業が複数の事業活動を行っている場合において、複数の活動に従事する管理部門及び事務部門の従業員については、按分により算定すべきである。

企業がMSPOの定義に該当することを証明するためには、管轄当局による確認に際し、収益構造、コスト、業績管理会計に係る事業記録、又はその他貸借対照表の合計、純売上高及び従業員数を当該企業が活動する関連事業セグメントに透明性をもって配分していることを示す文書を提示できなければならない。

この解釈の最も良い説明となるのが、以下の例である。

木材製品の加工及び販売を行う企業が、併せて金属製品の輸送サービスも提供している場合を考える。当該企業の年間純売上高の約70%は木材製品の加工及び販売から生じ、30%は金属製品の輸送から生じている。

閾値の判定において、金属製品の輸送からの30%は含まれないことになる。つまり、純売上高の70%のみが、会計指令に定める閾値を超過するか否かの判断に用いられる。

管轄当局は、本要件が国内生産に関して国内レベルでどのように評価され検証されるべきかについて、国内の規模の閾値を超える部分にとどまらず、会計指令の国内法化における関連規定を踏まえつつ、追加的なガイダンスを発することができる(本規則は会計指令自体の規模の閾値に基づいているため、国内の規模の閾値はEUDR上の規模判定には関係しない)。

3.26. 貸借対照表の作成義務を有しない企業又は自然人は、自己がEUDR上のMSPOに該当するかをどのようにして判断するのか。(新規)

会計指令(各加盟国により国内法化されたもの)は、貸借対照表の作成を既存の義務として負う企業にのみ適用される。ただしEUDRの目的上、当該会計指令に定める閾値は、各者の法的形態を問わず適用される。すなわち、そもそも貸借対照表の作成義務を負わない企業又は個人に対しても、当該閾値が適用されることとなる。したがって、このような場合には、会計指令第2章及び第3章に定める一般的な規定及び原則に基づき、貸借対照表の合計を算定するようにすべきである。農家及び林業者については、保有する生産設備やその他の資産の価値を評価・推計することによって貸借対照表を作成することが可能であり、管轄当局による確認の際には、会計指令に定める閾値をどのように算定し適用したかを明らかにすることとされている。

小規模企業の他の2つの閾値を下回る(すなわち、年度内の純売上高が1,000万ユーロを超えず、かつ平均従業員数が50人を超えない)自然人又は法人については、これら他の2つの基準に基づいて既にMSPOとみなされ得るため、貸借対照表の作成は不要である。

さらに、EUDR第2条14号の意味において自ら生産した製品をEU市場に直接上市する自然人については、善意で行動している限り、当該閾値を下回るものと推定される。会計指令に定める閾値のうち少なくとも一つを超過する状況に近い場合を除き、自己の規模を証明するための追加的な事務手続きを行う必要はない。

管轄当局は、会計指令の国内法化を踏まえつつ、本要件を国内レベルでどのように評価し検証するかについて、追加的なガイダンスを発することができる。

3.27. SDはいつ更新すべきか。また、新たにSDを提出する必要があるのはどのような場合か。(新規)

EUDR第4a条3項は、MSPOは「提供した情報に主要な変更があった場合には、簡易申告に記載された情報を更新することができる」と規定している。

これは例えば、数量が変更された場合に、SDを更新することが可能ではあるが、必ずしも更新する必要はないことを意味する。

もっとも、MSPOは、自らが市場に上市するすべての製品が有効なSDの対象範囲に含まれていることを確保しなければならない。つまり、MSPOが事業活動を変更し、その結果として全く新たな製品を市場に上市する場合には、新たなSDを提出しなければならない。当該新製品は、当初のSDの対象範囲には含まれていないためである。

例: オーストリアの農家Fは、長年にわたり大豆及び牛の農場を経営している。継続的な事業活動に基づき、FはEUDRの適用開始時に一度SDを提出した。Fは現在、隣接する森林を購入して管理し、当該森林からの木材製品をEU市場に上市することを希望している。木材製品は、過去に申告したHSコードとは異なるコードであり、農家FのSDの対象範囲には含まれていないため、Fは木材製品を市場に上市する前に、新たなSDを提出しなければならない。Fは、元のSDを複製して新規SDとし、一部の項目を事前に入力することができる。この場合、本来求められる新規の提出に代えて、既存のSDを更新する方法も可能である。

例：伐採会社Hは、立木を伐採して市場に上市することにより事業者として活動しており、毎年異なる土地区画から伐採を行っている。これには、SD提出後に木を伐採する新規区画も含まれている。伐採会社HのSDに含まれる情報は正確であるべきであるため、更新機能を利用して、SDに申告された各区画に関する情報を最新の状態に維持することができる。さらに、事業者Hは、木材が伐採された実際の地理的位置情報又は郵便住所を記録する必要がある、SDに申告された区画と実際の生産区画との間に不一致がある場合には、それを正当化することができなければならない。

SDにおいて提供される情報は、提出時及び更新時のいずれの時点においても真実でなければならない。管轄当局は、推定値又はその他の情報が、事業者をMSPOとして誤って分類すること、本規則の要件を回避すること、又は執行に悪影響を及ぼすことを目的として提供されたものであると認めた場合は、当該本規則違反を追及するための措置を講じ、罰則を科すことができる。

3.28. MSPOが、土地区画又は施設の地理的位置情報の代わりに郵便住所を利用することができるのはどのような場合か。(新規)

零細・小規模一次事業者は、郵便住所(自己の個人住所を含む)が対象となる土地区画又は施設の地理的位置と一致する場合には、地理的位置情報の代わりに当該郵便住所を利用することができる。郵便住所は、一般的に用いられる郵便住所情報(通り名、家屋番号、郵便番号、都市及び国)のほか、地籍図情報、又は製品が上市された又は輸出された土地区画又は施設を特定し得る同等の情報をを用いて申告することができる。

土地区画又は施設が前文9項にいう「対象となる」とは、MSPOが当該場所において関連産物を生産している場合、すなわち、当該土地区画又は施設がEUDR第2条14号に定義される一次生産のために使用されている場合を指す。MSPOの事業所所在地であって、専ら管理目的のために使用されているにすぎず、関連産物及び製品の生産目的で使用されていない場合には、EUDRとの適合上、当該所在地を土地区画又は施設として申告することはできない。牛の場合には、付属書IIIの第3項において、牛のサプライチェーンに関して申告すべき郵便住所又は地理的位置情報は、当該牛が飼養されているすべての施設に関するものでなければならないことが明確にされている。

3.29. MSPOは、簡易申告において複数の関連製品(例えば牛及び木材)を申告することができるか。(新規)

できる。また、一つの申告において複数の土地区画又は施設を申告することも可能である。

3.30. MSPOは、生産量が不規則又は変動する場合において、「関連製品の一括年間推定数量」をどのように申告すべきか。(新規)

例：森林所有者が、30年に一度のみ森林を伐採し、その製品を市場に上市とする。当該森林所有者は、伐採量を申告すべき複数年の伐採計画に従っていない。伐採の結果として、木材の収量は200～400立方メートルとなるが、各伐採期の条件に応じて変動する。

事業者が、数年に一度のみ関連製品を市場に上市し、かつ複数年の伐採計画に従っていない場合には、関連製品が実際に生産された(すなわち、伐採された)年のみが決め手となる(例えば、森林所有者が30年に一度しか上市しない場合は、伐採物を販売する年の数量が関連するが、その間の上市しない年は関連しない)。

さらに、特定の国において複数年の伐採計画が義務付けられている場合(例えば、チェコ共和国における10年伐採計画)には、年間推定量として、当該計画に基づき伐採される最大年間推定量を用いることがで

き、それが利用できない場合は、当該伐採計画に記載された総伐採量を当該年数(この例では10年)で除した量とすることができる。

事業者が、複数年の伐採計画又は過去からの同様の情報に基づく推定量を基準にすることができない場合には、通常の事業活動において関連製品を市場に上市した直近の年の推定量を基準にすることができる。

事業者が事業を開始したばかりで、過去の事業活動の実績に基づくことができない場合は、相応の土地区画における平均収量を推定量の基準にすることができる。

いずれの場合においても、事業者は、管轄当局による検査の際に、採用した当該推定量の根拠を説明できるようにすべきである。

。 。 。 。

4. 定義

これらの定義は、事業者、下流の事業者及び取引業者の義務並びにEUの管轄当局の業務に対する基礎となっている。

4.1. 「世界的な森林減少」とは何を意味するか。

「世界的な森林減少」とは、EU域内、域外を問わず世界中で発生している、EUDR第2条に定められた定義(すなわち、人工的に引き起こされたか否かにかかわらず、森林の農業利用への転用)における森林減少を意味する。

森林減少及び森林劣化は、気候変動及び生物多様性の喪失という現代の2つの主要な地球環境危機の主な要因の一つである。

世界的な森林減少及び森林劣化の主な原因は、大豆、牛肉、パーム油、木材、カカオ、ゴム、コーヒー等の産物の生産のために行われる農地の拡大である。EUは、主要な経済圏として、また、これらの産物の消費者として、世界的な森林減少と森林劣化に関与している。したがって、EUにはこれらの終結に貢献する責任がある。

本規則は「森林減少フリー」の産物/製品の生産及び消費を促進し、世界的な森林減少及び森林劣化に対してEUが与える影響を低減することで、EUに起因する温室効果ガス排出量及び生物多様性喪失を減少させることが期待されている。

4.2. 「土地区画」とは何を意味するか。

本規則における地理的位置の対象である「土地区画」は、EUDR第2条27号によって、「生産国の法律で認められた単一の不動産内の土地であって、その土地で生産された関連産物に関する森林減少及び森林劣化のリスクの総合的な水準を評価できる程度に均質な条件を備えているもの」と定義されている。本規則の目的上、重要な要素は、EU市場に上市させることを意図した産物の生産に使用される土地区画を特定することである。つまり、一部の区画が本規則の対象となる産物の生産に使用されていない場合、又はEU市場に上市させることを意図していない場合は、単一の所有者が所有する土地区画をすべて列挙する必要はない。

ある所有者が複数の土地区画を所有しており、関連製品をこれらすべての区画から上市する場合、関

連するすべての区画を一つのDDSで申告することが可能である(質問1.14も参照されたい)。

4.3. 木材はどのような基準を遵守する必要があるか。

EUDR第2条13号(b)における「森林減少フリー」の定義の文言(…木材を含む、又は木材を使用して製造された関連製品の場合…)において、木材を製品の範囲から切り分け、「特別なケース」との印象を与えており、EUDR第3条(a)の「森林減少フリー」基準が木材に適用されるかについて疑問を生じさせている。木材は、森林減少及び森林劣化の両方の基準を満たす必要があるのか、それとも森林劣化の基準のみを満たせばよいのか。

本規則の要件を満たすためには、木材は、a) 2020年12月31日より後に森林減少の対象となっていない土地から伐採され、かつb) 2020年12月31日より後に森林劣化を誘発することなく伐採されたものである必要がある。

4.4. 適合的な伐採の水準とは何か。

2022年に木材事業者が森林被覆率100%の森林の20%を伐採し、土地を自然再生させた場合、伐採された木材は本規則に適合するか。30年後、森林が再生された後に、同じことを行った場合、本規則の遵守に関して同じ結論になるか。

本規則において、「森林劣化」とは、原生林又は自然再生林をプランテーション林又はその他の樹木地に転換すること及び原生林を人工林に転換することによる森林被覆の構造的変化をいう(第2条7号)。

この定義は、国連食糧農業機関(FAO)が定義するすべての森林の種類を網羅している。したがって、本規則における森林劣化とは、特定の種類の森林を他の種類の森林又はその他の樹木地に転換することを指す。

木材の伐採は、森林劣化の定義に該当する転換と結びつかない限り、認められる。

4.5. 木材を含む、又は木材を使用して製造された関連製品において、「森林減少フリー」の定義における「森林劣化を誘発しない」という表現は、どのように解釈すべきか。

「森林減少フリー」の定義における「森林劣化」という要素は、木材が「2020年12月31日より後に、森林劣化を誘発することなく森林から収穫された」ものであることを要求している(EUDR第2条13号(b))。「森林劣化を誘発する」との表現は、木材の伐採と森林劣化の間に因果関係があることを表している。

このことは、森林が気候変動、病害の発生、火災等、他のプロセスによって影響を受ける可能性があるという事実を反映している。このような潜在的な森林劣化の形態は、本規則の適用範囲外である。すなわち、EUDRは木材の伐採に関連する林業活動とそれに続く森林再生によって引き起こされる森林劣化を対象としている。

関連製品が、伐採活動によって森林劣化を誘発した地域から調達された場合、関連製品は本規則に適合しない。事業者は、伐採が森林の劣化を誘発するリスクがあるかどうかを評価するために、主に生産国の森林管理に関する法規や森林管理計画、さらには森林再生計画や伐採後の活動計画、復元及び保全計画、その他の計画、管理手順等、伐採日時点で入手可能なすべてのデータや情報を考慮することができる。

森林の劣化状態が長期間にわたって継続する場合、2020年12月31日より後に木材伐採が森林劣化を

誘発した土地区画で行われる将来の伐採は、「森林減少フリー」とはならず、関連製品は、EU市場に上市できなくなる。これに対して、将来、森林が再生し、その状態が初めから森林劣化の定義に該当しない森林の種類に変化した場合、その土地区画での新たな伐採活動から得られた木材は、「森林減少フリー」とみなされる可能性がある。

4.6. 木材製品について森林劣化がないかどうかをどのように評価すべきか、また、関連する期間をどのように検討すべきか。

本規則において、「森林劣化」とは、原生林又は自然再生林をプランテーション林又はその他の樹木地に転換すること及び原生林を人工林に転換することによる森林被覆の構造的変化をいう(第2条7号)。

「森林劣化」とは、 以下の転換の形態をとる、森林被覆の構造的変化を意味する。				
1) 原生林 から			2) 自然再生林 から	
a) 人工林	b) プランテーション林	c) その他の樹木地	a) プランテーション林	b) その他の樹木地

「森林減少フリー」の定義における森林劣化の要素を満たすには、事業者は2020年12月31日以前の森林の種類が原生林であるか、自然再生林であるか(「森林劣化」の定義が適用される2種類の森林)を特定した上で、木材伐採に関連する林業活動、及び伐採後の計画された活動が「森林劣化」に相当する別の森林の種類への転換を引き起こす(誘発する)可能性があるか、あるいは引き起こしたかを評価する必要がある。

生産国の関連する森林管理に関する法規(持続可能な森林管理計画や持続可能な伐採に関する法的枠組みを含む)や、伐採前の森林の状態、伐採体制とその影響、再生措置、その他の計画された森林保護及び復元措置に関する情報及びデータ、並びにEUDR第10条に詳細に記載されたリスク評価基準に関連するその他の情報についても考慮に入れることが重要である。これには、森林再生義務及び条件の概要を記載した森林当局が発行する公的文書、当事者間の契約上の合意、又はその他土地所有者若しくは代表者から取得した関連情報が含まれ得る。

伐採活動が森林の劣化*を招く可能性を示す証拠がある場合、そのリスクがない又は無視できる程度まで低減されない限り、木材製品をEU市場に上市したり、EU市場において入手可能にしたり、あるいはEU市場から輸出したりすることはできない。

伐採の時点で、その土地区画の最終目的(森林再生又は転換)が不明である場合、これらの伐採活動が森林の劣化を招くリスクがある。したがって、このリスクがない又は無視できる程度まで低減されない限り、これらの木材製品をEU市場に上市することや、EU市場において入手可能にすること、あるいはEU市場から輸出することはできない。

*伐採活動が森林劣化を誘発する兆候の例として、以下が挙げられる:

- 管理計画(又はその他の入手可能な情報)が、提案された伐採及び再生活動では、本規則の定義における森林劣化を防止するには不十分であることを示唆している場合。
- 実施された伐採活動が、森林の持続可能な管理計画で提案された内容や、国の法的枠組みによって許可された内容と異なる場合。
- 伐採後の植林及び森林管理計画が、規則の定義における「人工林」又は「プランテーション林」

の基準を満たしているように見える場合。

- 計画された再生措置(すなわち、植栽又は播種)又はそのような計画された措置がない場合。

4.7. 2020年12月31日より後に、伐採活動によって誘発されない構造的変化を受けた森林から伐採された木材製品は、森林劣化がないものとすることができるか。

できる。2020年より後の森林劣化が、伐採作業や森林減少活動とは無関係な気候変動、伝染病の発生、火災等の他のプロセスによって引き起こされる場合、伐採作業自体が森林劣化を誘発しないのであれば、それらの土地における伐採活動の産物は依然として森林減少フリーとみなされる可能性がある。

そのような場合、2つの期間における森林の状態の変化が木材の伐採とは無関係であることを示す十分なデータと証拠を揃えることが重要となる。

さらに、伐採の目的が森林保護である場合、例えば、嵐や火災の後に傷んだ木材を伐採する場合、又は害虫や病気の蔓延を防ぐために感染した樹木を伐採する場合、伐採が「森林劣化を誘発した」と解釈すべきではない。そのような場合、樹木の伐採の実際の目的を証明する十分なデータと証拠を揃えることが重要となる。

4.8. 木材伐採作業が「森林劣化」を誘発しているという証拠は、木材製品がEU市場に上市された(又は入手可能にされた、又はそこから輸出された)後、しばらくの間は明らかにならない場合がある。デュー・ディリジェンス・ステートメントの提出後に発生した出来事について、事業者は責任を負う可能性があるか。

関連する木材製品は森林減少フリーとみなされるか。

関連製品が、デュー・ディリジェンス・ステートメントの提出前に、伐採活動が森林劣化を誘発した地域から供給された場合、当該製品は本規則に適合しない。

デュー・ディリジェンス・ステートメントの提出にあたり、事業者は、デュー・ディリジェンス・プロセス及び関連製品の第3条(a)及び(b)への適合について責任を負う。このプロセスにおいて、事業者は、第10条に規定されたリスク要素を含め、すべての関連情報及びデータを考慮に入れるべきである。

例えば、土地区画の伐採後の計画を含む、関連情報や特定の基準が見落とされたために、デュー・ディリジェンスのリスク評価の部分が適切に行われていない場合、デュー・ディリジェンスの義務に違反する可能性がある。

デュー・ディリジェンスが適切に行われていないことが判明した場合、下流の事業者又は取引業者は、関連製品について既存のデュー・ディリジェンス・ステートメントに依拠することができない。

これに対し、デュー・ディリジェンスが当時適切に行われ、関連製品が市場に上市された時点で適合していた場合、デュー・ディリジェンス・ステートメントの提出時に潜在的リスクとして特定できなかった事象が製品が市場に上市された(又は輸出された)後に発生したとしても、関連製品(及び派生製品)の合法性に変更はなく、事業者の遵守状況にも影響を及ぼさない。

4.9. 「森林劣化」の定義は、森林の保護・再生のための重要な活動である樹木の計画的な植栽・播種を妨げるものではないか。

特定の森林の種類においては、計画的な植栽や播種は、自然現象(例えば、暴風雨や火災)の後や、侵略的外来種、害虫、病害に対する管理措置の後の森林の再生のため、あるいは、貧弱な土壌、干ばつ、

霜などの厳しい環境下や、気候変動の影響が顕著な場所での再生を促進するための、効果的かつ望ましい手段である可能性がある。したがって、原生林や自然再生林をプランテーション林に転換することは「森林の劣化」に該当するが、本規則では「プランテーション林」の定義から「保護又は生態系の回復を目的として植栽された森林、及び植栽又は種蒔により造成され、成熟した時点で自然再生林に類似する、又は類似するようになる森林」が除外されている。

この例外は論理的には「人工林」にも適用されるべきであり、すなわち、「プランテーション林」又は「人工林」の特性を満たしつつ、かつ当該除外基準も満たす森林は、「自然再生林」として取り扱われるべきである。

4.10. 「現地で当該基準値に達する樹木」はどのように適用されるか。

EUDR第2条4号の「森林」の定義における樹木の高さ及び樹冠被覆率に関する「現地で当該基準値に達する樹木」という条項は、どのように適用すべきか。

樹木の植生が、高さが5メートル以上である(又は5メートル以上になることが予想される)樹種の樹冠被覆率が10%以上である場合、又はそれを超えることが予想される場合は、国連食糧農業機関(FAO)の定義に基づき、「森林」に分類されるべきである。例えば、樹冠被覆率が10パーセントに達しておらず、樹高も5メートルにも達していないものの、将来的に達することが見込まれる若齢林は、一時的に伐採されていない区域と同様に、主たる用途が森林のままである限り、「森林」の定義に含まれる。

4.11. どの森林土地利用変化が規則に適合しているか。

森林減少はEUDR第2条3号で「森林の農地利用への転用」と定義されているが、それ以外の森林利用の変化が本規則に適合するか。

本規則に基づく森林減少とは、森林の農業用途への転用と定義される。都市開発やインフラ等の他の用途への転用は、森林減少の定義には該当しない。例えば、道路建設のために合法的に伐採された森林地帯の木材は、本規則に適合する。

4.12. 自然災害は森林減少に該当するか。

本規則における「森林減少」の定義には、人工的に引き起こされたか否かにかかわらず、森林の農業利用への転用が含まれる。これには自然災害によって引き起こされた状況も含まれる。火災に見舞われた森林が、その後(基準日より後に)農地に転用された場合、本規則では「森林減少」とみなされる。この特定のケースにおいて、事業者は当該地域から本規則の対象となる産物を調達することが禁止される(ただし、森林火災が原因ではない場合)。これに対して、被害を受けた森林が再生した場合、「森林減少」には当たらないとされ、森林が再生すれば、事業者はその森林から木材を調達することができる。

4.13. 「その他の樹木地」やその他の生態系も含まれるか。

本規則は、国連食糧農業機関(FAO)の「森林」の定義に依拠している。これには、農業に利用されていない居住可能な陸地の大部分を占める40億ヘクタールの森林が含まれ、その中には、国内法でサバンナや湿地帯、その他の貴重な生態系と定義されている地域も含まれる。

EUDR第34条に概要を定めるレビュー手続きの一環として、欧州委員会は、本規則の範囲を「その他の樹木地」や「森林」を除く生態系にも拡大することの影響を評価する予定である。

原生林又は自然再生林からプランテーション林又はその他の樹木地への転換は既に「森林劣化」の定義の一部であり、そのような転換が行われた土地から産出された木材製品はEU市場に上市したり輸出することはできない。

4.14. 本規則において、ゴム栽培は「農業用途」とみなされるか。

ゴム栽培は本規則における「農業用プランテーション」の定義に該当する。「農業用プランテーション」とは、「果樹プランテーション、アブラヤシプランテーション、オリーブ果樹園、樹冠の下で作物が栽培されるアグロフォレストリーシステム等の、農業生産システムにおける樹木の群生地」を意味する。この定義には、木材以外の関連産物のすべてのプランテーションが含まれる。農業用プランテーションは「森林」の定義から除外されている。つまり、森林をゴムプランテーションに転換することは、規則の下では森林減少とみなされることになる。

4.15. 本規則において、「根拠のある懸念」とは何か。(新規)

根拠のある懸念とは、EUDR第2条31号において、「本規則の不遵守に関する、客観的かつ検証可能な情報に基づき、十分に理由付けられた主張であって、管轄当局による介入を必要とし得るもの」と定義されている。

1. 誰が、誰に対して提起するか

根拠のある懸念は、EUDR第31条1項に基づき、自然人又は法人のいずれによっても提起することができる。当該懸念は、管轄当局宛てに直接提起することができる(EUDR第31条)ほか、事業者、下流の事業者又は取引業者に対し、その遵守に関連して提起することもできる(EUDR第4条5項、第5条5項及び第5条6項)。この場合、当該事業者等は、当該根拠のある懸念について、また該当すれば、講じたリスク低減措置についても、管轄当局に通知する必要がある。

2. 十分に理由付けられた主張

根拠のある懸念は、「十分に理由付けられた」ものでなければならない。すなわち、透明性があり、具体的で、論理的かつ反論可能性に耐え得る推論の連鎖によって正当化されなければならない。受領者は、当該根拠のある懸念において示された認定及び結論がどのように導かれたかを再現できなければならない。特に、根拠のある懸念は「客観的かつ検証可能な情報」に基づくものでなければならない。可能な限り、主張の一部として提出された証拠によって裏付けられるべきである。これらの2つの要素(「十分に理由付けられている」こと及び「客観的かつ検証可能な情報」に基づくこと)は、根拠のある懸念の提出先の如何を問わず、充足されなければならない。これらの要素は、根拠のある懸念を、不適合のリスクを示唆する他の情報から区別するものである。さらに、取引の方法、一般的な取引パターン又は一般化された事例群と、不適合の可能性を誰が、どのように、いつ生じさせようとしているかを明確に特定する具体的な事例群とを区別しなければならない(後者のみが「十分に理由付けられた」根拠のある懸念として認められる)。

特に、根拠のある懸念が事業者、下流の事業者又は取引業者宛てに提起される場合には、当該特定の事業者、下流の事業者又は取引業者との関連性が十分に明確にされなければならない。例えば、事業者の調達国における違法伐採の事例を指摘するのみで、当該違法事例と当該事業者の事業活動との関連性を示す追加的な情報がない場合には、根拠のある懸念として認められるには不十分である。

なお、管轄当局宛てに提起される根拠のある懸念は、複数の事業者、下流の事業者又は取引業者に関するものであっても差し支えない。

3. 根拠のある懸念となり得る要素

根拠のある懸念は、EUDRに定められた特定の義務の不遵守に関するものでなければならない。

根拠のある懸念を提出するにあたり、通知当事者は、可能な限り以下の要素を含めるべきである。

- a. 既知の場合は、根拠のある懸念の対象となる主体(事業者/下流の事業者/取引業者)に関する情報(氏名・名称、住所、連絡先)。
- b. 該当する場合、根拠のある懸念を提出する個人又は組織に関する情報(氏名・名称及び連絡先)。ただし、当該情報が通知当事者の安全を害し又は危険にさらすおそれがある場合を除く。管轄当局に根拠のある懸念を提出する際に、加盟国は、根拠のある懸念を提出する者の身元を保護するための措置を講じなければならない(EUDR 第 31 条 4 項)。
- c. EUDR 違反として主張される行為の特定(例えば、合法性要件又は森林減少フリー要件に違反する産物又は製品/DDS 又は簡易申告の不存在)。
- d. 違法性が主張される場合には、遵守されていない生産国の関連法規の特定。
- e. EUDR 違反として主張される行為が発生している又は発生した場所及び時期(生産地域及び生産時期)。
- f. EUDR 違反として主張される行為の対象物(特定の出荷、製品の種類、数量、特性等の特定)。
- g. EUDR 違反として主張される行為に関する証拠。当該証拠は多様な種類で構成され得るものであり、例えば、写真、報告書、証人、EU 域内若しくは第三国における公的機関若しくは市民社会組織等からの情報、認証又は第三者検証スキームに係る監査等が含まれる。
- h. EUDR の不遵守として主張される行為の調査に資するその他の情報。

。 。 。 。

5. デュー・ディリジェンス

5.1. 事業者としての義務は何か。(改訂)

原則として、事業者は、EUDR第12条に従ってデュー・ディリジェンス・システムを構築し、維持しなければならない。注:この義務は、下流の事業者又は取引業者には適用されない。

EUDRに基づくデュー・ディリジェンスの実施は、3つの段階からなる。

第1段階として、事業者は、「自由な流通のための税関の通過」及び「輸出」の税関手続きに基づくものを含め、EU市場に上市し又は輸出しようとする産物又は製品、並びにそれぞれの数量、直接のサプライヤー及び直接の商業上の顧客、生産国、合法的な収穫の証拠等、EUDR第9条で言及されている情報を収集する必要がある。この段階において重要な要件は、関連産物が生産された土地区画の地理的位置の座標を入手し、情報システムを介して提出されるデュー・ディリジェンス・ステートメントにおいて、関連する情報(製品、CNコード、数量、生産国、地理的位置の座標)を提供することである。簡易申告の場合には、地理的位置の座標を郵便住所情報に置き換えることができる。

もし事業者が必要な情報を収集できない場合、影響を受けた製品をEU市場に上市したり、EU市場から輸出したりすることは避けなければならない。これを怠ると、本規則の違反となり、罰則を受ける可能性がある。

第2段階では、事業者は、第1段階で収集した情報を利用して、上市し又は輸出しようとする製品が不適合となるリスクを評価する。デュー・ディリジェンス・システムの一環として、EUDR第10条に記載された基準を考慮したうえで、サプライチェーンに流入する不適合製品のリスクを検証し、評価する。事業者は、収集された情報がどのようにリスク評価基準と照合され、どのようにリスクを決定したかを示す必要がある。

第3段階では、第2段階において、不適合リスクが無視できる程度を上回ることが判明した場合に、当該リスクを無視できるものとするべく、EUDR第11条に記載された基準を考慮し、適切かつ相応のリスク低減措置を講じる必要がある。これらの措置は文書化される必要がある。リスク低減のために用いられるべき方針、統制、措置及び手続きについては、EUDR第11条1項及び2項において、より詳細に規定されている。

低リスクに分類された地域からのみ産物を調達する事業者は、簡素化されたデュー・ディリジェンス義務の対象となる。EUDR第13条によれば、当該事業者は、依然として、第9条に沿って情報を収集し、サプライチェーンの複雑さ、規制回避のリスク、及び製品を原産地不明の製品又は標準リスク若しくは高リスクの国を原産地とする製品と混合するリスクを評価する必要があるが、第31条に基づいて提出された根拠のある懸念を含め、関連製品が本規則を遵守していないリスクを示す関連情報を事業者が入手又は認識していない限り、(EUDR第10条及び第11条に規定される)リスクの評価や低減措置を実施する必要はない(EUDR第13条2項)。簡素化されたデュー・ディリジェンスの文脈において、かつEUDR第13条1項に基づく評価に従い、関連製品が森林減少フリーであることを裏付ける十分に決定的かつ検証可能な情報を提供することを求めるEUDR第9条1項(g)の要件は、土地区画(又は牛の場合は施設)の地理的位置情報(又はMSPOの場合には郵便住所)を収集することにより充足し得る。

デュー・ディリジェンス全般に関する詳細情報及びEUDR第9条1項(h)に基づく情報要件については、委員会通知ガイダンス文書の第4章及び第6章を参照されたい。

5.1.1 事業者は、EUDRに基づき構築したデュー・ディリジェンス・システムを、CSDDDや強制労働製品禁止規則(FLR)等の他のEUにおけるデュー・ディリジェンス関連法を遵守するために使用することができるか。(新規)

事業者は、EUDRに基づき構築したデュー・ディリジェンス・システムを、他のEUの関連法規に基づき課される法的義務の遵守を支援するために利用することができる。例えば、EUDRに基づく3段階のデュー・ディリジェンス・プロセスは、企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(CSDDD)及び強制労働製品禁止規則(FLR)に基づく一定の要件の遵守に資するものであり得るが、これら2つの法の対象及び要件は異なっている。

EUDRにおいては、EUDR関連製品によるEUDR第3条の遵守の評価を目的として、デュー・ディリジェンス・プロセスには、情報収集、リスク評価及びリスク低減が含まれている。これらの要素はCSDDDにおいても求められる一方で、利害関係者との実質的なエンゲージメントや、通報メカニズム及び苦情処理手続の整備といったデュー・ディリジェンスの追加的な要素が必要とされる。欧州委員会は、CSDDD第19条に従い、CSDDDに関するガイドラインを公表する予定である。なお、CSDDDに基づく措置の適用開始日は、CSDDD第37条1項により、2029年7月26日である。

強制労働製品禁止規則（FLR）は、FLR第39条により、2027年12月14日から適用される。同規則は、強制労働により生産された製品を、経済事業者がEU市場に上市し、市場において入手可能にし、又はEU市場から輸出することを禁止している。これは、EUDRの対象となる経済事業者にも適用される。EUDRとは異なり、FLR自体はデュー・ディリジェンス義務を課すものではない。とはいえ、デュー・ディリジェンスは、サプライチェーンにおける強制労働リスクを特定し、低減し、防止し、終了させるのに役立ち得る。FLRの遵守を促すため、欧州委員会は、サプライチェーンにおける強制労働リスクに対処するデュー・ディリジェンスに関するガイダンスを発行する予定である。このプロセスは、追加的な要素を含むほか、強制労働に関する情報収集、リスク評価及びリスク低減にも関係する。

5.2. 「認定代理人」に委任できるのは誰か。(改訂)

EUDR第6条に基づき、事業者は、認定代理人に対し、自らに代わってデュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告を提出するよう委任することができる。この場合も、事業者は、関連製品の遵守に係る責任を負う。

事業者が自然人又は零細企業である場合、自然人又は零細企業でないことを条件として、サプライチェーン上の次の事業者又は取引業者に対し、認定代理人として行為するよう委任することができる。この場合も、委任元の事業者は製品の遵守に係る責任を負う。

EUDR第2条22号に従い、認定代理人は、EU域内に設立されなければならない、事業者から書面による委任状を受領していなければならない。

5.2.1 認定代理人とは何か。1人の認定代理人が複数の事業者を代理することはできるか。認定代理人は、EUDR上の義務のうち、どの義務を履行することができるか。(改訂)

認定代理人とは、事業者のためにデュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告を提出することによって当該事業者の代わりに行為する自然人又は法人である(EUDR第6条)。EUDR第2条22号に従い、認定代理人は、事業者の代わりに行為するには、EU域内に設立されていなければならない、当該事業者から書面による委任状を受領していなければならない。原則として、EU域内で設立されたいかなる自然人又は法人(民間のものであるか公的なものであるかを問わない)も、サプライチェーンに積極的に参加するか否かにかかわらず、認定代理人として行為することができる。認定代理人は、例えば、協同組合若しくは団体(質問3.20及び3.22を参照)、EUDRの管轄当局ではない国若しくは地域の当局、又はサプライチェーンの構成員などが想定される。

DDS又はSDの提出に際し、認定代理人は、情報システムに登録し、「事業者を代理する」という役割を選択しなければならない。この役割により、認定代理人自身としての資格をもって認証することが可能となり、認定代理人がその顧客に代わってデュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告を提出することができるようになる。上記の要件が満たされれば、1人の認定代理人が複数の事業者から委任を受けることは可能である。代理される事業者を一意に識別できるよう、DDS又はSDの提出時に、事業者の詳細を以下の欄に入力するものとする。

認定代理人がデュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告を提出したとしても、デュー・ディリジェンスを実施する義務は、依然として事業者が負う。したがって、事業者は、関連製品がEUDR第3条を遵守することについて引き続き責任を負う。

事業者が自然人又は零細企業である場合、当該事業者は、自然人又は零細企業ではないサプライチェーンのさらに下流に位置する次の事業者又は取引業者に対し、認定代理人として行為するよう委任することができる。EUDR第6条3項を参照されたい。

5.3. 企業は子会社に代わってデュー・ディリジェンスを行うことができるか。(改訂)

グループ会社(親会社及びその子会社)の内部組織及びデュー・ディリジェンスの方針は、本規則の適用を受けない。関連製品をEU市場に上市し、又は輸出する事業者は、製品の適合及び本規則の全体的な遵守に係る責任を負う。したがって、事業者は、デュー・ディリジェンス・ステートメントにその名称を記載しなければならない。本規則に基づく全責任を保持しなければならない。デュー・ディリジェンス義務がどの程度個別的なものであるかに関する追加情報については、EU木材規則(EUTR)を対象とした2025年11月13日付判決C-117/24を参照されたい。

5.4. 過去にEUから輸出された製品を再輸入する場合の義務は何か。(新規)

一般に、輸入者は、デュー・ディリジェンスを実施し、かつDDSを提出する義務を負う(上流の)事業者に該当する。ただし、当該輸入者が、自らEU市場に上市した関連製品又はその中に含まれるすべての関連製品が、過去にEU市場に上市されていることにより、既にデュー・ディリジェンスの対象となっていることを証明し、かつ当該製品を「自由な流通のための税関の通過」の税関手続きの下に置く場合に限り、当該輸入者は、「下流の事業者」とみなされる。

この場合に限り、再輸入者はデュー・ディリジェンスを行う必要はなく、またデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出する必要もない。

その代わりに、下流の事業者の義務は、検証を行い、かつ要請があれば管轄当局に対して証拠を提供して、輸入された製品が実際に自由な流通のための税関の通過が行われる前に、過去にEU市場に上市され、輸出されていたことを証明することに限定される。当該情報が存在しない場合、当該製品はEUに初めて輸入されたものとみなされ、その結果として、当該事業者はデュー・ディリジェンスを実施し、DDSを提出しなければならない。

上記の証明を目的とする裏付け証拠の例としては、税関申告書、契約書(第三者間のもの又は再輸入者が関与するもの)、製品注文書、出荷添付書類(CMR(国際道路物品運送契約に関する条約)を含む)、船荷証券、納品書、航空貨物運送状、インボイス、その他当該関連製品に直接関連付けることができる信頼性のある文書が挙げられる。

税関で、再輸入者は、税関申告書においてサプライヤーから受領した参照番号を提供する。

参照番号が提供されない場合、再輸入者は、再輸入のために提出される税関申告書において使用するため、欧州委員会から通知される**常套的な参照番号**を利用することができる。この常套的なDDS参照番号の税関における使用については管轄当局に通知され、これにより、管轄当局は、監視、検証及び管理に関する追加的な措置を講ずることが可能となる。

上記は、輸入される製品が、過去にEU市場から輸出されてデュー・ディリジェンスの対象となっている関連製品で構成される場合、同様に適用される(例: チョコレートを製造するためにカカオ豆がEUから第三国へ輸出され、その後、そのチョコレートについて、EUでの自由な流通のための税関の通過手続きが行われる)。

デュー・ディリジェンスの対象となっていない関連製品の部分については、事業者はデュー・ディリジェンスを実施してDDSを提出しなければならない。

5.5. どの税関手続きが影響を受けるか。

「自由な流通のための税関の通過」又は「輸出」以外の税関手続き(例えば、保税倉庫、再輸出加工、一時輸入など)を受ける関連製品は、本規則の対象外である。

5.6. EUで生産されていない製品を上市する場合、通関手続きが必要か。

本質問との関係で、税関申告書は十分な書類たり得るか。

十分な書類たり得る。EU域外で生産された関連産物又は関連製品を上市するには、上市する前に通関手続きが必要となる。この文脈では、税関申告書(船荷証券又は他の商業文書・物流文書を含まない)のみが、問題となる製品に直接関係する場合に限り、適切な証拠とみなされる。

5.6.1 本規則は、輸出にどのように適用されるか、また、輸出者の義務は何か。(新規)

EUDR第2条15号から15b号の定義によれば、商業活動の過程において関連製品を輸出する者は、当該製品が、(上流の)事業者に該当する他の主体により既にEU市場に上市されているか否かに応じて、「事業者」又は「下流の事業者」のいずれかに該当する(これらの役割の詳細については、質問3.1を参照されたい)。

当該輸出者が「事業者」に分類される場合には、事業者の規模(MSPO又はMSPO以外)に応じて通常の義務が適用される。輸出時には、関連製品の輸出に先立ち、参照番号又は申告識別子を税関当局に提供しなければならない(EUDR第26条4項)。

下流の事業者が関連製品を輸出する場合は、輸出時に税関当局に対して参照番号又は申告識別子を提供する必要はない(EUDR第26条4項を参照)。代わりに、専用のTARIC証明書コードを使用することができ、これにより下流の事業者は参照番号又は申告識別子の提供義務を免除されることになる。

例1: 会社AがEU市場においてサプライヤーSからコーヒー豆を購入し、その後これを輸出する場合。Aは下流の事業者に該当する(S又はそのサプライヤーのいずれかは上流の事業者に該当する)。つまり、Aは輸出時に参照番号を提供する必要はなく、専用のTARIC証明書コードを利用することができる。

例2: 会社Bがカカオを輸入し、これをチョコレートに加工して輸出する場合。輸出時点において、会社Bは下流の事業者とみなされ得る。つまり、Bは輸出時に参照番号を提供する必要はなく、専用のTARIC証明書コードを利用することができる(加工を行う者が有し得る二重の役割及びその影響については、質問3.8を参照されたい)。

5.7. 認証又は検証スキームの役割は何か。(改訂)

認証スキームは、サプライチェーンのメンバーが、規則に基づく義務を遵守するために必要な情報を網羅している限りにおいて、リスク評価に役立てることができる。なお、事業者についても、デュー・ディリジェンスを行うことが義務付けられており、そのいかなる違反についても引き続き責任を負う。

欧州委員会のガイダンス文書には、リスク評価及びリスク低減における認証及び第三者検証スキームが果たす役割について、更なる説明が記載されている。

5.8. 文書はどれくらいの期間保存されるべきか。(改訂)

事業者は、デュー・ディリジェンスの実施に使用した文書をどのくらいの期間保管すべきか。事業者、下流の事業者及び取引業者は、EU市場に上市し又はEU市場において入手可能にし、又は輸出する関連製品に関する関連情報を保持しなければならないか。何をもち、この期間の開始と考えればよいか。(改訂)

事業者は、EUDR第9条に基づいて収集された情報に証拠を添付し、関連産物及び関連製品をEU市場

に上市し、又は輸出した日から5年間、収集、整理及び保管しなければならない。

EUDR第10条4項及び第11条3項に基づき、事業者は、デュー・ディリジェンスがどのように実施され、リスクが特定された場合にどのような低減措置が実施されたかを証明できなければならない。これらの措置に関する関連文書は、デュー・ディリジェンスの実施後少なくとも5年間保存しなければならない。また、事業者は、当該製品をEU市場に上市し、又は輸出する日に先立ち、当該ステートメントが情報システムに提出された日から5年間デュー・ディリジェンス・ステートメントを記録しておかなければならない。

下流の事業者及び取引業者は、関連製品をEU市場に上市し、EU市場において入手可能にし、又は輸出した日から少なくとも5年間は、EUDR第5条3項に記載された情報を保持しなければならない。そのサプライヤーが事業者の場合、これには、デュー・ディリジェンスの参照番号、又は申告識別子が含まれる。

5.9. 「無視できるリスク製品」の基準は何か。

「無視できるリスク」とは、EU市場に上市され、又はEUから輸出される関連製品に適用されるリスクの水準を指し、製品固有の情報及び一般的な情報の完全な評価並びに必要な場合には適切な低減措置の適用を基礎として、これらの産物又は製品がEUDR第3条(a)又は(b)に適合していないことを懸念する理由がない場合をいう。

5.10. 「無視できるリスク製品」には免除があるか。

EUDR第2条26号における「無視できるリスク」は、第10条1項と併せて本規則の免除規定として解されるか。(改訂)

解されない。事業者は、(EUDR第4条1項に基づく)デュー・ディリジェンスの実施の結果としてのみ、「無視できるリスク」(関連製品をEU市場に上市し又はEU市場において入手可能にし、又は輸出するための前提条件である)についての結論を出すことができる。デュー・ディリジェンスの実施は、本規則に基づく事業者の中核的義務であり、免除の対象とはならない。

「無視できるリスク」の要素は、産物には適用されないことに留意されたい(本規則に産物ごとの「リスク状況」(の概念)はない)。

5.11. ある国の特定の産物を「無視できるリスク」とみなすことはできるか。

ある国のパーム油、ゴム、コーヒー、カカオ、木材を「無視できるリスク」と考えることはできるか。

できない。上記の質問を参照されたい。

5.12. 「森林減少フリー」要件の遵守を確認する際、確認の時点は何に焦点を当てるべきか。

当該産物が森林減少に関与しているか否かの評価は、本規則における期限(すなわち2020年12月31日)以降、当該産物の土地が森林であったか否かを(第2条の定義に従って)時間的に遡及することで行う。

5.13. デュー・ディリジェンスの義務に照らして、事業者によって文書化が求められる製品は何か。

文書化は、規則の対象となる製品(付属書IIに記載されているHSコード)についてのみ要求される。適用範囲外(すなわち、付属書IIに記載されていない)の産物を用いて生産された製品については、文書化は必

要ない。

5.14. 中小企業以外の事業者は、いつ、EUDR第12条3項に基づく最初の年次報告書を作成しなければならないか。(改訂)

EUDRは、2026年12月30日から執行可能となる(2027年6月30日からとなる大半の零細企業又は小規模企業の事業者を除く)。関連企業は、第12条3項に基づき、EUDR上の要件を遵守するための活動に関する年次報告書を発行しなければならない。2027年は、EUDRが適用される最初の年であるため、最初の報告書(2027年を対象とする)は、2027年12月30日より後に公表されなければならない。

他のEU関連法規(EUの企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(CSDDD)⁷又は企業サステナビリティ報告指令(CSRD)など)に基づく報告義務に基づき、EUDR第12条3項に関連する要素を既に報告している事業者は、報告を繰り返す必要はない。

5.15. (削除)

5.16. デュー・ディリジェンスを実施するために、事前に決められた書式又は質問の一覧表があるか。

ない。事業者は、EUDR第8条、第9条、第10条及び第11条に基づき、それぞれのデュー・ディリジェンスの義務を遵守しなければならない。「リスクがない」又は「無視できるリスク」とすることが、関連製品をEU市場に上市し、又はEU市場から輸出するための前提条件である。

デュー・ディリジェンスは「チェックボックス方式の行為」ではないことに留意されたい。したがって、EUDR第13条が適用される場合を除き、EUDR第9条、第10条及び第11条に沿った、情報要件、リスク評価及びリスク低減など本規則に記載されているデュー・ディリジェンスの様々な段階が対象となる場合において、デュー・ディリジェンスは、個々の文脈及びサプライチェーンによって異なり得る。

5.17. 関連製品をEU市場に上市し、EU市場において入手可能にし、又はEU市場から輸出しようとする事業者(及び/又は認定代理人)、下流の事業者及び取引業者は、情報システムに登録しなければならないか。(改訂)

事業者は、デュー・ディリジェンス・ステートメントを提出する前に、登録しなければならない。又は、認定代理人にサービスを依頼することもできる(その場合には、当該認定代理人がシステムに登録されなければならない)。中小企業以外の下流の事業者及び中小企業以外の取引業者は、EUDR第5条2項に基づき、システムに一度登録することが法的に義務付けられている。

5.18. 欧州委員会は、関連製品の適合性をチェックするために使用される衛星画像ツールに関する更なる詳細(例えば、最小限の解像度でのチェック)を発表する予定があるか。(改訂)

⁷ 企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンスに関する2024年6月13日付欧州議会及び理事会指令(EU)2024/1760並びに指令(EU)2019/1937及び規則(EU)2023/2859の改正(OJ L, 2024/1760, 5.7.2024, ELI): <http://data.europa.eu/eli/dir/2024/1760/oj> (一定の企業サステナビリティ報告要件及び一定の企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス要件に関する指令2006/43/EC、2013/34/EU、(EU)2022/2464及び(EU)2024/1760を改正する2026年2月24日付欧州議会及び理事会指令(EU)2026/470により改正されたもの)(OJ L, 2026/470, 26.2.2026, ELI): <http://data.europa.eu/eli/dir/2026/470/oj>.

空間画像ツールは、事業者がデュー・ディリジェンスの義務を実施する際、及び、加盟国の管轄当局がチェックを実施する際に非常に役立つものの、本規則は、森林減少が無いことを文書化するために、特定の衛星画像ツールの使用や衛星画像の解像度に関する閾値を課すものではない。地理空間データが地図上で森林と重複しているか否かの評価を支援するツールの例は、質問9.10.6に示されている。

5.19. デュー・ディリジェンス・ステートメントをどれくらいの頻度で情報システムに提出すべきか。また、それらは複数の出荷/バッチを対象とすることができるか。関連製品が、一定期間にわたって連続的に市場に上市される場合はどうか。(改訂)

デュー・ディリジェンス・ステートメントは、複数の異なる関連製品の複数の物理的バッチ/出荷を対象とすることができる。この場合、事業者は、EU市場に上市され、又はEU市場から輸出されることが意図されたすべての関連製品についてデュー・ディリジェンスが実施され、関連製品がEUDR(付属書Ⅱ)第3条(a)又は(b)に適合しないリスクがない又は無視できる程度であり、かつ、事業者が当該関連製品がEUDR第3条(EUDR第4条3項)に適合していることについて責任を負うことにつき確認しなければならない。

加えて、考慮しなければならない法的要件及び実務上の事項は以下のとおりである。

1. EU市場に上市され、又はEU市場から輸出されるすべての関連製品の数量は、デュー・ディリジェンス・ステートメント(EUDR第3条(c))に記載されていなければならない。また、当該製品を上市し、又は輸出するための当該製品のバッチ/出荷より前に、当該ステートメントを提出しなければならない(EUDR第4条2項)。
2. デュー・ディリジェンス・ステートメントで対象とされた製品の数量が完全に上市され、又は輸出された場合、同一事業者は追加数量に関する新たなステートメントを提出しなければならない。
3. 事業者は、EUDR第12条2項に基づき、年1回、デュー・ディリジェンス・システムの見直しを行うものとする。したがって、デュー・ディリジェンス・ステートメントは、提出時から1年を超える期間の出荷/バッチを対象とすべきではない。さらに、より長い期間になると、申告された製品と実際に上市され、又は輸出された製品(意図されたものも含む)との間の一致を証明することが困難になる可能性がある。
4. デュー・ディリジェンス・ステートメントにより、事業者は、EU市場に上市され、又は輸出されることが意図されたすべての関連製品について、共同で又は個別にデュー・ディリジェンスが実施され、かつ、関連製品の不適合リスクがない又は無視できる程度であることを確認する。したがって、原則として、デュー・ディリジェンス・ステートメントは、既に生産された産物、すなわち、関連する土地で栽培、収穫、取得され、若しくは牛に関しては施設において飼育されたものを対象とすべきである。言い換えれば、原則として、事業者はデュー・ディリジェンス・ステートメントを既存の産物と関連付けることができなければならない。この規則の例外として、事業者が合法性及び森林減少又は森林劣化の不存在の観点において状況に変化のない安定した土地区画又は施設から調達を行う場合、事業者は、伐採前にデュー・ディリジェンスを実施し、DDSを提出することができる。他方で、上市される個別の製品が既に製造されている必要はない。例えば、DDSにおいて木製家具の申告を行う場合、当該家具に関するDDSが提出される時点で樹木が既に伐採されている必要はあるが、当該家具が既に製造されている必要はない。
5. デュー・ディリジェンス・ステートメントで申告された製品の数量は、事業者によるデュー・ディリジェンスの実施の対象となっている数量、及び、EU市場に上市され、又は輸出されることが意図されている数量と一致しなければならない。

これは、ある製品が、同一の者から提出される複数のデュー・ディリジェンス・ステートメントの対象とされてはならないことを含む。DDSが提出される時点で、どの製品がEU市場で販売され、どの製品が輸出されるのか不明である場合には、すべての製品を「輸出」DDSにより申告し、数量の一致を示す文書を保管することができる。管轄当局の要請に応じて、事業者は、EUDR第12条に従って確立されたデュー・ディリジェンス・システムにおいて、そのような一致についての証明を提供できなければならない。簡素化されたデュー・ディリジェンスが適用されない限り(EUDR

第13条)、事業者は、すべての製品について、(森林減少フリー及び合法性要件に関する)不適合のリスクがEUDR第10条2項に従って評価され、かつ、そのようなリスクがすべての申告された製品について無視できる程度であることを証明しなければならない。上記の一致を証明するための適切な記録は、要請があれば管轄当局に提供できるよう、(最後の)上市日から5年間保存しなければならない(EUDR第9条)。DDSに記載された数量が完全に市場に上市されていない、又は輸出されていない場合には、事業者は、申告された数量と市場に上市され、又は輸出された実際の数量との差異を説明する適切な記録を5年間保管し、要請があれば管轄当局に提供しなければならない(EUDR第9条)。

6. 地理的位置データを含む個々のデュー・ディリジェンス・ステートメントは、情報システムにアップロードするために設定された実用的な容量制限(25MB)の範囲内でなければならない。
7. デュー・ディリジェンス・ステートメントが複数のバッチ/出荷を対象とする場合、複雑さが加わることにより、事業者の不適合リスクが増大する可能性がある。事業者は、すべてのバッチ/出荷及びデュー・ディリジェンス・ステートメントに記載された生産国、すべての土地の地理的位置の座標を含む情報に係る全責任を負う。複雑さが加わる背景には、実施すべきチェックを特定するために管轄当局が用いるリスクベースの手法が関連している可能性がある(EUDR第16条)。関連する場合、不適合に対する暫定措置又は措置は、個別のバッチ/出荷に含まれるものと併せて、デュー・ディリジェンス・ステートメントの対象となるすべての関連製品に適用されることがある。

5.20. DDS又はSDの提出期限はいつか。(改訂)

EUDR第4条1項に従い、事業者は、関連製品がEUDR第3条に適合していることを立証するために、当該関連製品を上市又は輸出する前に、EUDR第8条に基づくデュー・ディリジェンスを行わなければならない。**関連製品がEU市場に入る(輸入される)場合、又はEU市場から出る(輸出される)場合、DDS参照番号を税関当局に提供するものとする。**このため、税関申告書を提出する者(以下「税関申告者」という)は、EUDR第26条に従い、当該製品について提出された税関申告書にDDS参照番号を記載するものとする。したがって、税関申告の前に、DDSを提出し⁸、DDS参照番号を取得しなければならない。MSPOによる最初の上市又は輸出に先立つSDの提出についても、同様に適用される。

DDSが複数の出荷/バッチを対象とする場合、EUDRの法的要件が遵守されている限り、複数の税関申告において同一のDDS参照番号を参照することができる。また、複数のDDS参照番号を一つの税関申告に含めることもできる。

EU域内で生産される産物及びEU市場において国内的に上市される製品に関するその他の場合については、1.当該製品がEU市場において物理的に入手可能になったとき(すなわち、当該産物が生産された日、派生製品については、当該製品が製造された日)、2.二以上の法人又は自然人が、事業者が関連製品の供給を約束する契約を締結したとき、及び3.製品の物理的な供給又は引渡しが行われる場合には、その引渡しプロセスが開始されたとき(例えば、関連製品を積載する貨物トラック又は船舶への積込みの開始等)を上市された正確な日付として理解すべきである。契約上の合意は、支払いの見返りとしての供給の約束、又は無償での供給を規定することができる。丸太の販売という森林関連の事例で説明すると、DDS(又はMSPOによる最初の上市に先立つSD)は、**遅くとも**、i)伐採された丸太が入手可能であること、ii)伐採された丸太の購入/供給契約が、例えば製材所のような第三者への供給についての合意により成立すること、iii)丸太が引渡しのためにトラックに積込みされること、の3要素が満たされるまでに**提出**されなければならない。丸太の供給は、必ずしも当該製品の物理的な引渡しを要するものではない。物理的な供給が存在しない場合には、国内の場合の上市時点の判断においては、要素1及び要素

⁸ 中長期的には、事業者が、EUDR第28条2項に従い、税関申告書及びDDSを直ちに提出することができるようになる。この状況は、まだ適用可能となっていないため、本文書にはまだ反映されていない。この点については、適時に別途のガイダンス及びよくある質問集が入手可能となる予定である。

2のみが構成要件となる。

5.21. DDS又はSDの最も早い提出日はいつか。(改訂)

EUDR第4条1項に従い、事業者は、関連製品がEUDR第3条に適合していることを立証するために、当該関連製品を上市又は輸出する前に、EUDR第8条に基づくデュー・ディリジェンスを行わなければならない。DDSが提出可能となる最も早い時期は、デュー・ディリジェンスが実施された後で、かつ、提出に必要なすべての情報(市場に上市され、市場において入手可能にされ、又は輸出される予定の数量を含む)が入手可能になったときである。質問5.19に記載するとおり、デュー・ディリジェンス・ステートメントは、提出時から1年を超える期間の出荷/バッチを対象とすべきではないことにも留意されたい。

SDはデュー・ディリジェンスの実施前に提出することも可能であるため、当該提出を行うことができる最も早い日については一定の柔軟性が存在する(最も遅い提出日については、前掲質問5.20を参照されたい)。

5.22. (削除)

。 。 。 。

6. ベンチマーキングとパートナーシップ

6.1. 国別ベンチマーキングとは何か。(改訂)

欧州委員会が運営するベンチマーキング制度は、国又はその地域を、当該国で森林減少フリーでない産物が生産されるリスクの度合いに応じて、3つのカテゴリー(高リスク、標準リスク、低リスク)に分類する。

国又はその地域のリスク状況を特定するための基準は、EUDR第29条に規定されている。EUDR第29条2項は、欧州委員会に対し、EU域内市場におけるリスクの程度を判断する制度を整備し、低リスク又は高リスクと判断された各国又はその地域の一覧表を公表することを義務付けている。この一覧表は、定量的及び定性的な基準に基づく客観的かつ透明性の高い評価分析を基に構築され、最新の科学的証拠、国際的に認められた情報源、及び現場で検証された情報を考慮するものである。

6.2. どのような方法論によるものか。(改訂)

ベンチマーキング方法論の主な原則は、2024年10月2日に欧州委員会が公開した国際協力に関する戦略的枠組みの付属書に概説されている⁹。

欧州委員会の方法論は、公正性、客観性及び透明性に対するコミットメントに深く根ざしている。この方法論は、科学的証拠、及び主として国連食糧農業機関による世界森林資源評価からの国際的に認められた最新の利用可能なデータに基づく定量的な基準に依拠している。欧州委員会は、これらの測定可能な要因に焦点を当てることにより、分類プロセスが確実なデータに基づくよう、また、該当する場合は定性的な評価のための方法論と組み合わせるようにしている。ベンチマーキング制度に用いられる方法論については、Commission Staff Working Documentに示されている¹⁰。

⁹ C/2024/6604, [EUR-Lex - 52024XC06604 - EN - EUR-Lex](#).

¹⁰ 「森林減少防止に関する規則 - 環境」の適用に関するルールを定める欧州委員会実施規則

6.3. 森林減少防止に関する規則(EUDR)に基づくベンチマーキング制度の策定は、森林減少に関するマルチ・ステークホルダー・プラットフォームの会合及びその他の関連会合で定期的に発表されている。ステークホルダーはどのように貢献できるか。

生産国やその他のステークホルダーは、どのようにしてベンチマーキングのプロセスに関与できるか。また、生産国やその他のステークホルダーから提供される情報は、どのように評価、検証、活用されるか。

欧州委員会は、EUDR第29条5項に基づき、高リスクに分類されている、又は分類されるおそれのあるすべての国々と、そのリスク水準を下げることを目的とした具合的な対話を行うことが求められている。

この対話は、リスク分類の最終評価(決定)に先立ち、相手国が追加的な関連情報を提供し、EUと緊密に連絡を取り合う機会となる。

6.4. 各国は欧州委員会との間で関連データを共有できるか。

各国は、本規則の実施に関連すると考えるデータ(森林減少と森林劣化の割合に関するデータなど)を欧州委員会と共有できるか。仮に共有可能な場合、EUDR第29条5項に基づく特定の対話の枠組みの外で行うことができるか。

本規則は、関連データについて、第三国に対し、EUと共有する義務を課していないが、そのようなデータをEUと共有することを希望する国は、本規則の発効後、いかなる段階においても歓迎される。例えば、ベンチマーキングに関する本規則第29条5項や、その他の文脈でEUとの間で具体的な対話を行っているか否かにかかわらず、EUと共有することができる。

加えて、欧州委員会は、いくつかの国、特にEUDR産物をEUと大量に取引している国と連携している。これらの対話もまた、関連するデータや情報を共有する機会である。

6.5. 合法性リスクは考慮されるか。

ベンチマーキングは、森林減少や森林劣化だけでなく、合法性リスクも考慮に入れているか。ベンチマーキングの過程で、特に「合法的な森林減少」に関する生産国の法規や森林政策はどのように評価・考慮されるか。

ベンチマーキングの基準の一覧表は、EUDR第29条に規定されている。欧州委員会の評価は、EUDR第29条3項及び同条4項に定められた基準に基づき、客観的かつ透明性のある評価分析に基づいて行われる。関連する定量的基準は、(a)森林減少と森林劣化の割合、(b)関連産物のための農地拡大の割合、及び(c)関連産物及び関連製品の生産傾向である。

本規則に規定されているように、評価に際しては、(a)政府及び第三者(NGO、産業界)から提供された情報、(b)森林減少及び森林劣化に対処する関係国とEU又はその加盟国との間の協定及びその他の文書、(c)森林減少及び森林劣化と闘うための国内法の存在及びその執行、(d)当該国における透明性のあるデータの入手可能性、(e)該当する場合、先住民族の権利を保護する法律の存在、遵守又は効果的な執行、(g)国連安全保障理事会又はEU理事会が、関連産物及び関連製品の輸出入に関して課した国際制裁措置などを考慮に入れることができる。

6.6. 生産国や小規模農家に対してどのような支援が提供されているか。

本規則を遵守した製品を生産するために、生産国及び小規模農家は、どのように支援されるのか。小規模農家がサプライチェーンから排除されないようにするにはどうすればよいか。

EUとその加盟国は、森林減少と森林劣化に共同で取り組むため、世界的な[森林減少フリーなバリューチェーンに関するチーム・ヨーロッパ・イニシアティブ\(TEI\)](#)の下でのパートナーシップと協力体制をパートナー諸国のみならず、消費国や生産国とも構築している。TEIの下でのパートナーシップ及び協力体制は、特定のニーズが検出された場合に森林減少と森林劣化に対処する国々を支援するとともに、協力の要請がある場合には、例えば、小規模農家や企業が森林減少のないサプライチェーンのみと取引を行うことを確実にするための支援を行うものである。欧州委員会は既に最も影響を受けた第三国の小規模農家を対象としたワークショップを通じて、情報の普及、意識の向上、技術的な問題への取り組みを行うプロジェクトに資金援助を行っている。

[EUDRIにおける小規模農家を対象とする取り組みの詳細についてはこちら](#)を参照されたい。

6.7. チーム・ヨーロッパ・イニシアティブの様々な要素とは何か。

TEIイニシアティブの様々な要素、すなわち、ハブ、持続可能な森林生態系農業プロジェクト(SAFE)、この文脈で計画されたFPIプロジェクト及び機関(Facility)、さらに地域レベルなどより広範な文脈に関連するものも含め相互作用はどのようなものであるか。重複はどのようにして避けられるか。

森林減少フリーなバリューチェーンに関するチーム・ヨーロッパ・イニシアティブは、アフリカ、アジア及び中南米の様々なステークホルダーとのパートナーシップにおいて、農業生産を森林減少から切り離すという世界的な大望を支援するための、EUとその加盟国による共同の取り組みである(現在の予算は8,600万ユーロ)。EUとEU加盟国は、その活動と旗艦プロジェクトを通じて、特に小規模農家や低所得国に対して、持続可能なバリューチェーンの包括的かつ公正な移行を推進している。そのために、森林減少を最小限に抑えるための企業行動の枠組み条件を創出し、複雑なバリューチェーンにおけるリスクを低減し、持続可能なアグリビジネスへの民間セクターによる投資を集中させることで、パートナー諸国の政府を支援している。この取り組みはまた、小規模農家の森林保全をサポートし、先住民族や地域社会の権利の保護を支援している。

このチーム・ヨーロッパ・イニシアティブ(TEI)ハブ(略称「森林減少ゼロハブ」)は、森林減少フリーなバリューチェーンに関する情報をパートナー諸国に提供するとともに、EUと加盟国における関連プロジェクトを調整するためのナレッジ・マネジメントを実施し、TEIの目標に特化した活動を行っている。これにより、生産国における森林減少フリーなバリューチェーンに関するチーム・ヨーロッパの様々な活動が、より整合性を保ち、ギャップを特定し、重複を避けることができる。

持続可能な森林生態系農業(SAFE)プロジェクト¹¹は、TEIの協力面における最も重要な柱である(現在の予算は6,500万ユーロ)。SAFEは現在、ブラジル、エクアドル、インドネシア、ザンビア、コンゴ民主共和国、ベトナム、ペルー、ウガンダ、カメルーン及びブルンジで実施されている。SAFEプロジェクトは、今後加盟国からの資金拠出を通じて、より多くの国をカバーするよう、さらに拡大される予定である。このプロジェクトは、小規模農家が持続可能で森林減少フリーなバリューチェーンに移行するためのサポートと、生産国がEU市場への参入を維持し拡大するための環境作りの支援に焦点を当てている。SAFEプロジェクトの現行の継続期間は2024年から2028年までであるが、加盟国からの森林減少TEIへの資金拠出を通じて拡大することができる。

森林減少フリーなバリューチェーンに関する技術機関は、生産国を支援するための柔軟かつ需要の高い手段であり、特に小規模農家に焦点を当て、地理的位置、土地利用地図作成、追跡可能性などの技

¹¹ [factsheet-tei-deforestation-free-value-chains-05122023_en.pdf](#)

術的要件に関する専門知識を共有している。これらの活動は、相乗効果を生み出すとともに重複を避けるため、EUの代表団と緊密に調整され、SAFEと同様に既存のプロジェクトと整合される。

6.8. チーム・ヨーロッパ・イニシアティブとCSDDDとの関連性は。(改訂)

TEIハブは、特に、CSDDDの対象となる非常に大きな企業の農業バリューチェーン、並びにEUDR及びCSDDDの両方から影響を受けるこれらのバリューチェーンに属する小規模農家に関して、CSDDDに関するEU Due Diligence Navigator for Partner Countries¹²と、緊密に協力していく予定である。

6.9. 事業者により「高リスク」とベンチマークされた特定のサプライチェーン又は特定の生産国/地域を回避してしまうリスクを低減するにはどうすればよいか。

高リスク国ないしその地域から調達する事業者も、標準リスク国ないしその地域から調達する事業者と同じく、通常のデュー・ディリジェンス義務の対象となる。唯一の相違点は、高リスク国からの出荷は、管轄当局によるより厳格な監視の対象となることである(高リスク地域から調達する事業者の9%)。その意味で、サプライチェーンの大幅な変更は必要ではなく、また期待もされていない。さらに、高リスクの分類を受けた場合は、森林減少と森林劣化の根本原因に対処し、そのリスク水準を低減することを目的として欧州委員会との具体的な対話が行われることになる。

6.10. EUはどのように透明性を確保するのか。

ベンチマーキング制度に至るプロセスは透明性をもって行われる。ベンチマーキング方法論に関する定期的な更新と協議は、27のEU加盟国とともに、多くの第三国が参加する森林減少に関するマルチ・ステークホルダー・プラットフォームで行われる。欧州委員会は、実施された取り組み及び使用された方法論に関する最新情報を提供する。

さらに、欧州委員会は、本規則に基づく義務に従い、高リスクに分類されている、あるいは分類されるリスクのあるすべての国々と(分類を行う前に)、そのリスク水準を低減することを目的とした具体的な対話を行う。これにより、突然リスク状況が公表されることがなくなり、より詳細な議論が可能になる。この対話は、生産国が追加の関連情報を提供する機会となる。

。 。 。 。

7. デジタルによる実施(EUDR情報システム)

7.1. 情報システムと「EUシングル・ウィンドウ」とは。

情報システム(IS)は、本規則の要件を遵守するために事業者及び取引業者が提出するDDSを含むITシステムである。情報システムは、運用が開始されており、EUDR第33条2項に列挙された機能を利用者に提供する。その機能は、欧州委員会実施規則¹³にさらに記載されている。

規則(EU)2022/2399により構築された税関のためのEUシングル・ウィンドウ環境(EU SWE-C)は、税関におけるシステムとEUDR第33条に基づいて構築される情報システムのような非税関システムとの相互運用を可能にする枠組みである。EU税関シングル・ウィンドウ証明書交換システム(EU CSW-CERTEX)として知られるEU SWE-Cの中心的構成要素は、情報システムを各国の税関システムと相互接続し、経済事業者が税関及び非税関当局に提出したデータの共有と処理を可能にする。これにより、EU税関シングル・ウィンドウは、税関当局と、環境保護の分野を含め、税関以外の手続き執行を担当する管轄当

¹² EU Due Diligence Navigator for Partner Countries – International Partnerships.

¹³ 欧州委員会実施規則2024/3084は現在改正中であり、改正後の欧州委員会実施規則への参照は、利用可能となり次第追加される予定である。

局との間で、リアルタイムでの情報提供とデジタル面の協力を確保する。

7.2. どのようなデータ・セキュリティ対策があるか。

情報システム、及びそれに関連した税関のためのEUシングル・ウィンドウ環境との相互接続は、データ保護及びサイバーセキュリティ措置の観点から、適用される関連規定に依拠するものとする。欧州連合のオープン・データ政策に従い、欧州委員会は、匿名化された情報システムの完全なデータセットを、機械で読み取り可能で、相互運用性、再利用、アクセシビリティが確保されたオープンな形式で、広く一般に提供する。これらのデータセットは適切に集計され、匿名化される。

7.3. 事業者、中小企業以外の下流の事業者及び中小企業以外の取引業者はどのように登録するのか。(改訂)

事業者、下流の事業者及び取引業者は、情報システム(IS)のID番号/企業登録番号として何を使用できるか。EORI番号を持たず、VAT番号を持たない国内の事業者/下流の事業者/取引業者は、どのようにしてISに登録すべきか。

関連産物及び関連製品を輸出又は輸入する事業者は、情報システムに登録する際に、EU加盟国又は英国が北アイルランド(XI)に関して発行した有効な経済事業者登録識別(EORI)番号を提供する必要がある。EORI番号を持たない国内の関係者(事業者、中小企業以外の下流の事業者及び中小企業以外の取引業者)は、VAT番号、納税者識別番号、又は一定の場合には、グローバル・ロケーション番号(Global Location Number)又はプルダウンメニューから選択可能なその他の国内識別子など、情報システムがサポートする他の独自の識別子を使用して登録することができ、当該事業者又は取引業者の唯一かつ個別の識別が可能となる。

7.4. システム上に頻繁に使用するデータを保存できるか。(改訂)

頻繁に使用するデータ(例えば、頻繁に使用するHSコード及び学名)をISに「保存」し、新しいデュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告の提出毎に新たにデータを入力する必要なく、容易に自動入力することは可能か。

現時点では、情報システムにはこの機能は含まれていない。しかし、既にドラフト済み又は提出済みのデュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告の記述を複製することは可能であり、新しいステートメントを作成するために必要な時間を短縮することができる。複製されたステートメントに必要な変更を加え、規則の遵守を確保することは、事業者及び取引業者の責任となる。さらに、「インポート」ボタンが提供されており、これにより、経済事業者は、あらかじめ定義されたGeoJSONファイルから生産地に関する情報をインポートできる。

7.5. このシステムは、農家が地理的位置を特定するのに役立つか。オルソ画像や衛星画像は、情報システムの地図ツールとして利用可能か。(改訂)

情報システムは、事業者がEUDR第4条2項に従って提出した簡易申告及びデュー・ディリジェンス・ステートメントの保管場所として機能する。

情報システムは、システムに関与する様々な国に関係する地理情報を保存するためのソースとして、オープン・ストリート・マップ(OSM)を利用している。ただし、背景衛星画像などの高度な機能を備えた包括的な地理情報システム(GIS)ツールではない。情報システムは、地理的位置の座標を選択、入力、調整及び視覚化する機能を提供する。情報システムは、利用者がその地理的位置データを管理するためのプラットフォームを提供しているが、利用者側は、無料のオンライン地図サービスなどの他のツールやリ

ソースを利用して、自らの地理的位置情報の正確性の検証を希望することがある。

7.6. デュー・ディリジェント・ステートメントは修正できるか。(改訂)

欧州委員会実施規則2024/3084¹⁴第5条に従って、情報システムにおいて利用者がデュー・ディリジェンス参照番号を利用できるようになった後、72時間以内であれば、提出済みのデュー・ディリジェンス・ステートメントの取下げ又は修正が可能である。DDS参照番号が、既に税関申告で使用されている場合、対応する製品が既にEU市場に上市されているかEU市場において入手可能にされている、又は輸出されている場合、又は事業者が、DDSの検査を行う旨の通知を受けた場合は、その検査期間については、取下げ又は修正は不可能である。

7.7. 情報システムに保存されている地理的位置データは誰が閲覧可能か。(改訂)

本規則に基づき、事業者が提出した情報の確認によりEUDRを執行する管轄当局は、事業者が提出した地理的位置データにアクセスできる。また、参照番号(又は申告識別子)及び確認番号を介してDDS(又はSD)にアクセスできるサプライチェーンのメンバーは、ステートメントを提出した利用者が地理的位置情報を明らかにすることを許可した場合は、アクセス可能である。

7.8. 情報システムにアップロード可能な地理的位置情報はどのデータ形式か。

事業者は、情報システム内で地理的位置情報を手動入力するか、又はファイルをアップロードすることによって、当該情報を提供することができる。情報システムでサポートされているファイルの形式はGeoJsonである。情報システムは現在、EPSG4326投影法を用いたWGS-84座標フォーマットをサポートしている。

7.9. 情報システムは利用可能であるか。(改訂)

EUDR第33条に基づき、情報システムは、2024年12月4日に開始された。登録(システム利用者向け)は、2024年11月に開始された。

情報システムの微調整は、導入の進展に合わせて段階的に行われる。2025年のEUDR改正により必要とされた更新を実装するため、2026年前半において、システムの一時的な停止が導入された。

7.10. (削除)

7.11. 情報システムは常に利用可能であるか、又はダウンタイムのウィンドウが繰り返し発生することになるか。(改訂)

情報システムは、高可用性と継続的なアクセシビリティを確保するように設計されている。最適なパフォーマンスを維持するために、必要な更新プログラムを展開するための短いメンテナンス期間が予定されている。これらの更新は、事前にニュース・セクションで発表され、ユーザー体験への影響を避けるよう計画されている。

欧州委員会は、システムの予期しない利用不能が生じた場合に、その影響を低減し、縮小するための緊急措置を公表する予定である。

¹⁴ 利用可能となり次第、更新された参照が追加される予定である。

7.12. デュー・ディリジェンス・ステートメントのデータ入力制限はどれくらいか。言い換えれば、利用者が1個のデュー・ディリジェンス・ステートメントに入力できる最大コンテンツはどれくらいか。(改訂)

DDS は、様々なデータフィールドで構成されている。製品関連のデータ要素は、HSコードで識別される関連製品の下に整理され、グループ化されている。1個のDDSには、最大200行の関連製品を含めることができる(オレンジ色の枠)。関連製品の各行には最大許容制限量が設定され、学名/一般名(青色の枠)の記録に500行、また「生産地」(緑色の枠)の記録に1,000行となっている。これには、関連製品が生産された関連生産国の土地区画に関係するすべての地理的位置の座標も含まれている。「生産者の名称」及び「生産地の説明」は、利用者が内部参照用の情報の入力を希望する場合の任意のフィールドである。利用者は、一つの生産国内のすべての地理的位置の座標を、一つの「生産地」として申告することも可能である。1個のDDSには合計10,000件の「生産地」を含めることができる。

The screenshot displays a web interface for entering data into a Data Disclosure Statement (DDS). The main section is titled "6. Commodity(ies) or Product(s)". At the top, there is a summary table with columns for "Net Mass (Kg)", "Volume (m3)", "Supplementary Units", and "Area (ha)". Below this, a table lists the commodity details, including a description, "Net Mass (Kg)", "Volume (m3)", "Supplementary Units", and "Total Area (ha)". A section for "Scientific Name" and "Common Name" is highlighted in blue, showing "Abies sibirica" and "Fir". Another section for "Producer Name" and "Country of Production" is highlighted in green, showing "EPMK" and "Estonia (EE)". At the bottom, a table for "Production Place Description" is highlighted in green, showing "Area (ha)" and "Type".

情報システムに登録されている自然人又は法人は、いつでも最大50個のDDSをドラフトの状態で見守ることができる。

7.13. 複数の国の複数の座標で構成されるGeoJSONファイルを使用して生産地を申告することは可能か。

関連製品が複数の国で生産されている場合、利用者は、EUDRの付属書IIの第3項で要求されているように、国ごとに地理的位置の座標を個別に入力しなければならない。

この要件を説明するために、1つはベルギー、もう1つはハンガリーにある2つの土地区画で生産された製品について考えてみる。この場合、利用者は国ごとに生産地を個別に追加し、「生産地」にはベルギーとハンガリーの土地区画に関係する地理的位置の座標を個別に入力しなければならない。

7.14. DDSのデータはどのくらいの期間、情報システムに保存されるか。アーカイブ目的でデータをエクスポートして保存する必要があるか。(改訂)

情報システムの機能に関する欧州委員会実施規則により、個人データの保存期間が制限されている。EUDRIに基づく責任及び義務を遵守するために必要な場合は、情報システムの利用者又は関連当局の個々の要求に応じて、予見される保存期間をさらに延長することができる。これに伴い、定義された個人データを構成しないデータも、同じ期間は情報システムに保存し、アクセス可能である。

内部記録管理の目的をサポートするために、情報システムの利用者には、DDSの内容をPDFファイルにエクスポートしたり、地理的位置の座標を別のファイルに抽出するという選択肢がある。

7.15. 過去のサプライヤーが情報システムにおいて参照番号を介して地理的位置情報が共有されることを承認していない場合、地理的位置の座標はサプライチェーン全体でどのように共有できるか。(改訂)

EUDRIは、サプライチェーン全体で地理的位置情報を共有する法的義務を含んでいない。

関係する当事者間におけるデータ共有は、情報システムに限定されていない。DDSに含まれる情報は、他の手段によってシステム外に共有することができる。当事者は、適用されるEU法規及び国内法規を遵守して、自らの需要に適した方法で自由にデータ共有の準備を行うことができる。

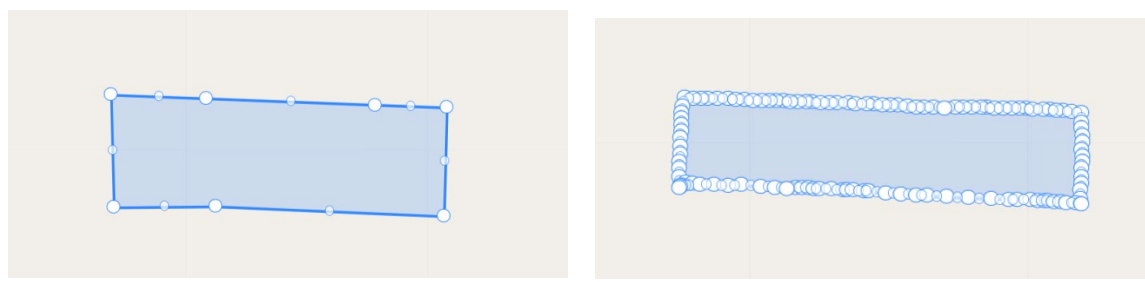
7.16. DDSのサイズが最大ファイルサイズの25 MBを超えた場合はどうなるか。

25 MB のファイル制限には、合計で 100 万を超える地理的位置の地点又は多角形の頂点を含める余地がある。

ファイルの合計サイズが 25 MB の制限を超えた場合、ファイルのサイズを小さくする方法が複数ある。4 ヘクタール未満のエリア、及び牛のサプライチェーン内の製品については、多角形の代わりに地点を提供することが推奨される。さらに、利用者は、例えば、エリアの1つの辺を表す直線の始点と終点のみの地点を提供したり、0.5メートルごとに点を提供する代わりに主要な角の点を提供して直線に近似させることで、

近似の詳細を減らしつつ妥当かつ完全な描写を維持する解像度を選択することができる。

実際に、長方形の形状を記述する場合、地理的位置は、例えば168個の角の点ではなく、7個の角の点で記述することができる。



多角形ファイルの圧縮を簡単にするために、無料で使用できるソリューションや商用ソリューションがある。さらに、利用者は、製品の原産地を正確に突き止め、過剰な申告を最小限に抑えることを目指すべきである。追加情報及び主な技術上の懸念に対する回避策は、GeoJSONファイルの説明¹⁵にて入手可能である。

7.17. 地理的位置ファイルの桁数が規則で義務付けられている桁数と異なる場合はどうなるか。(改訂)

第2条28号に従い、地理的位置の座標は、緯度と経度の両方の座標に少なくとも小数点以下6桁を使用して提供するものとする。利用者が地理的位置ファイルを情報システムにアップロードすると、システムは自動的に桁数を検証する。データのアップロードが円滑に行えるように、システムは自動的に6桁に調整することで柔軟性を提供するとともに、提供された桁数が6桁未満の場合には、残りの桁をゼロで埋める。

7.18. 製品を輸入又は輸出するときに、通常は別の単位で製品を取引していても、正味質量を申告する必要があるか。(改訂)

EUDRの付属書IIの第2項及び付属書IIIの第2項に従い、「自由な流通のための税関の通過」の税関手続きに基づいてEU市場に入る製品、又は「輸出」の税関手続きに基づいてEU市場から出る製品については、数量は正味質量のキログラムで表し、該当する場合は規則(EEC)No.2658/87の付属書IIに記載されている補足単位で表示しなければならない。補足単位は、デュー・ディリジェンス・ステートメントで言及されている統一システムコードの下で可能なすべての小見出しに対して一貫して定義されている場合にも必須である。これらの値も税関申告の一部である。

7.19. DDS及びSDには英語以外のテキストを含めることができるか(例えば、加盟国の言語で提出するなど)。(改訂)

言語の壁を克服するために、情報システムは、英語以外にも、EUのすべての公用語で利用できる。

多くのフィールド及びオプションは翻訳されたドロップダウンリストで用意されており、利用者は好みの言語で情報を選択することができる。要求される情報の大半は、数値又はコード化された値を使用して入力できるため、翻訳の必要性が最小限に抑えられる。

¹⁵ https://green-business.ec.europa.eu/deforestation-regulation-implementation/information-system-deforestation-regulation_en#the-eudr-information-system.

円滑な手続き及び関連当局との効率的なコミュニケーションを確保するために、利用者には、DDS又はSDを担当する加盟国の公用語を使用することが推奨される。これにより、提供された情報の明確な理解及び処理が容易になる。

7.20. 製品の輸出先となる市場ごとに個別のDDS又はSDを作成する必要があるか。(改訂)

「輸出」のためにDDS又はSDを提出する場合は、仕向先の国を入力する必要はない。

したがって、仕向先の国が複数ある場合も、個別のDDSを提出する必要はない。

7.21. 納品書やインボイスなどの出荷書類にEUDR参照番号又は申告識別子を記載し、その書類を出荷物と一緒に送付する必要があるか。輸入/輸出のための通関手続きの際に、前記のとおりEUDR参照番号を記載することは義務付けられているか。(改訂)

EUDR第26条4項に従って、EU市場に入る又はEU市場から出る製品に関連付けられたDDS参照番号又はSD申告識別子は、下流の事業者による輸出の場合を除き、税関当局に提供しなければならない。この要件を遵守するために、当該製品の輸入者又は輸出者は、関連付けられたDDS参照番号又は申告識別子を税関申告書に含めなければならない。

EU域内輸送を目的としたものを含む、その他の出荷書類に関して、EUDRIには、DDS参照番号や申告識別子を含めることを義務付ける特定の規定は存在しない。

7.22. DDS又はSDの「正味質量」とは、製品全体の質量を指すのか、製品内の関連産物の部分のみを指すのか、それとも貨物全体(つまり、製品及びパレット/包装材)を指すのか。(改訂)

DDS又はSDの目的のもとでは、正味質量とは、包装材料を除いた製品全体の重量を指す(包装材については質問2.5を参照)。言い換えれば、輸送又は保管中に使用される容器、包装又はその他の包装材料の重量を考慮しない、製品の重量である。

7.23. 情報システムを介して法律文書などの追加情報を共有することは可能か。(改訂)

EUDRの情報システムには、EUDRの付属書IIIに記載されるデータ要素に加えて、サプライチェーン内でドキュメンテーションを共有する機能はない。

利用者は、管轄当局宛てに追加情報を提出することはできるが、この情報は、このDDS又はSDにアクセスしている可能性のある他の中小企業以外のサプライチェーンのメンバーには表示されない。つまり、利用者から提供された追加情報は、管轄当局のみがアクセスでき、他の当事者と共有されることはない。

7.24. 情報システムにおいて申告しなければならないHSコードの桁数はどれくらいか。(改訂)

DDS又はSDのドラフトを作成するとき、利用者は申告の対象となる製品のHSコードを入力しなければならない。HSコードは、少なくともEUDRの付属書IIに記載されている桁数まで申告することが義務付けられている。この必須の桁数に加えて、利用者はHSを6桁まで詳しく申告することもできる。一例として、「大豆、粉碎の有無を問わない」については、HS1201が選択可能である。ただし、小見出しを6桁にすることもできる。

—	12	OIL SEEDS AND OLEAGINOUS FRUITS; MISCELLANEOUS GRAINS, SEEDS AND FRUIT; INDUSTRIAL OR MEDICINAL PLANTS; STRAW AND FODDER	
—	1201	Soya beans, whether or not broken	<input type="checkbox"/>
+	1201 10	Seed	<input type="checkbox"/>
+	1201 90	Other	<input type="checkbox"/>

同様に、EUDRの付属書Iに6桁のHSコードが含まれている場合には、利用者は、4桁以下のHSの見出しを選択することができない。

7.25. 情報システムにおいてDDS参照番号や確認番号の有効性を確認することは可能か。(改訂)

情報システム内の専用機能として、DDS参照番号又はSD申告識別子、及び関連する確認番号の有効性を確認することは可能である。この機能により、利用者は参照番号、申告識別子、及び関連する確認番号を入力することができるが、CSVファイルを使用しても入力できる。値を入力すると、システムがDDS参照番号、SD申告識別子、及び関連する確認番号の有効性を確認し、その有効性に関するフィードバックを提供する。

7.26. 地理的位置データをファイルにアップロードするために、GeoJSON形式しか許可されていない理由は。

GeoJSONは、一般標準であり、必要とされる追加プロパティの提出を可能にするほか、非常に特殊な座標系が実施される唯一の非特許登録システムである。情報システムにおいて複数の形式を使用すると、誤った情報や不正確な情報のリスクが高まることになる。GeoJSONの独占的な使用は2024年4月に発表され、すべてのステークホルダーがそれに応じて各自のシステムを準備できるようになった。

7.27. 情報システムはどの学名リストを使用しているか。属のみを示せば十分か、それとも具体的な種に言及する必要があるか。パルプ製品や紙製品など、産物木材の下にあるすべての製品について学名は必須か。(改訂)

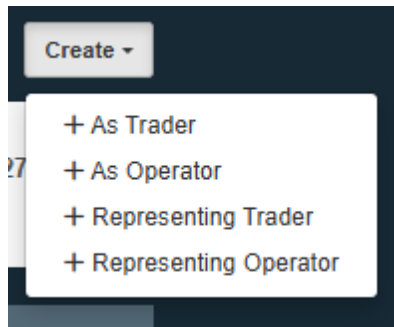
EUDRの付属書IIIは、木材のサプライチェーンからの製品にのみ学名を導入することを義務付けている。その他の産物及び製品についても学名を入力することができるが、これは任意である。当該システムは、EPPOデータベース(EPPO Global Database)を利用した学名の入力をサポートしている。

規則は、第9条1項(a)において、「種的一般名とその正式な学名」について言及し、付属書IIの第2項において、「正式な学名」について言及している。学名は、EUDRの付属書Iの産物木材の下に記載されているすべての関連製品について必須である。

7.28. (削除)

7.29. 事業者、中小企業以外の下流の事業者、中小企業以外の取引業者、また、認定代理人として行為する者など複数の役割を果たす者に関する経済事業者用のアカウントの要件は何か。1つの経済事業者用アカウントをすべての役割に使用することができるか、それとも役割ごとに情報システム内に専用の経済事業者用アカウントを保有する必要があるか。(改訂)

情報システム内では、1つの経済事業者用アカウントを一人の自然人又は1つの法人(会社など)が使用することができ、当該経済事業者用アカウントに複数の役割を追加できる柔軟性がある。これにより、経済事業者用アカウント保有者は、必要に応じて事業者としてデータを提出する、中小企業以外の下流の事業者又は中小企業以外の取引業者又は認定代理人として登録するなど、異なる機能を実行することができる。



7.30. 情報システムに関してIT関連の問題に直面した場合の対処方法は。

EUDRの情報システムのウェブサイト(https://green-business.ec.europa.eu/deforestation-regulation-implementation/deforestation-due-diligence-registry_en)を参照されたい。ユーザーガイド、トレーニングビデオ、テクニカルサポートの連絡先など、システムを効率的に操作するための関連文書が掲載されている。

。 。 。 。

8. タイムライン

8.1. 本規則はいつ発効し、いつから適用されるか。(改訂)

本規則は、2023年6月9日に欧州連合の公報に掲載された。本規則は、2023年6月29日に発効した。EUDR第38条2項(規則(EU)2025/2650による最新の改正後の条項)に従って、本規則の実質規定は2026年12月30日(428ヶ月の経過措置期間)から適用される。ただし、EUDR第38条3項に従って、零細及び小規模企業については、本規則の実質規定は2027年6月30日(48ヶ月の経過措置期間)から適用される。EUDRの付属書にも記載されている製品については、特別な規則が適用される。EUDR第37条及び第38条3項を参照されたい。

8.2. その間の期間についてはどうか。(改訂)

本規則の発効から適用開始までの間に、EU市場に上市される製品は、本規則の要件に適合しなければならないか。

大規模及び中規模企業の事業者及び取引業者への適用開始は、規則発効の42ヶ月後(2026年12月30日)となる。これは、それよりも前にEU市場に上市された製品については、事業者及び取引業者は要件を遵守する必要がないことを意味する。小規模及び零細企業については、この期間が延長される(本規則発効後48ヶ月-2027年6月30日)。

8.3. 本規則の発効前に製品が製造されたことをどのように証明するか。牛由来の製品の製造に関するルールは何か。

事業者がEU市場に上市し、又は輸出しようとする関連産物又は関連製品が発効前に生産・製造されたものであり、それゆえに本規則が適用されないことの立証責任は誰が負うか。

本規則は、第1条1項に規定されているとおり、第1条2項の条件が満たされている場合を除き、適用される。つまり、第2条14号に規定されているように、製品に含まれる産物又は製品の製造に使用された産物が2023年6月29日より前に生産された物でない場合、本規則が適用される。牛の場合、関連する生産日はその牛が生まれた日であり、牛が発効日より前に生まれた場合には、牛及び牛製品には本規則は適用されない。

事業者は、このような例外の立証責任を負い、EUDR第1条2項の条件が満たされていることを合理的に証明する関連情報を提供できなければならない。この場合、事業者はデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出する義務を負わないが、事業者は、本規則の適用除外であることを証明するために必要な文書を保管しておかなければならない。

。 。 。 。

9. その他の質問

9.1. 下流の事業者及び取引業者が、経過措置期間(本規則の発効(2023年6月29日)から本規則の適用開始(2026年12月30日)までの間の期間)にEU市場に上市された関連製品又は関連産物から作られた関連製品をEU市場に上市し、EU市場において入手可能にし、又は輸出する場合、どのような義務があるか。(改訂)

この状況は、いくつかの具体的なシナリオで説明するのが最もわかりやすいと考えられる。

1. 経過措置期間中にEU市場に上市されたため必ずしも地理的位置情報を必要としない関連産物(例えば、天然ゴム- CNコード4001)が、その後で派生する関連製品(例えば、新品タイヤ- CNコード4011)の製造に用いられ、2026年12月30日からEU市場に上市又は輸出される場合。

経過措置期間中、すなわち、本規則の適用開始前に産物がEU市場に上市される場合、2026年12月30日から派生製品がEU市場に上市されるときは、下流の事業者及びその後の下流の事業者及び取引業者の義務は、当該製品(タイヤ)を生産するために用いられた関連産物(ゴム)が本規則の適用開始前にEU市場に上市されたことを証明するための十分に決定的かつ検証可能な証拠を収集することに限定される。これは、木材及び木材製品に関するEUDR第37条2項に影響を与えるものではない。経過措置期間の後、すなわち2026年12月30日から産物(天然ゴム)がEU市場に上市され、又は輸出された場合、下流の事業者及びその後の下流の事業者及び取引業者は、本規則の通常の義務の対象となる。同様に、2026年12月30日からEU市場に上市された産物を用いて製造された関連製品の一部についても、下流の事業者及び取引業者は、本規則の通常の義務の対象となる。

2. 経過措置期間中にEU市場に上市されたため必ずしも地理的位置情報を必要としない関連製品(例えば、カカオ脂- CNコード1804)が、その後で派生する別の関連製品(例えば、チョコレート- CNコード1806)の製造に用いられ、当該派生製品が下流の事業者によって2026年12月30日からEU市場に上市又は輸出される場合。

この場合、派生製品(チョコレート)をEU市場に上市する、EU市場において入手可能にする、又は輸出する下流の事業者及びその後の下流の事業者及び取引業者の義務は、当該派生製品(カカオ脂)が本規則の適用開始前にEU市場に上市されたことを証明するための十分に決定的かつ検証可能な証拠を収集することに限定される。2026年12月30日からEU市場に上市された他の関連製品を用いて製造された最終の関連製品の一部については、下流の事業者及びその後の下流の事業者及び取引業者は、本規則の通常の義務の対象となる。これは、木材及び木材製品に関する本規則第37条2項に影響を与えるものではない。

3. 事業者が関連産物又は関連製品を経過措置期間中にEU市場に上市し、その後で、1社以上の取引業者が2026年12月30日から市場において「入手可能」とする場合。

この場合取引業者及びその後の下流の事業者及び取引業者の義務は、当該関連産物又は関連製品が本規則の適用開始前にEU市場に上市されたことを証明するための十分に決定的かつ検証可能な証拠を収集することに限定される。これは、木材及び木材製品に関するEUDR第37条2項に影響を与えるものではない。

特に、自然人及び零細・小規模企業(上流の)事業者については、EUDR第38条3項に規定されている適用猶予の対象となり、これらの事業者(自然人であるか又は零細・小規模企業であるかを問わない。)に対する当該適用開始の猶予は、当該サプライチェーンにおける下流の事業者及び取引業者の義務を制限するものとなる。

例:下流の事業者(B社とする)が、自然人又は零細・小規模企業に該当する事業者(個人A/A社とする)により2027年6月30日より前にEU市場に上市された関連産物を用いて製造した製品をEU市場に上市する場合。この場合において、B社の義務は、関連製品の生産に用いられた関連産物又は関連製品が、当該個人A/A社についての適用開始の猶予日(2027年6月30日)より前にEU市場に上市されたものであることを証明するための十分に決定的かつ検証可能な証拠を収集することに限定される。

9.2. 製品が適用開始日より前にEU市場に上市されたことを証明するには、どのような証拠が必要か(すなわち、どのような書類が「上市」の証拠として認められているか)。かかる製品を情報システムにおいて申告する必要があるか。(改訂)

輸入品の場合、関連産物又は関連製品の税関申告書は、適用開始日より前にEU市場に上市されていたことの証拠として受理される。EU域内で生産された物品については、その他の文書、例えば、生産日が上市時と一致する場合には、伐採チケット、牛の耳標及びパスポート、インボイス、その他産物の生産日又は販売日に関する文書を証拠として受け入れるべきである。EU市場への上市日は、例えば、当事者間の契約、製品注文書、顧客への配送に関する出荷添付書類((CMR(国際道路物品運送契約に関する条約)を含む)、船荷証券、納品書、航空貨物運送状、及び二当事者間で物品が移転され、関連製品に直接関連付けられることを示す証拠となるその他の文書などを証拠として受け入れることができる。EU市場への上市の時期の詳細については、質問5.20を参照されたい。

経過措置期間中の製品については、情報システムへのDDSの提出は不要である。当初、経過措置期間中に(その製品自体として又は上流の関連製品の形で)EU市場に上市された製品が輸出又は再輸入される場合には、「常套的なDDS参照番号」、つまり、経過措置期間中の製品の場合に税関申告書に記入することができる普遍的な参照番号を、輸出又は再輸入のために提出される税関申告書において使用することができる。常套的なDDS参照番号のフォーマットは99EU9999999999である。より詳細な情報については、[ここ](#)を参照されたい。なお、下流の事業者による輸出の場合には、常套的な参照番号を提供

する必要はなく、この状況では、代わりに専用のTARIC証明書コードを使用することができることに留意されたい(質問5.6.1を参照)。

9.3. 経過措置期間中にEU市場に上市された製品は、経過措置期間中に各バッチがEU市場に上市されたこと又は本規則に適合していることが証明されれば、経過措置期間後にEU市場に上市された本規則に適合した商品と混合することができるか。

EUDR第3条(a)から(c)に規定される条件がすべて満たされる場合、適用開始日以降にEU市場に上市された製品、及び経過措置期間中にEU市場に上市された製品(したがって免除される)は、後者について経過措置期間中にEU市場に上市されたことの証拠を添えることにより、EU市場に上市される前に混合することができる。

9.4. 経過措置期間中に在庫化された産物と2026年12月30日より後にEU市場に上市された産物との混合は、特に情報システムにおいて、実際にどのように行われるか。(改訂)

デュー・ディリジェンス・ステートメントは、本規則に基づくデュー・ディリジェンスの義務の対象となる関連製品についてのみ、情報システムにアップロードされなければならない。事業者や取引業者が、経過措置期間中にEU市場に上市された産物と、より新しい(経過措置期間後の)在庫を混合する場合は、新たに出荷された商品のみがデュー・ディリジェンスの実施の対象となるため、EU市場に新たに上市された産物に関連する情報のみがデュー・ディリジェンス・ステートメントに記載される必要がある。

「経過措置期間中の在庫」については、質問9.3を参照されたい。

9.5. 経過措置期間はいつ始まり、いつ終わるか。

経過措置期間は、EUDR発効日(2023年6月29日)に始まり、適用開始日の前日に終了する。

9.6. 本規則への適合を確保するために、経過措置期間中にEU市場に上市された製品について、管轄当局はどのように確認を行うべきか。

管轄当局は、経過措置期間中に関連製品がEU市場に上市されたかどうかを確認するために、関連製品の検査を実施することができる。この場合、事業者は、質問8.3に従い、当該製品が本規則の適用を免除されていることの立証責任を負う。

9.7. 欧州委員会はガイドラインを発行するか。

欧州委員会は、本規則の特定の側面、例えば「農業利用」の定義について詳述するためのガイダンス文書を欧州委員会通知の形で公開しており、アグロフォレストリー及び農地に関連する問題、認証、合法性、及び、現地の多くのステークホルダーにとって関心のあるその他の側面に関する問題を扱う。

欧州委員会はまた、多くの問題について非公式なガイダンスを提供することを目的として、[世界の森林の保護・回復に関するマルチ・ステークホルダー・プラットフォーム](#)を通じて、ステークホルダー間の意見収集及び対話を促進している。このよくある質問集は、関連するステークホルダーから欧州委員会が受領した最も頻度の高い質問の数々に既に回答しており、今後も更新されていく。必要に応じて、追加の促進ツールも導入される予定である。

これらのルールを遵守するために追加のガイドラインは必要ない。欧州委員会は、本規則が実際にどの

ように機能するかを説明し、優れた実践例を共有すること等を目的として、特定の側面を詳述することを目指している。

9.8. 欧州委員会は産物別のガイドラインを発行するか。(改訂)

欧州委員会は、ガイダンス文書などにおいて、産物特有の側面についても一定程度記載した優れた実践例及び実践的なシナリオを提示している。

さらに、欧州委員会は、企業の種類(事業者/下流の事業者/取引業者)、規模、EU域内のサプライチェーンにおける地位に応じて、対象である7つの産物のサプライチェーンに義務がどのように適用されるかの概要を、異なるサプライチェーンのシナリオを通じて説明する文書をウェブページ(EUDR サプライチェーン概略図¹⁶)にて公表した。

9.9. 事業者の報告義務はどのようなものか。

中小企業以外の事業者は、毎年、デュー・ディリジェンス・システムについて、公表する必要がある。企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の対象となり、EUサステナビリティ報告基準(ESRS)に期限までに準拠する事業者については、CSRDの要件に従って報告書を公表すれば十分と言えるか。あるいは、追加的な報告に関する要件があるか。

本規則は、報告義務に関して、バリューチェーン・デュー・ディリジェンスに関する要件を定める他のEUの立法文書の範囲内にある事業者は、他のEUの立法文書の文脈で報告する際に必要な情報を含めることにより、本規則に基づく報告義務を履行することができる」と規定している(EUDR第12条3項)。

9.10. 森林減少及び森林劣化に関するEU観測システムとは何か。(改訂)

EU観測システムは、コペルニクス及びその他の公開情報又は私的に入手可能な情報源を含む既に存在する観測ツールに基づいて、基準日時点における森林被覆地図などの世界的な森林減少及び森林劣化並びに関連する貿易に関する科学的根拠を提供することにより、本規則の実施を支援するものである。これらの地図の使用は、本規則の条件が満たされることを自動的に確保するものではないが、これらの地図は、例えば土地区画において2020年より後に森林減少が生じたリスクを評価するなど、企業が本規則への適合を確保するにあたって役立つツールである。企業は、なおもデュー・ディリジェンスを実施する義務を負うのである。

森林減少及び森林劣化に関するEU観測システムは、ヨーロッパの森林を含む世界中のすべての森林を対象としており、自然再生法や欧州森林情報システム(FISE)の改訂・強化など、現在進行中のEUにおける他の政策の進展との整合性を保って開発されている。

EU観測システムにより公表される地図の主な目的は、事業者及び管轄当局の業務によるリスク評価に情報を提供することにある。そのため、地図(2020年世界森林被覆地図を含む(質問9.10.1を参照))は次の特徴を有している。

- **義務ではない。**事業者(又はCAs(管轄当局))は、リスク評価のためにEU観測システムの地図を利用する義務を負うものではない。
- **独占的なものではない。**事業者(及びCAs)は、EU観測システムから入手可能な地図よりも細かい、又は詳細な他の地図を利用することもできる。本規則は、リスク評価に情報を提供する方法につい

¹⁶ [EUDR サプライチェーン概略図\(第3版\) - 環境。](#)

ては規定していない。EU観測システムは、利用可能な、欧州委員会が無償で提供する多くの手段の一つである。

- **法的拘束力を持たない。**EU観測システムが入手可能にした地図はリスク評価に用いることができる。しかし、提供された地理的位置が森林とみなされる区域に該当するという事実は、自動的に不適合との結論を導くものではない。他方で、地理的位置が地図上で森林とみなされる区域の外にあるからといって、製品が適合するとみなしたり、製品が検査の対象にならないとみなしたりすることはできない。その理由として、その地図では扱われていない他のリスク要因かもしれないし、その地図の精度や空間粒度かもしれないし、あるいは製品が生産国の関連法規に適合しない可能性もある。ランダムな検査においては、地図上で森林に該当しない土地区画も考慮される。

9.10.1. 森林減少防止に関する規則(EUDR)への適合性に関して2020年世界森林被覆地図を確定的な情報源として使用することはできるか、あるいは適合性を証明するためには追加的な手順及びデータソースが必要か。

欧州委員会は、EUDRを実施するために欧州委員会が提供する支援ツールの一つとして、2020年世界森林被覆地図(GFC 2020)を作成した。GFC 2020は、森林減少及び森林劣化に関するEU観測システム上でホストされ、2020年12月31日までの世界の森林被覆の存在/不存在を空間分解能10mで示す。2020年世界森林被覆地図における森林の定義は、EUDRの森林の定義(EUDR第2条4号で定義されるもの)に従っている。木材以外の関連産物(すなわち、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム及び大豆)のすべてのプランテーションが森林から除外されることに留意されたい。このような優れた分解能(10m)の世界森林被覆地図が利用可能となるのは、GFC 2020が初めてである。

2020年の基準日の森林被覆データは、事業者にとって重要な情報源である。GFC 2020は、多数の利用可能な情報源のうちの一つである(質問9.10を参照されたい)。法的拘束力を持たないが、GFC 2020は、事業者が森林減少のリスクを評価するというEUDR上の義務を遵守する手助けとなり得る。

GFC 2020は、管轄当局がその執行義務の最初の段階を履行する手助けともなり得る。(管轄当局が実施する)事業者の検査に関するEUDR第18条は、かかる検査のために使用される潜在的なデータとして、(検証のためのその他の情報源の中から)「コペルニクスプログラムなどから得られる地球観測データ」に言及している。使用される具体的な地図は言及されておらず、管轄当局は、世界的、地域的若しくは国家的な地図、又は管轄当局が適切と認めるその他の情報源を使用することを望む可能性がある。GFC 2020は、適合性に関する確定的な情報源とすることを意図したものではない。

9.10.2. 世界的及び国家的な空間地図についてどの程度の精度を期待できるか。また、デュー・ディリジェンス及び検証プロセスのための参考資料としてそれらに依拠することはできるか。(改訂)

いかなる空間データセットにも誤差はつきものである。世界的な空間プロダクトの全体的な精度は、一般的に、約85%である(クラスの数及びその空間的複雑性による)。国家的な地図の全体的な精度は90%に達する場合もある。それらの世界的又は国家的地図はいずれも、局所的な精度が不明であるため、デュー・ディリジェンスのプロセス、検証プロセスのいずれについても、「参照用地図」とみなすことはできない。質問9.10.4で、補完的なデータソースの組み合わせについてさらに説明する。

EU観測システムの2020年世界森林被覆地図に関心を有する外部のステークホルダーは、全体的な精度が92%を上回る改訂版(2025年12月付のバージョン3)を検討することを推奨される。

9.10.3. 2020年世界森林被覆地図上で森林に指定されている区域で産物が生産された場合、当該産物は自動的に不適合となるか。

2020年世界森林被覆地図で森林と表示されている土地由来の産物を調達することが、自動的に不適合

を示すわけではない。ただし、これは、森林減少のリスクを示す可能性がある。そのような場合には、他の情報源を用いて、さらなる調査を行い、及び追加の手順を踏むことが勧められる。

9.10.4. ステークホルダーは、2020年世界森林被覆地図と組み合わせて国家的な森林地図を使用することができるか。

EUDRの枠組みにおいて、2020年の森林地図は、特に、代わりとなるより精度の高い情報源がない場合には、関連産物又は派生製品が2020年より後に森林減少が生じた区域で生産されたというリスクを評価するための重要な情報源となり得る(質問9.10.2を参照)。

ステークホルダーは、主題図を使用する義務を負っていないが、分析によると、様々な補完的データソース(例えば、様々な森林地図など)を組み合わせることによって2020年より後の森林減少のリスクを評価するための有益な情報が得られることが示されている。

9.10.5. 2020年世界森林種別地図(Global Forest Types map)とは何か。

欧州委員会は、EUDRを実施するために欧州委員会が提供する支援ツールの一つとして、2020年世界森林種別地図(GFT2020)を作成した。GFT2020は、森林減少及び森林劣化に関するEU観測システム上で提供され、2020年12月31日までの一次林、自然再生林及び人工林(プランテーション林を含む)の存在を空間分解能10mで示す。森林種別は、EUDR第2条8号から11号の定義に従う。

2020年の基準日の森林種別データは、事業者にとって重要な情報源である。GFT2020地図は、多数の利用可能な情報源のうちの一つである(質問9.10を参照のこと)。法的拘束力は持たないが、GFT2020は、事業者が森林減少のリスクを評価するというEUDR上の義務を遵守する手助けとなり得る。

基準日の観点からは、EUDRに定める森林劣化の定義は、3つの森林種別の区別のみを要求している。GFT2020地図は、EU加盟国管轄当局がその執行業務の最初の段階を履行する手助けともなり得る。(EU加盟国管轄当局が実施する)事業者の検査に関するEUDR第18条は、かかる検査のために使用される潜在的なデータとして、(検証のためのその他の情報源の中から)「コペルニクスプログラムなどから得られる地球観測データ」に言及している。使用される具体的な地図は言及されておらず、管轄当局は、世界的、地域的若しくは国家的な地図、又は管轄当局が適切と認めるその他の情報源を使用することを望む可能性がある。GFT2020は、適合性に関する確定的な情報源とすることを意図したものではない。

9.10.6. どのようなツールを用いて、地理空間データが地図上の森林と重複しているかを評価することができるか。(新規)

地理情報システムは、点データ又はポリゴンデータを地図上の空間的に明確な情報と重ね合わせて解析するために利用することができる。無償のもの、オープンソースのもの、有償のアプリケーションやウェブインターフェースまで、幅広いツールが存在する。例えば、以下のものが挙げられる。

- 欧州委員会共同研究センター(JRC)は、ガイダンス文書(「森林減少フリーのサプライチェーンに関する規則のリスク評価を支援する地理空間分析ツール」- EU出版局)を公表しており、空間的な重複解析のための簡便なツールとしてIMPACT Toolbox: Forest Observationsを提供している。
- 国連食糧農業機関(FAO)は、地理空間データと複数の地図とを重ね合わせるためのツール「What is in that plot?(WHISP)」を提供している(<https://openforis.org/solutions/whisp/>)。
- 世界資源研究所(WRI)は、サプライチェーンの地理空間分析のためのインターフェースであるGlobal Forest Watch Proを提供している(<https://pro.globalforestwatch.org/>)。

9.11. 何をもって高リスクとなり、どのくらいの期間、停止措置が講じられ得るのか。

EUDR第17条は、不適合のリスクが高い状況において、管轄当局が即時措置(停止措置を含む)を講じ

ることを認めている。何をもちて高リスクとなるのか、そして、停止措置はどのくらいの期間行われ得るのか。

管轄当局は、関連製品が、実地調査、リスクに基づく計画に基づくリスク分析の結果、情報システムを通じて特定されたリスク、又は他の管轄当局からの情報、根拠のある懸念等、様々な状況に基づいて、本規則の要件に適合しないリスクが高い状況を特定することができる。このような場合、管轄当局は、EU市場へ製品を上市すること又は入手可能にすることを停止措置を含む、EUDR第23条に定義された暫定措置を導入することができる。当該停止措置は、3営業日以内、又は腐敗しやすい製品の場合には72時間以内に終了されるべきである。しかし、管轄当局は、この期間に実施された検査に基づいて、製品が本規則に適合しているかどうかを立証するために、停止措置の期間をさらに3日間延長すべきとの結論を出すこともできる。

9.12. 本規則はEU再生可能エネルギー指令とどのように関連しているか。

本規則、及び指令(EU)2023/2413により改正された指令(EU)2018/2001(再生可能エネルギー指令-「RED」)の目的は、補完的なものであり、どちらも気候変動と生物多様性の喪失との闘いという包括的な目標に取り組むものである。両法の範囲に含まれる産物及び製品は、再生可能エネルギー指令(RED)に定める要件を遵守していることを条件として、本規則に基づく一般的な市場へのアクセスの要件の対象となり、再生可能エネルギー指令(RED)に基づき再生可能エネルギーとして説明され得る。EUDRと再生可能エネルギー指令(RED)の要件は互換性があり、相互に補強し合う。指令(EU)2018/2001を補足する委員会規則(EU)2019/807に従った低間接土地利用変更(ILUC)の認証制度の特定のケースでは、事業者及び取引業者は、それぞれのデュー・ディリジェンス・システムにおいて、EUDR第9条に規定されている追跡可能性と情報要件の一部を満たすためにこれらの認証制度を利用することもできる。他の認証制度と同様に、それらの使用は、EUDRに基づく事業者及び取引業者のデュー・ディリジェンス実施に係る法的責任及び義務に影響を与えるものではない。

9.13. EFTA/EEAの加盟国は、本規則においてどのようにみなされるか。(改訂)

ノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランド及びスイスは、すべて欧州自由貿易連合(EFTA)の締約国である。そのため、これらの国々は欧州連合関税法典(規則(EU)952/2013)の規則の対象ではない。よって、これらの国々はEUDR第2条34号に定義する「関税領域」ではなく、EUDRの下における「第三国」となる(EUDR第2条35号)。

欧州経済領域(EEA)は、EU加盟国とEFTA加盟国4カ国のうち3カ国(すなわち、アイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェー)を、同じ基本規則に準拠するEEA域内市場に関連づけている。EUDRは、EUによりEEA関連法として示されている。EUDRは現在、EEA合同委員会決定(JCD)によりEEA協定へと組み込むための精査を受けているところである。すなわち、EFTA加盟国でもあるEEA加盟国は、EUの法律をEEA協定に組み込むべきか否か、及びその組み込み方法を検討している。EEA加盟国が、EUDRをEEA協定に組み込むべきであると判断し、その後JCD案が採択されて、憲法上の要件が充足されたうえで当該JCDが発効した場合にのみ、EUDRはノルウェー、リヒテンシュタイン及びアイスランドで適用されることとなる。組み込むための手続きは法律が公表された後にのみ開始され、当該法律をEEA協定及びEEA加盟国の法制度に組み込むための手続きが複雑であるために、通常は最大数年の固有の遅延がある。

したがって、現在のところ、ノルウェー、リヒテンシュタイン及びアイスランドはEUDRの下における第三国とみなされている。すなわち、他の第三国の場合と同様に、ノルウェー、リヒテンシュタイン又はアイスランドにおいて市場で自らの製品を販売する一次生産者は、MSPOにも事業者にも該当しない。同様に、ノルウェー、リヒテンシュタイン又はアイスランドに拠点を置く零細・小規模一次事業者が第三国由来の製品をEU市場で直接販売する場合には、EUDR第4a条に定める簡素化された制度の適用を受けること

ができる。

スイスはEEAに加盟しなかったため、上記はスイスには適用されない。つまり、他の第三国や第三国の事業者と同様に、スイス及びスイスで設立された事業者にはEUDRが適用されることになる。

。 。 。 。

10. 罰則

10.1. 各EU加盟国によって定められた罰則は、欧州議会及び理事会指令2008/99/ECに基づく各加盟国の義務に影響を与えるものではない、とはどのようなことを意味するのか。

各EU加盟国は、罰則について各国内の枠組みを定めなければならない、それには少なくともEUDR第25条2項に列挙された罰則が含まれるものとされ、また、ルールが実施されることを確保するために必要なすべての措置を講じなければならない。罰則の程度や種類は、環境犯罪指令と矛盾してはならない。同指令の条項は、法律の継承に従うものとする。

10.2. 罰金の最高額はいくらか。(改訂)

各加盟国は、罰金の水準を含め、罰則を定めることについて裁量を有する。法人の場合、罰金の最高水準は、罰金決定直前の会計年度における事業者、下流の事業者又は取引業者のEU域内年間総売上高の4%を下回ることはできず、これは、理事会規則(EC) No 139/2004の5条1項に定める企業総売上高の計算方法に基づいて計算される。

罰金の水準は、特に度重なる違反の場合には、必要に応じて引き上げられるべきである。罰則は、実効的、比例的かつ抑制的という原則に従うものとし、違反行為により得られた経済的利益を効果的に奪えるようにすべきである。

10.3. 公共調達指令に関して、各EU加盟国は、本規則を実施する際に、自浄作用を可能にすべきかどうかを決定することになっているか。

EUDR第25条1項及び2項の要件とは別に、各加盟国は、自浄作用を提供することを望むか否かを決定することについて裁量を有する。しかし、自浄作用に関する明確なルールを設定し、適用することを通じて、自浄作用の提供が罰則の有効性の妨げにならないようにすべきである。

10.4. EUDR第25条3項によれば、「各加盟国は欧州委員会に対して、[本規則の違反に関して法人に対して下された]最終判決」及び当該法人に科された罰金を通知しなければならないとされている。欧州委員会は、これらの判決の一覧表をウェブサイト公表することになっている。これは、すべての行政上の決定又は裁判所の判決を指すのか。

当該規定は、各加盟国が法人に対する最終判決について欧州委員会に通知しなければならないことを意味するが、これは、裁判所の判決のことである。

10.5. 私は自分の土地上で小さな樹木を何本か伐採し、そこで数頭の牛を育てている。私は、当該木材と当該牛の肉を、EU域内の地元の市場で販売するつもりである。私は樹木を伐採したので、当該木材を販売することによって、私に罰金が科せられることはあるか。(改訂)

一般的に、これらの規定の執行に関する責任は各加盟国にある。事業者、下流の事業者及び取引業

者に対してEUDR第24条に定める是正措置を講じるよう要求することは、各加盟国の管轄当局の裁量に該当する。比例原則は、EUにおけるEU法の解釈と執行に適用されるEU法規の一般原則の一つである。

樹木の伐採は、当該樹木が本規則に定義される森林の一部である場合に限り、本規則に基づく森林減少フリー要件への違反を構成する。これはすなわち、樹木が0.5ヘクタールを超える主として農業用又は都市用に使用されていない土地であって、高さ5メートル超の、樹冠率が10%を超える樹木を有する、あるいはこれらの基準に達することが見込まれる樹木を有する土地の一部である場合をいう。これらの基準のいずれかが満たされない場合、その区域は森林ではなく、樹木を伐採したとしても、本規則の森林減少フリー要件の規定には違反しない。